

令和4年12月

第8回

横手市議会
定例会議案

令和4年第8回横手市議会12月定例会議案一覧表

(1)	報告第47号	専決処分の報告について	1	～	2
(2)	報告第48号	専決処分の報告について	3	～	6
(3)	報告第49号	専決処分の報告について	7	～	8
(4)	報告第50号	放棄した債権の報告について	9	～	10
(5)	同意第2号	教育委員会委員の任命について	当日配付		
(6)	議案第92号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	11	～	73
(7)	議案第93号	横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	74	～	111
(8)	議案第94号	横手市特別会計条例の一部を改正する条例	112	～	114
(9)	議案第95号	横手市特別会計条例等の一部を改正する条例	115	～	124
(10)	議案第96号	横手市農村公園等設置条例の一部を改正する条例	125	～	126
(11)	議案第97号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市松原団地集会所)	127		
(12)	議案第98号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市山内三又コミュニティセンター)	128		
(13)	議案第99号	公の施設の指定管理者の指定について (観音寺児童館)	129		
(14)	議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市大森町八日町老人憩の家)	130		
(15)	議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市二井山地区農村集落多目的共同 利用施設等 18施設)	131	～	133
(16)	議案第102号	公の施設の指定管理者の指定について (天下森ふれあい農園)	134		

(17)	議案第103号	公の施設の指定管理者の指定について (舟沢農村集落生活館等 2施設)	135
(18)	議案第104号	公の施設の指定管理者の指定について (地域ふれあい施設たかね)	136
(19)	議案第105号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市横手防災センター)	137
(20)	議案第106号	公の施設の指定管理者の指定について (寿町コミュニティ消防センター等 2施設)	138
(21)	議案第107号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市天下森スキー場)	139
(22)	議案第108号	連携協約の締結に関する協議について	140 ~ 143
(23)	議案第109号	市道路線の廃止について	144 ~ 145
(24)	議案第110号	市道路線の認定について	146 ~ 147
(25)	議案第111号	令和4年度横手市一般会計補正予算(第9号)	予算書の頁
(26)	議案第112号	令和4年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	予算書の頁
(27)	議案第113号	令和4年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(28)	議案第114号	令和4年度横手市介護保険特別会計補正予算(第2号)	予算書の頁
(29)	議案第115号	令和4年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)	予算書の頁
(30)	議案第116号	令和4年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算(第2号)	予算書の頁
(31)	議案第117号	令和4年度横手市病院事業会計補正予算(第2号)	予算書の頁
(32)	議案第118号	令和4年度横手市水道事業会計補正予算(第2号)	予算書の頁
(33)	議案第119号	令和4年度横手市下水道事業会計補正予算(第2号)	予算書の頁

報告第47号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

専決第38号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年10月17日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|--------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年2月18日（木）午前10時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 137,500円 |

報告第48号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

専決第39号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年10月19日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-------------------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年6月29日（水）午前9時頃から午後1時30分頃まで |
| 2 | 事故発生場所 | 別紙のとおり |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 別紙のとおり |

別紙

事故発生場所	相手方	損害賠償額
横手市内 横手市内		13,067円
横手市内 横手市内 横手市内 横手市内 横手市内 横手市内		48,015円
横手市内 横手市内 横手市内		6,964円
横手市内 横手市内		1,264円
横手市内 横手市内 横手市内 横手市内		2,841円

横手市内		1, 403円
横手市内		
計		73, 554円

報告第49号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

専決第40号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年11月4日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年9月27日（火）午前10時13分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 15,243円 |

報告第50号

放棄した債権の報告について

横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

別紙

債権放棄の報告

横手市債権の管理等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次の債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

債権の名称 (所管部局名)	債権の金額 (円)	人数 (人)	件数 (件)	放棄の根拠となる条項
前郷墓園管理手数料 (市民福祉部生活環境課)	15,750	1	1	第13条第1項第6号(徴収停止後無資力) 放棄決定日:令和4年8月31日
配食サービス事業利用料 (市民福祉部高齢ふれあい課)	14,250	2	2	第13条第1項第6号(徴収停止後無資力) 放棄決定日:令和4年10月17日

議案第 9 2 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、職員の定年引上げに係る関係規定の整備を図るため、条例を制定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(横手市職員定数条例の一部改正)

第1条 横手市職員定数条例(平成17年横手市条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(職員の定数)		(職員の定数)	
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、職員が他の職務を兼務する場合には、その兼務する職員の数を限度として、これを超えることを妨げない。		第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、職員が他の職務を兼務する場合には、その兼務する職員の数を限度として、これを超えることを妨げない。	
事務部局	定数	事務部局	定数
[略]		[略]	
市長	<u>880人</u>	市長	<u>760人</u>
[略]		[略]	
消防	<u>170人</u>	消防	<u>190人</u>
病院事業	<u>435人</u>	病院事業	<u>450人</u>
[略]		[略]	
合計	<u>1,655人</u>	合計	<u>1,570人</u>

(横手市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 横手市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年横手市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し規定するものとする。</p> <p>(降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>附 則</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続及び効果に関し規定するものとする。</p> <p>(降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員の意に反する降任、<u>免職、休職又は降給</u>の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>附 則</p>

1・2 [略]

1・2 [略]

(法第27条第2項の条例で定める事由に関する経過措置)
)

3 法第27条第2項の条例で定める事由による場合は、横手市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年横手市条例第61号）附則第21項、横手市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年横手市条例第62号）附則第2項、横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年横手市条例第313号）附則第3項又は横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年横手市条例第320号）附則第3項の規定による給料月額に関する経過措置に該当する場合とする。この場合において、これらの規定により降給された職員には、その旨を通知するものとする。

（横手市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第3条 横手市職員の定年等に関する条例（平成17年横手市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定</u>に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60歳</u>とする。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢<u>65歳</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定</u>に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65歳</u>とする。ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢<u>70歳</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事し</u></p>

ることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

ている職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下第8条から第10条までにおいて同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させる場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該業務の性質上、当該職員の退職による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な支障が生ずること。

(2) 当該職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上
重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退
職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

業務の遂行に重大な支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、市長が定める。

(定年退職者の再任用)

第5条 任命権者は、第2条の規定により退職した者又は前条の規定により引き続き勤務した後退職した者について、次に該当し、かつ、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、その職は、その者が退職する前に任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められる職でなければならない。

(1) 退職する前の勤務成績が良好であること。

(2) 採用に係る職の職務の遂行に必要な知識又は技能を有していること。

2 任命権者は、前項の任期又はこの項の規定により更新された任期における勤務成績が良好である者について、引き続き公務の能率的運営を確保するために特に必要があると認めるときは、その任期を1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前2項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

4 第1項及び第2項の規定を実施するために必要な手続は、市長が定める。

(定年に関する施策の調査等)

第6条 [略]

(定年に関する施策の調査等)

第5条 [略]

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、横手市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年横手市条例第61号）第8条の2第1項、横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年横手市条例第313号）第4条及び横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年横手市条例第320号）第5条の規定による管理職手当を支給される職員が占める職（第3条ただし書に規定する医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上

限年齢（第9条第3項において「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60歳とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、他の職への降任等（法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をいい、管理監督職以外の職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をする場合に限る。以下同じ。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（1） 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

（2） 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監

督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員¹の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められた場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の

翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。
)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職員の業務の性質上、当該職員の他の職への降任等による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずること。

(2) 当該職員の職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該

異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、管理監督職を現に占める職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず

業務の遂行に重大な障害が生ずると認めたときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60歳に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法令により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60歳以上退職者」

附 則
1・2 [略]

という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60歳以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る同項に規定する定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 [略]

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「70歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする

。

令和5年4月1日から令和7年3月31日 まで	61歳	66歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日 まで	62歳	67歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日 日まで	63歳	68歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日 日まで	64歳	69歳

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法令により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60歳に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員（異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該末日経過職員の異動等の日

が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（横手市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 横手市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年横手市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下、<u>給料の額</u>（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、横手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年横手市条例第40号）第3条に規定する報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の<u>期間、その発令の日</u>に<u>受ける給料の額</u>（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、横手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年横手市条例第40号）第3条に規定する報酬の額）の10分の1以下を減ずる</p>

ものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(横手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 横手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年横手市条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p>

(横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年横手市条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員<u>(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)</u>以下「育児短時間勤務職員」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容<u>(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。)</u>以下「<u>育児短時間勤務の内容</u>」という。)に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務</p>

項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 [略]

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの

の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 [略]

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの

期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 [略]

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につ

期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 [略]

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超え

き1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日
(育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

ない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日
(育児短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員)にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

(横手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 横手市職員の育児休業等に関する条例(平成17年横手市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ・ (2) [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ・ (2) [略]</p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ・ (2) [略]</p> <p><u>(3) 横手市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ・ (2) [略]</p> <p><u>(3) 横手市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p>

第16条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第4条第10項	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第7条の4第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第10条第3項	再任用短時間勤務職員	[略]
[略]		

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第16条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第7条の4第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第10条第3項	定年前再任用短時間勤務職員	[略]
[略]		

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第7条の4 第2項第2 号	再任用短時間 勤務職員	[略]
第10条第3 項	再任用短時間 勤務職員	[略]

附 則

1・2 [略]

第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]		
第7条の4 第2項第2 号	<u>定年前再任用</u> 短時間勤務職 員	[略]
第10条第3 項	<u>定年前再任用</u> 短時間勤務職 員	[略]

附 則

1・2 [略]

3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第21項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して

得た数を乗じて得た額とする」とする。

(横手市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 横手市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年横手市条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 [略] (1)・(2) [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の <u>法律</u> により任期を定めて任用される職員 (2)～(4) [略]	(職員の派遣) 第2条 [略] (1)・(2) [略] 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の <u>法令</u> により任期を定めて任用される職員 (2)～(4) [略] <u>(5) 横手市職員の定年に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)</u> <u>)を延長された管理監督職を占める職員</u>

<p>(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>
-----------------------------	-----------------------------

(横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 横手市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年横手市条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(初任給の決定及び昇給の基準等)	(初任給の決定及び昇給の基準等)
第4条 [略]	第4条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 職員の昇給は、規則で定める日に、規則で定める期間における <u>その者</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。	4 職員の昇給は、規則で定める日に、規則で定める期間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。
5～9 [略]	5～9 [略]
10 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額の</u>	10 <u>横手市職員の定年等に関する条例（平成17年横手市条例第44号）第13条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表</u>

うち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（復職時等における号給の調整）

第4条の3 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、規則で定めるところによりその者の号給を調整することができる。

第7条 [略]

の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2 削除

（復職時等における号給の調整）

第4条の3 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより当該職員の号給を調整することができる。

第7条 [略]

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 [略]

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、当該職員が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれ当該職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 [略]

(通勤手当)

第7条の4 [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、34,800円を超えない範囲内で規則で定める額（再

(通勤手当)

第7条の4 [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、34,800円を超えない範囲内で規則で定める額（定

任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3～6 [略]

(時間外勤務手当)

第10条 [略]

2 [略]

年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3～6 [略]

(時間外勤務手当)

第10条 [略]

2 [略]

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

4 第1項及び第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、当該60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にあつては、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、当該60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にあつては、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 [略]

(期末手当)

第15条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の117.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」とする。

4～6 [略]

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)～(3) [略]

5・6 [略]

(期末手当)

第15条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の117.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」とする。

4～6 [略]

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)～(3) [略]

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪がある

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が逮捕された場合又は当該職員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき当該職員に犯

と史料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2～4 [略]

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) ・ (2) [略]

(3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6～9 [略]

(勤勉手当)

罪があると思料するに至った場合であつて、当該職員に対し期末手当を支給することが公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2～4 [略]

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) ・ (2) [略]

(3) 一時差止処分を受けた者が、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6～9 [略]

(勤勉手当)

第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、規則で定める期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の

(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(再任用職員についての適用除外)

第17条の2 第6条から第7条の3まで、第7条の5及び第17条の規定は、再任用職員には適用しない。

(退職者の給与)

第19条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

総額

(2) 前項のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の2 第6条から第7条の3まで、第7条の5及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(退職者の給与)

第19条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、当該職員に給与の全額を支給する。

2 職員が結核性の疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5～7 [略]

附 則

1～20 [略]

2 職員が結核性の疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、当該職員に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、当該職員に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、当該職員に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5～7 [略]

附 則

1～20 [略]

(特定日以後の職員の給料月額等の特例)

2 1 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第23項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

2 2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時の職員その他の法令により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

（2） 横手市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員

（3） 横手市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 横手市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第25項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額

との差額に相当する額を給料として支給する。

2 4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

2 5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2 1項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第2 3項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 6 附則第2 3項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2 1項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との

権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員
の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより
、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する

—
27 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則
第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定によ
る給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関
し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任 用職 員以 外の	[略]							

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時	[略]							

職員								間勤 務職 員以 外の 職員							
再任 用職 員	[略]							定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	[略]						
備考 [略]								備考 [略]							
別表第2（第3条関係）								別表第2（第3条関係）							
医療職給料表								医療職給料表							
ア 医療技術職給料表								ア 医療技術職給料表							
職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	[略]						
再任用 職員	[略]						

備考 [略]

イ 保健看護職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	[略]						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	[略]						

備考 [略]

イ 保健看護職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

		額	額	額	額	額	額			額	額	額	額	額	額	
再任用 職員以 外の職 員	[略]							定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	[略]							
再任用 職員	[略]							定年前 再任用 短時間 勤務職 員	[略]							
備考 [略]								備考 [略]								
別表第3 (第3条関係)								別表第3 (第3条関係)								
福祉職給料表								福祉職給料表								
職員の区 分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額		職員の区 分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額		
再任用職	[略]							定年前再	[略]							

員以外の 職員		任用短時 間勤務職 員以外の 職員	
再任用職 員	[略]	定年前再 任用短時 間勤務職 員	[略]
備考	[略]	備考	[略]

(横手市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 横手市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年横手市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により雇用される者に支給される給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

附 則

[略]

3 前2項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員（横手市職員の定年等に関する条例（平成17年横手市条例第44号）第13条の規定により採用された職員をいう。）に支給される給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

附 則

（施行期日）

1 [略]

（60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料の特例）

2 職員（横手市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年横手市条例第61号）附則第22項に掲げる職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、同条例附則第21項の例により、市長が別に定める。

（横手市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第 1 1 条 横手市職員等の旅費に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、公務のために旅行する市職員（非常勤職員（<u>地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）及び市職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、公務のために旅行する市職員（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員（横手市職員の定年等に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 4 4 号）第 1 3 条の規定により採用された職員をいう。</u>）及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）及び市職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7 年横手市条例第 3 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員であつて、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定するもの及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものの給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条から第7条まで、第9条、第10条及び第18条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第28条の6第2項、地方公務員</u>の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員であつて、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定するもの及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条から第7条まで、第9条、第10条及び第18条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員</u>の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p>

	<p><u>(60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料の特例)</u></p> <p>3 <u>職員(横手市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年横手市条例第61号)附則第22項に掲げる職員を除く。)</u>が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、<u>同条例附則第21項の例により、管理者が別に定める。</u></p>
--	--

(横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年横手市条例第320号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員であつて、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定するもの及び同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるものの給与の種類は、給料及び手当とす</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員であつて、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定するもの及び同法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職</p>

る。

2・3 [略]

(再任用職員等についての適用除外)

第26条 第6条から第9条まで、第11条、第13条及び第21条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

1・2 [略]

員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 [略]

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第26条 第6条から第9条まで、第11条、第13条及び第21条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

1・2 [略]

(60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料の特例)

3 職員(横手市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年横手市条例第61号)附則第22項に掲げる職員を除く。)が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、同条例附則第2

1項の例により、管理者が別に定める。

(横手市職員の再任用に関する条例の廃止)

第14条 横手市職員の再任用に関する条例（平成17年横手市条例第45号）は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

2 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第3条の規定による改正前の横手市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、同項の期限が施行日以後に到来する職員について、同項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第3条の規定による改正後の横手市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 新条例第4条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による勤務について準用する。

4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び

令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合は、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項若しくは附則第2項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合は、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日(次項から附則第7項までにおいて「年齢65歳到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

- (2) 旧条例第4条第1項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用又は暫定再任用（この項から附則第11項までの規定により採用することをいう。次項第5号及び附則第8項において同じ。）をされたことがある者
- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65歳到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「新法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

- (5) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65歳到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（暫定再任用をされた職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、年齢65歳到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職（以下これらの職をこの項において「当該職」という。）にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 1 1 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、年齢65歳到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 2 前2項の場合において、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職）
- 1 3 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢）
- 1 4 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新法第22条の4第4項の条例で定める職）
- 1 5 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新法第22条の4第4項の条例で定める年齢)

16 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職)

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第9項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から附則第19項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者)

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員)

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

20 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢(短時間勤務の職(新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。))を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。以下この項及び附則第11項において同じ。)が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第13条に規定する年齢60歳以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第13条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のう

ち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

2 1 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60歳とする。

（横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 2 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第6条の規定による改正後の横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（横手市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 3 附則第5項又は第6項の規定により採用されている職員に対する第8条の規定による改正後の横手市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用される職員を除く。）」とする。

（横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 4 第9条の規定による改正後の横手市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第21項から第27項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 25 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（改正後の条例第4条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。附則第27項及び第28項において同じ。）であるものとした場合に適用される横手市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 26 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 27 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 28 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第15条第3項の規定を適用する。
- 29 改正後の条例第16条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の

同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

30 給与条例第4条第2項、第5項及び第7項から第9項まで、第4条の3、第6条から第7条まで、第7条の3並びに第17条並びに改正後の条例第4条第4項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（横手市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

31 暫定再任用職員は、第10条の規定による改正後の横手市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の同条例の規定を適用する。

（横手市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

32 暫定再任用職員は、第11条の規定による改正後の横手市職員等の旅費に関する条例第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の同条例の規定を適用する。

（横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

33 暫定再任用短時間勤務職員は、第12条の規定による改正後の横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみ

なして、改正後の同条例の規定を適用する。

34 横手市水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第7条、第9条、第10条及び第18条の規定は暫定再任用職員には適用しない。

(横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

35 暫定再任用短時間勤務職員は、第13条の規定による改正後の横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の病院事業職員給与条例の規定を適用する。

36 横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条から第9条まで、第11条、第13条及び第21条の規定は暫定再任用職員には適用しない。

(規則への委任)

37 この条例の施行に関し、附則第25項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 93 号

横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

職員の給与を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 横手市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年横手市条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前									改正後									
別表第1（第3条関係）									別表第1（第3条関係）									
行政職給料表									行政職給料表									
職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>145,079</u>	<u>195,319</u>	<u>231,564</u>	<u>264,788</u>	<u>290,864</u>	<u>321,370</u>	<u>365,367</u>		1	<u>147,181</u>	<u>196,946</u>	<u>233,213</u>	<u>266,155</u>	<u>291,843</u>	<u>321,562</u>	<u>365,585</u>	
	2	<u>146,187</u>	<u>197,131</u>	<u>233,174</u>	<u>266,701</u>	<u>293,079</u>	<u>323,585</u>	<u>367,985</u>		2	<u>148,289</u>	<u>198,760</u>	<u>234,824</u>	<u>267,968</u>	<u>294,060</u>	<u>323,778</u>	<u>368,204</u>	
	3	<u>147,395</u>	<u>198,943</u>	<u>234,685</u>	<u>268,513</u>	<u>295,395</u>	<u>325,901</u>	<u>370,401</u>		3	<u>149,498</u>	<u>200,573</u>	<u>236,336</u>	<u>269,781</u>	<u>296,175</u>	<u>326,095</u>	<u>370,622</u>	
	4	<u>148,503</u>	<u>200,755</u>	<u>236,295</u>	<u>270,627</u>	<u>297,509</u>	<u>328,116</u>	<u>373,019</u>		4	<u>150,606</u>	<u>202,386</u>	<u>237,947</u>	<u>271,897</u>	<u>298,190</u>	<u>328,311</u>	<u>373,241</u>	
	5	<u>149,610</u>	<u>202,266</u>	<u>237,705</u>	<u>272,339</u>	<u>299,422</u>	<u>330,331</u>	<u>374,932</u>		5	<u>151,714</u>	<u>203,897</u>	<u>239,358</u>	<u>273,609</u>	<u>300,104</u>	<u>330,527</u>	<u>375,155</u>	

<u>6</u>	<u>150,717</u>	<u>204,078</u>	<u>239,417</u>	<u>274,252</u>	<u>301,737</u>	<u>332,344</u>	<u>377,449</u>
<u>7</u>	<u>151,825</u>	<u>205,890</u>	<u>240,927</u>	<u>276,165</u>	<u>304,053</u>	<u>334,559</u>	<u>379,764</u>
<u>8</u>	<u>152,932</u>	<u>207,702</u>	<u>242,538</u>	<u>278,279</u>	<u>306,268</u>	<u>336,774</u>	<u>382,281</u>
<u>9</u>	<u>154,040</u>	<u>209,313</u>	<u>243,746</u>	<u>280,293</u>	<u>308,181</u>	<u>338,687</u>	<u>384,698</u>
<u>10</u>	<u>155,449</u>	<u>211,125</u>	<u>245,256</u>	<u>282,306</u>	<u>310,497</u>	<u>340,902</u>	<u>387,416</u>
<u>11</u>	<u>156,758</u>	<u>212,938</u>	<u>246,867</u>	<u>284,421</u>	<u>312,712</u>	<u>342,916</u>	<u>390,034</u>
<u>12</u>	<u>158,067</u>	<u>214,750</u>	<u>248,276</u>	<u>286,434</u>	<u>315,027</u>	<u>345,131</u>	<u>392,752</u>
<u>13</u>	<u>159,376</u>	<u>216,159</u>	<u>249,787</u>	<u>288,448</u>	<u>317,142</u>	<u>346,943</u>	<u>395,169</u>
<u>14</u>	<u>160,886</u>	<u>217,972</u>	<u>251,297</u>	<u>290,562</u>	<u>319,256</u>	<u>348,956</u>	<u>397,484</u>
<u>15</u>	<u>162,396</u>	<u>219,683</u>	<u>252,606</u>	<u>292,576</u>	<u>321,471</u>	<u>350,970</u>	<u>399,699</u>
<u>16</u>	<u>164,007</u>	<u>221,496</u>	<u>254,015</u>	<u>294,589</u>	<u>323,585</u>	<u>352,984</u>	<u>402,115</u>
<u>17</u>	<u>165,316</u>	<u>223,207</u>	<u>255,525</u>	<u>296,401</u>	<u>325,498</u>	<u>354,695</u>	<u>403,928</u>
<u>18</u>	<u>166,826</u>	<u>224,919</u>	<u>257,136</u>	<u>298,415</u>	<u>327,512</u>	<u>356,709</u>	<u>405,941</u>
<u>19</u>	<u>168,336</u>	<u>226,530</u>	<u>258,848</u>	<u>300,529</u>	<u>329,525</u>	<u>358,521</u>	<u>407,854</u>
<u>20</u>	<u>169,847</u>	<u>228,140</u>	<u>260,660</u>	<u>302,543</u>	<u>331,539</u>	<u>360,434</u>	<u>409,666</u>
<u>21</u>	<u>171,256</u>	<u>229,550</u>	<u>262,271</u>	<u>304,456</u>	<u>333,250</u>	<u>362,347</u>	<u>411,579</u>
<u>22</u>	<u>173,975</u>	<u>231,261</u>	<u>264,083</u>	<u>306,570</u>	<u>335,365</u>	<u>364,260</u>	<u>413,392</u>
<u>23</u>	<u>176,592</u>	<u>232,872</u>	<u>265,795</u>	<u>308,584</u>	<u>337,378</u>	<u>366,273</u>	<u>415,204</u>

<u>6</u>	<u>152,822</u>	<u>205,711</u>	<u>241,070</u>	<u>275,423</u>	<u>302,220</u>	<u>332,542</u>	<u>377,674</u>
<u>7</u>	<u>153,930</u>	<u>207,524</u>	<u>242,581</u>	<u>277,236</u>	<u>304,436</u>	<u>334,759</u>	<u>379,991</u>
<u>8</u>	<u>155,038</u>	<u>209,337</u>	<u>244,193</u>	<u>279,251</u>	<u>306,451</u>	<u>336,975</u>	<u>382,509</u>
<u>9</u>	<u>156,046</u>	<u>210,949</u>	<u>245,301</u>	<u>281,266</u>	<u>308,365</u>	<u>338,889</u>	<u>384,927</u>
<u>10</u>	<u>157,456</u>	<u>212,762</u>	<u>246,813</u>	<u>283,280</u>	<u>310,682</u>	<u>341,105</u>	<u>387,647</u>
<u>11</u>	<u>158,766</u>	<u>214,576</u>	<u>248,424</u>	<u>285,194</u>	<u>312,898</u>	<u>343,120</u>	<u>390,266</u>
<u>12</u>	<u>160,075</u>	<u>216,389</u>	<u>249,734</u>	<u>287,109</u>	<u>315,215</u>	<u>345,336</u>	<u>392,986</u>
<u>13</u>	<u>161,284</u>	<u>217,799</u>	<u>251,245</u>	<u>289,123</u>	<u>317,331</u>	<u>347,150</u>	<u>395,404</u>
<u>14</u>	<u>162,795</u>	<u>219,613</u>	<u>252,655</u>	<u>291,037</u>	<u>319,446</u>	<u>349,164</u>	<u>397,721</u>
<u>15</u>	<u>164,306</u>	<u>221,325</u>	<u>253,965</u>	<u>292,951</u>	<u>321,662</u>	<u>351,179</u>	<u>399,937</u>
<u>16</u>	<u>165,918</u>	<u>223,139</u>	<u>255,375</u>	<u>294,765</u>	<u>323,778</u>	<u>353,194</u>	<u>402,355</u>
<u>17</u>	<u>167,127</u>	<u>224,851</u>	<u>256,887</u>	<u>296,578</u>	<u>325,692</u>	<u>354,907</u>	<u>404,168</u>
<u>18</u>	<u>168,638</u>	<u>226,564</u>	<u>258,398</u>	<u>298,593</u>	<u>327,707</u>	<u>356,921</u>	<u>406,183</u>
<u>19</u>	<u>170,149</u>	<u>228,176</u>	<u>260,110</u>	<u>300,708</u>	<u>329,722</u>	<u>358,735</u>	<u>408,097</u>
<u>20</u>	<u>171,660</u>	<u>229,787</u>	<u>261,924</u>	<u>302,723</u>	<u>331,736</u>	<u>360,649</u>	<u>409,911</u>
<u>21</u>	<u>172,970</u>	<u>231,198</u>	<u>263,535</u>	<u>304,637</u>	<u>333,449</u>	<u>362,563</u>	<u>411,825</u>
<u>22</u>	<u>175,690</u>	<u>232,910</u>	<u>265,248</u>	<u>306,753</u>	<u>335,564</u>	<u>364,477</u>	<u>413,638</u>
<u>23</u>	<u>178,309</u>	<u>234,522</u>	<u>266,860</u>	<u>308,768</u>	<u>337,579</u>	<u>366,492</u>	<u>415,451</u>

<u>24</u>	<u>179, 210</u>	<u>234, 483</u>	<u>267, 506</u>	<u>310, 698</u>	<u>339, 492</u>	<u>368, 186</u>	<u>417, 117</u>
<u>25</u>	<u>181, 928</u>	<u>235, 591</u>	<u>269, 419</u>	<u>312, 410</u>	<u>340, 902</u>	<u>370, 200</u>	<u>418, 929</u>
<u>26</u>	<u>183, 640</u>	<u>237, 101</u>	<u>271, 332</u>	<u>314, 524</u>	<u>342, 815</u>	<u>372, 113</u>	<u>420, 439</u>
<u>27</u>	<u>185, 251</u>	<u>238, 510</u>	<u>273, 144</u>	<u>316, 537</u>	<u>344, 728</u>	<u>374, 126</u>	<u>421, 949</u>
<u>28</u>	<u>186, 962</u>	<u>239, 819</u>	<u>274, 957</u>	<u>318, 551</u>	<u>346, 641</u>	<u>376, 140</u>	<u>423, 560</u>
<u>29</u>	<u>188, 472</u>	<u>241, 128</u>	<u>276, 668</u>	<u>320, 263</u>	<u>348, 252</u>	<u>377, 650</u>	<u>425, 171</u>
<u>30</u>	<u>190, 184</u>	<u>242, 336</u>	<u>278, 581</u>	<u>322, 276</u>	<u>350, 165</u>	<u>379, 462</u>	<u>426, 480</u>
<u>31</u>	<u>191, 996</u>	<u>243, 343</u>	<u>280, 494</u>	<u>324, 390</u>	<u>352, 077</u>	<u>381, 275</u>	<u>427, 789</u>
<u>32</u>	<u>193, 708</u>	<u>244, 551</u>	<u>282, 206</u>	<u>326, 505</u>	<u>353, 890</u>	<u>382, 886</u>	<u>428, 997</u>
<u>33</u>	<u>195, 319</u>	<u>245, 860</u>	<u>283, 716</u>	<u>327, 713</u>	<u>355, 803</u>	<u>384, 698</u>	<u>430, 205</u>
<u>34</u>	<u>196, 728</u>	<u>246, 968</u>	<u>285, 629</u>	<u>329, 727</u>	<u>357, 615</u>	<u>386, 107</u>	<u>431, 514</u>
<u>35</u>	<u>198, 238</u>	<u>248, 176</u>	<u>287, 441</u>	<u>331, 639</u>	<u>359, 427</u>	<u>387, 618</u>	<u>432, 823</u>
<u>36</u>	<u>199, 749</u>	<u>249, 485</u>	<u>289, 354</u>	<u>333, 754</u>	<u>361, 139</u>	<u>389, 228</u>	<u>434, 031</u>
<u>37</u>	<u>201, 057</u>	<u>250, 391</u>	<u>290, 965</u>	<u>335, 667</u>	<u>362, 548</u>	<u>390, 638</u>	<u>435, 239</u>
<u>38</u>	<u>202, 366</u>	<u>251, 800</u>	<u>292, 676</u>	<u>337, 580</u>	<u>363, 857</u>	<u>391, 846</u>	<u>436, 045</u>
<u>39</u>	<u>203, 574</u>	<u>253, 210</u>	<u>294, 489</u>	<u>339, 593</u>	<u>365, 267</u>	<u>393, 054</u>	<u>436, 850</u>
<u>40</u>	<u>204, 883</u>	<u>254, 619</u>	<u>296, 301</u>	<u>341, 506</u>	<u>366, 676</u>	<u>394, 162</u>	<u>437, 655</u>
<u>41</u>	<u>206, 192</u>	<u>256, 029</u>	<u>297, 811</u>	<u>343, 419</u>	<u>367, 985</u>	<u>395, 269</u>	<u>438, 260</u>

<u>24</u>	<u>180, 929</u>	<u>236, 134</u>	<u>268, 472</u>	<u>310, 883</u>	<u>339, 695</u>	<u>368, 406</u>	<u>417, 365</u>
<u>25</u>	<u>183, 548</u>	<u>237, 141</u>	<u>270, 386</u>	<u>312, 596</u>	<u>341, 105</u>	<u>370, 420</u>	<u>419, 179</u>
<u>26</u>	<u>185, 260</u>	<u>238, 653</u>	<u>272, 199</u>	<u>314, 711</u>	<u>343, 019</u>	<u>372, 335</u>	<u>420, 690</u>
<u>27</u>	<u>186, 872</u>	<u>240, 063</u>	<u>273, 912</u>	<u>316, 726</u>	<u>344, 933</u>	<u>374, 349</u>	<u>422, 201</u>
<u>28</u>	<u>188, 585</u>	<u>241, 272</u>	<u>275, 624</u>	<u>318, 741</u>	<u>346, 847</u>	<u>376, 364</u>	<u>423, 813</u>
<u>29</u>	<u>190, 096</u>	<u>242, 481</u>	<u>277, 337</u>	<u>320, 453</u>	<u>348, 459</u>	<u>377, 875</u>	<u>425, 425</u>
<u>30</u>	<u>191, 808</u>	<u>243, 690</u>	<u>279, 049</u>	<u>322, 468</u>	<u>350, 373</u>	<u>379, 689</u>	<u>426, 734</u>
<u>31</u>	<u>193, 622</u>	<u>244, 697</u>	<u>280, 863</u>	<u>324, 584</u>	<u>352, 287</u>	<u>381, 502</u>	<u>428, 044</u>
<u>32</u>	<u>195, 334</u>	<u>245, 906</u>	<u>282, 374</u>	<u>326, 699</u>	<u>354, 101</u>	<u>383, 114</u>	<u>429, 253</u>
<u>33</u>	<u>196, 946</u>	<u>247, 215</u>	<u>283, 885</u>	<u>327, 908</u>	<u>356, 015</u>	<u>384, 927</u>	<u>430, 462</u>
<u>34</u>	<u>198, 357</u>	<u>248, 223</u>	<u>285, 799</u>	<u>329, 923</u>	<u>357, 828</u>	<u>386, 337</u>	<u>431, 771</u>
<u>35</u>	<u>199, 868</u>	<u>249, 432</u>	<u>287, 612</u>	<u>331, 837</u>	<u>359, 641</u>	<u>387, 849</u>	<u>433, 081</u>
<u>36</u>	<u>201, 379</u>	<u>250, 741</u>	<u>289, 526</u>	<u>333, 953</u>	<u>361, 354</u>	<u>389, 460</u>	<u>434, 290</u>
<u>37</u>	<u>202, 688</u>	<u>251, 648</u>	<u>291, 138</u>	<u>335, 867</u>	<u>362, 764</u>	<u>390, 871</u>	<u>435, 499</u>
<u>38</u>	<u>203, 998</u>	<u>252, 958</u>	<u>292, 851</u>	<u>337, 781</u>	<u>364, 074</u>	<u>392, 080</u>	<u>436, 304</u>
<u>39</u>	<u>205, 207</u>	<u>254, 167</u>	<u>294, 664</u>	<u>339, 796</u>	<u>365, 484</u>	<u>393, 288</u>	<u>437, 110</u>
<u>40</u>	<u>206, 517</u>	<u>255, 476</u>	<u>296, 477</u>	<u>341, 710</u>	<u>366, 895</u>	<u>394, 397</u>	<u>437, 916</u>
<u>41</u>	<u>207, 826</u>	<u>256, 887</u>	<u>297, 988</u>	<u>343, 624</u>	<u>368, 204</u>	<u>395, 505</u>	<u>438, 521</u>

42	207, 501	257, 438	299, 523	345, 332	368, 891	396, 477	438, 964
43	208, 810	258, 848	301, 033	347, 144	369, 999	397, 686	439, 669
44	210, 119	260, 157	302, 644	349, 057	371, 106	398, 793	440, 374
45	211, 226	261, 365	304, 254	350, 567	371, 911	399, 498	441, 179
46	212, 535	262, 674	305, 966	351, 977	372, 818	400, 203	441, 985
47	213, 844	264, 083	307, 577	353, 487	373, 724	400, 907	442, 387
48	215, 153	265, 392	309, 288	354, 997	374, 630	401, 612	443, 092
49	216, 260	266, 499	310, 195	356, 608	375, 536	402, 216	443, 596
50	217, 368	267, 607	311, 705	357, 414	376, 341	402, 820	443, 998
51	218, 374	268, 916	313, 215	358, 622	377, 147	403, 324	444, 401
52	219, 482	270, 225	314, 826	359, 628	377, 952	403, 726	444, 804
53	220, 589	271, 231	316, 437	360, 535	378, 657	404, 129	445, 206
54	221, 596	272, 339	318, 048	361, 642	379, 362	404, 431	445, 609
55	222, 502	273, 648	319, 659	362, 548	380, 067	404, 733	446, 012
56	223, 509	274, 957	321, 169	363, 656	380, 771	405, 035	446, 314
57	223, 912	275, 863	322, 679	364, 562	381, 275	405, 337	446, 616
58	224, 818	276, 870	323, 887	365, 267	381, 879	405, 639	447, 019
59	225, 623	277, 776	325, 095	365, 971	382, 483	405, 941	447, 321

42	209, 136	258, 297	299, 701	345, 538	369, 111	396, 714	439, 226
43	210, 445	259, 506	301, 212	347, 351	370, 219	397, 923	439, 931
44	211, 755	260, 715	302, 824	349, 265	371, 327	399, 031	440, 636
45	212, 863	261, 924	304, 436	350, 776	372, 133	399, 736	441, 442
46	214, 173	263, 132	306, 148	352, 187	373, 040	400, 441	442, 248
47	215, 482	264, 442	307, 760	353, 698	373, 946	401, 146	442, 651
48	216, 792	265, 550	309, 473	355, 209	374, 853	401, 851	443, 356
49	217, 900	266, 658	310, 379	356, 821	375, 760	402, 456	443, 860
50	219, 008	267, 766	311, 891	357, 627	376, 566	403, 060	444, 263
51	220, 016	269, 076	313, 402	358, 835	377, 372	403, 564	444, 666
52	221, 124	270, 386	315, 013	359, 843	378, 177	403, 967	445, 069
53	222, 232	271, 393	316, 625	360, 749	378, 883	404, 370	445, 472
54	223, 239	272, 501	318, 237	361, 858	379, 588	404, 672	445, 875
55	224, 146	273, 811	319, 849	362, 764	380, 293	404, 974	446, 278
56	225, 153	275, 120	321, 360	363, 872	380, 998	405, 277	446, 580
57	225, 456	276, 027	322, 871	364, 779	381, 502	405, 579	446, 882
58	226, 262	277, 035	324, 080	365, 484	382, 106	405, 881	447, 285
59	227, 067	277, 941	325, 289	366, 189	382, 711	406, 183	447, 587

60	226,429	278,883	326,303	366,676	383,188	406,243	447,623
61	227,134	279,991	327,008	367,079	383,590	406,545	447,925
62	228,140	280,997	327,914	367,683	384,295	406,847	
63	228,946	281,904	328,720	368,388	384,899	407,149	
64	229,852	282,910	329,525	369,092	385,503	407,451	
65	230,557	283,414	330,431	369,394	385,906	407,754	
66	231,362	284,320	330,834	370,099	386,510	408,056	
67	232,268	285,025	331,539	370,804	387,114	408,358	
68	233,275	285,931	332,344	371,509	387,718	408,660	
69	233,980	286,938	333,150	371,811	388,121	408,861	
70	234,685	287,743	333,854	372,415	388,624	409,163	
71	235,289	288,548	334,559	373,120	389,128	409,465	
72	236,094	289,354	335,264	373,724	389,732	409,767	
73	236,900	290,159	335,767	374,026	390,034	409,968	
74	237,604	290,663	336,371	374,630	390,437	410,271	
75	238,309	291,065	336,875	375,335	390,839	410,573	
76	238,913	291,569	337,479	375,939	391,242	410,774	
77	239,618	291,770	337,781	376,341	391,544	410,975	

60	227,773	279,049	326,498	366,895	383,416	406,485	447,890
61	228,478	280,157	327,203	367,298	383,819	406,788	448,192
62	229,485	281,165	328,110	367,902	384,524	407,090	
63	230,291	282,072	328,916	368,607	385,129	407,392	
64	231,097	283,079	329,722	369,312	385,733	407,694	
65	231,802	283,583	330,628	369,615	386,136	407,997	
66	232,507	284,489	331,031	370,320	386,740	408,299	
67	233,414	285,194	331,736	371,025	387,345	408,601	
68	234,421	286,101	332,542	371,730	387,949	408,903	
69	235,127	287,109	333,348	372,032	388,352	409,105	
70	235,731	287,914	334,053	372,637	388,856	409,407	
71	236,235	288,720	334,759	373,342	389,360	409,709	
72	236,940	289,526	335,464	373,946	389,964	410,011	
73	237,746	290,332	335,967	374,249	390,266	410,213	
74	238,350	290,836	336,572	374,853	390,669	410,515	
75	238,955	291,239	337,076	375,558	391,072	410,817	
76	239,458	291,743	337,680	376,163	391,475	411,019	
77	240,164	291,944	337,982	376,566	391,777	411,220	

<u>78</u>	<u>240, 423</u>	<u>292, 072</u>	<u>338, 284</u>	<u>376, 845</u>	<u>391, 846</u>	<u>411, 277</u>
<u>79</u>	<u>241, 229</u>	<u>292, 274</u>	<u>338, 687</u>	<u>377, 449</u>	<u>392, 148</u>	<u>411, 579</u>
<u>80</u>	<u>241, 934</u>	<u>292, 676</u>	<u>339, 190</u>	<u>377, 952</u>	<u>392, 450</u>	<u>411, 781</u>
<u>81</u>	<u>242, 437</u>	<u>292, 878</u>	<u>339, 593</u>	<u>378, 456</u>	<u>392, 652</u>	<u>411, 982</u>
<u>82</u>	<u>243, 142</u>	<u>293, 079</u>	<u>340, 097</u>	<u>379, 060</u>	<u>392, 954</u>	<u>412, 284</u>
<u>83</u>	<u>243, 846</u>	<u>293, 482</u>	<u>340, 600</u>	<u>379, 563</u>	<u>393, 256</u>	<u>412, 586</u>
<u>84</u>	<u>244, 551</u>	<u>293, 784</u>	<u>341, 103</u>	<u>379, 865</u>	<u>393, 457</u>	<u>412, 788</u>
<u>85</u>	<u>245, 155</u>	<u>294, 086</u>	<u>341, 405</u>	<u>380, 268</u>	<u>393, 658</u>	<u>412, 989</u>
<u>86</u>	<u>245, 860</u>	<u>294, 388</u>	<u>341, 808</u>	<u>380, 771</u>	<u>393, 960</u>	
<u>87</u>	<u>246, 565</u>	<u>294, 690</u>	<u>342, 312</u>	<u>381, 174</u>	<u>394, 262</u>	
<u>88</u>	<u>247, 270</u>	<u>295, 093</u>	<u>342, 714</u>	<u>381, 577</u>	<u>394, 464</u>	
<u>89</u>	<u>247, 773</u>	<u>295, 395</u>	<u>343, 016</u>	<u>381, 979</u>	<u>394, 665</u>	
<u>90</u>	<u>248, 276</u>	<u>295, 797</u>	<u>343, 419</u>	<u>382, 483</u>	<u>394, 967</u>	
<u>91</u>	<u>248, 578</u>	<u>296, 099</u>	<u>343, 922</u>	<u>382, 886</u>	<u>395, 269</u>	
<u>92</u>	<u>248, 981</u>	<u>296, 502</u>	<u>344, 325</u>	<u>383, 288</u>	<u>395, 471</u>	
<u>93</u>	<u>249, 283</u>	<u>296, 703</u>	<u>344, 526</u>	<u>383, 590</u>	<u>395, 672</u>	
<u>94</u>		<u>296, 905</u>	<u>344, 929</u>			
<u>95</u>		<u>297, 207</u>	<u>345, 433</u>			

<u>78</u>	<u>240, 869</u>	<u>292, 246</u>	<u>338, 486</u>	<u>377, 069</u>	<u>392, 080</u>	<u>411, 522</u>
<u>79</u>	<u>241, 574</u>	<u>292, 448</u>	<u>338, 889</u>	<u>377, 674</u>	<u>392, 382</u>	<u>411, 825</u>
<u>80</u>	<u>242, 078</u>	<u>292, 851</u>	<u>339, 393</u>	<u>378, 177</u>	<u>392, 684</u>	<u>412, 026</u>
<u>81</u>	<u>242, 581</u>	<u>293, 052</u>	<u>339, 796</u>	<u>378, 681</u>	<u>392, 886</u>	<u>412, 228</u>
<u>82</u>	<u>243, 287</u>	<u>293, 254</u>	<u>340, 299</u>	<u>379, 286</u>	<u>393, 188</u>	<u>412, 530</u>
<u>83</u>	<u>243, 992</u>	<u>293, 657</u>	<u>340, 803</u>	<u>379, 789</u>	<u>393, 490</u>	<u>412, 832</u>
<u>84</u>	<u>244, 697</u>	<u>293, 959</u>	<u>341, 307</u>	<u>380, 092</u>	<u>393, 691</u>	<u>413, 034</u>
<u>85</u>	<u>245, 301</u>	<u>294, 261</u>	<u>341, 609</u>	<u>380, 494</u>	<u>393, 893</u>	<u>413, 235</u>
<u>86</u>	<u>246, 007</u>	<u>294, 563</u>	<u>342, 012</u>	<u>380, 998</u>	<u>394, 195</u>	
<u>87</u>	<u>246, 712</u>	<u>294, 865</u>	<u>342, 516</u>	<u>381, 401</u>	<u>394, 497</u>	
<u>88</u>	<u>247, 417</u>	<u>295, 268</u>	<u>342, 918</u>	<u>381, 804</u>	<u>394, 699</u>	
<u>89</u>	<u>247, 921</u>	<u>295, 571</u>	<u>343, 221</u>	<u>382, 207</u>	<u>394, 900</u>	
<u>90</u>	<u>248, 424</u>	<u>295, 974</u>	<u>343, 624</u>	<u>382, 711</u>	<u>395, 203</u>	
<u>91</u>	<u>248, 727</u>	<u>296, 276</u>	<u>344, 127</u>	<u>383, 114</u>	<u>395, 505</u>	
<u>92</u>	<u>249, 130</u>	<u>296, 679</u>	<u>344, 530</u>	<u>383, 517</u>	<u>395, 706</u>	
<u>93</u>	<u>249, 432</u>	<u>296, 880</u>	<u>344, 732</u>	<u>383, 819</u>	<u>395, 908</u>	
<u>94</u>		<u>297, 082</u>	<u>345, 135</u>			
<u>95</u>		<u>297, 384</u>	<u>345, 638</u>			

<u>96</u>	<u>297, 610</u>	<u>345, 835</u>
<u>97</u>	<u>297, 811</u>	<u>346, 037</u>
<u>98</u>	<u>298, 113</u>	<u>346, 439</u>
<u>99</u>	<u>298, 516</u>	<u>346, 842</u>
<u>100</u>	<u>298, 918</u>	<u>347, 144</u>
<u>101</u>	<u>299, 120</u>	<u>347, 446</u>
<u>102</u>	<u>299, 422</u>	<u>347, 849</u>
<u>103</u>	<u>299, 825</u>	<u>348, 252</u>
<u>104</u>	<u>300, 127</u>	<u>348, 654</u>
<u>105</u>	<u>300, 328</u>	<u>349, 158</u>
<u>106</u>	<u>300, 630</u>	<u>349, 560</u>
<u>107</u>	<u>301, 033</u>	<u>349, 963</u>
<u>108</u>	<u>301, 335</u>	<u>350, 366</u>
<u>109</u>	<u>301, 536</u>	<u>350, 869</u>
<u>110</u>	<u>301, 939</u>	<u>351, 272</u>
<u>111</u>	<u>302, 342</u>	<u>351, 574</u>
<u>112</u>	<u>302, 644</u>	<u>351, 876</u>
<u>113</u>	<u>302, 845</u>	<u>352, 380</u>

<u>96</u>	<u>297, 787</u>	<u>346, 041</u>
<u>97</u>	<u>297, 988</u>	<u>346, 243</u>
<u>98</u>	<u>298, 291</u>	<u>346, 646</u>
<u>99</u>	<u>298, 694</u>	<u>347, 049</u>
<u>100</u>	<u>299, 097</u>	<u>347, 351</u>
<u>101</u>	<u>299, 298</u>	<u>347, 653</u>
<u>102</u>	<u>299, 600</u>	<u>348, 056</u>
<u>103</u>	<u>300, 003</u>	<u>348, 459</u>
<u>104</u>	<u>300, 305</u>	<u>348, 862</u>
<u>105</u>	<u>300, 507</u>	<u>349, 366</u>
<u>106</u>	<u>300, 809</u>	<u>349, 769</u>
<u>107</u>	<u>301, 212</u>	<u>350, 172</u>
<u>108</u>	<u>301, 514</u>	<u>350, 575</u>
<u>109</u>	<u>301, 716</u>	<u>351, 078</u>
<u>110</u>	<u>302, 119</u>	<u>351, 481</u>
<u>111</u>	<u>302, 522</u>	<u>351, 784</u>
<u>112</u>	<u>302, 824</u>	<u>352, 086</u>
<u>113</u>	<u>303, 025</u>	<u>352, 590</u>

114	303,046							
115	303,348							
116	303,751							
117	303,952							
118	304,154							
119	304,456							
120	304,758							
121	305,161							
122	305,362							
123	305,664							
124	305,966							
125	306,268							
再任 用職 員	188,976	216,663	256,935	276,467	291,669	317,242	359,226	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員（第18条の常勤を要しない職員を除く。）に適用する。

別表第2（第3条関係）

114	303,227							
115	303,529							
116	303,932							
117	304,134							
118	304,335							
119	304,637							
120	304,939							
121	305,342							
122	305,544							
123	305,846							
124	306,148							
125	306,451							
再任 用職 員	189,088	216,792	257,088	276,632	291,843	317,431	359,440	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員（第18条の常勤を要しない職員を除く。）に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療技術職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任用		円	円	円	円	円	円
職員以 外の職 員	1	150,013	188,170	223,610	249,787	281,803	329,223
	2	151,422	189,781	225,221	250,995	283,816	331,237
	3	152,832	191,392	226,832	252,203	286,031	333,452
	4	154,241	193,003	228,442	253,612	288,146	335,667
	5	155,449	194,513	229,852	254,821	290,260	337,479
	6	157,262	196,023	231,463	256,029	292,374	339,694
	7	158,973	197,634	232,973	257,237	294,489	341,707
	8	160,685	199,145	234,584	258,344	296,603	343,922
	9	162,396	200,755	235,691	259,653	298,616	345,735
	10	164,108	202,467	237,202	260,660	300,831	347,849
	11	165,819	204,078	238,611	261,667	302,946	349,963

医療職給料表

ア 医療技術職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任用		円	円	円	円	円	円
職員以 外の職 員	1	152,117	189,794	225,254	251,447	283,079	329,419
	2	153,527	191,406	226,866	252,655	284,993	331,434
	3	154,938	193,017	228,478	253,864	287,109	333,650
	4	156,348	194,629	230,090	255,275	289,123	335,867
	5	157,557	196,140	231,500	256,484	291,239	337,680
	6	159,370	197,651	233,112	257,692	293,354	339,896
	7	161,083	199,263	234,623	258,901	295,268	341,911
	8	162,695	200,774	236,235	259,909	297,283	344,127
	9	164,306	202,386	237,343	261,218	299,298	345,941
	10	166,019	204,099	238,854	262,024	301,313	348,056
	11	167,631	205,711	240,264	263,032	303,328	350,172

<u>12</u>	<u>167,632</u>	<u>205,789</u>	<u>239,819</u>	<u>262,674</u>	<u>305,161</u>	<u>352,077</u>
<u>13</u>	<u>169,142</u>	<u>207,199</u>	<u>241,430</u>	<u>263,982</u>	<u>307,174</u>	<u>353,588</u>
<u>14</u>	<u>171,055</u>	<u>208,810</u>	<u>242,840</u>	<u>265,291</u>	<u>309,087</u>	<u>355,601</u>
<u>15</u>	<u>173,068</u>	<u>210,421</u>	<u>244,048</u>	<u>266,902</u>	<u>311,201</u>	<u>357,514</u>
<u>16</u>	<u>174,981</u>	<u>212,032</u>	<u>245,457</u>	<u>268,312</u>	<u>313,215</u>	<u>359,528</u>
<u>17</u>	<u>176,894</u>	<u>213,441</u>	<u>246,363</u>	<u>269,822</u>	<u>315,229</u>	<u>361,340</u>
<u>18</u>	<u>178,807</u>	<u>215,052</u>	<u>247,572</u>	<u>271,634</u>	<u>317,242</u>	<u>363,354</u>
<u>19</u>	<u>180,619</u>	<u>216,764</u>	<u>248,780</u>	<u>273,446</u>	<u>319,356</u>	<u>365,367</u>
<u>20</u>	<u>182,532</u>	<u>218,475</u>	<u>249,988</u>	<u>275,259</u>	<u>321,471</u>	<u>367,381</u>
<u>21</u>	<u>184,445</u>	<u>219,784</u>	<u>251,397</u>	<u>277,071</u>	<u>323,283</u>	<u>369,193</u>
<u>22</u>	<u>185,955</u>	<u>221,294</u>	<u>252,404</u>	<u>278,883</u>	<u>325,297</u>	<u>371,207</u>
<u>23</u>	<u>187,466</u>	<u>222,704</u>	<u>253,411</u>	<u>280,695</u>	<u>327,109</u>	<u>373,321</u>
<u>24</u>	<u>188,976</u>	<u>224,214</u>	<u>254,519</u>	<u>282,407</u>	<u>329,122</u>	<u>375,435</u>
<u>25</u>	<u>190,587</u>	<u>225,623</u>	<u>255,727</u>	<u>284,219</u>	<u>330,834</u>	<u>376,845</u>
<u>26</u>	<u>191,896</u>	<u>227,033</u>	<u>257,036</u>	<u>286,132</u>	<u>332,747</u>	<u>378,657</u>
<u>27</u>	<u>193,406</u>	<u>228,342</u>	<u>258,445</u>	<u>288,045</u>	<u>334,761</u>	<u>380,469</u>
<u>28</u>	<u>194,815</u>	<u>229,651</u>	<u>259,955</u>	<u>289,857</u>	<u>336,774</u>	<u>382,181</u>
<u>29</u>	<u>196,326</u>	<u>230,959</u>	<u>261,365</u>	<u>291,569</u>	<u>338,083</u>	<u>383,993</u>

<u>12</u>	<u>169,444</u>	<u>207,423</u>	<u>241,473</u>	<u>264,039</u>	<u>305,342</u>	<u>352,287</u>
<u>13</u>	<u>170,955</u>	<u>208,834</u>	<u>243,085</u>	<u>265,349</u>	<u>307,357</u>	<u>353,798</u>
<u>14</u>	<u>172,869</u>	<u>210,445</u>	<u>244,495</u>	<u>266,558</u>	<u>309,271</u>	<u>355,813</u>
<u>15</u>	<u>174,884</u>	<u>212,057</u>	<u>245,704</u>	<u>268,169</u>	<u>311,387</u>	<u>357,727</u>
<u>16</u>	<u>176,798</u>	<u>213,669</u>	<u>247,115</u>	<u>269,580</u>	<u>313,402</u>	<u>359,742</u>
<u>17</u>	<u>178,712</u>	<u>215,079</u>	<u>247,921</u>	<u>271,091</u>	<u>315,416</u>	<u>361,555</u>
<u>18</u>	<u>180,526</u>	<u>216,691</u>	<u>249,130</u>	<u>272,803</u>	<u>317,431</u>	<u>363,570</u>
<u>19</u>	<u>182,339</u>	<u>218,404</u>	<u>250,338</u>	<u>274,516</u>	<u>319,547</u>	<u>365,585</u>
<u>20</u>	<u>184,253</u>	<u>220,116</u>	<u>251,447</u>	<u>276,229</u>	<u>321,662</u>	<u>367,600</u>
<u>21</u>	<u>186,066</u>	<u>221,426</u>	<u>252,857</u>	<u>278,042</u>	<u>323,476</u>	<u>369,413</u>
<u>22</u>	<u>187,577</u>	<u>222,937</u>	<u>253,764</u>	<u>279,754</u>	<u>325,490</u>	<u>371,428</u>
<u>23</u>	<u>189,088</u>	<u>224,347</u>	<u>254,771</u>	<u>281,467</u>	<u>327,304</u>	<u>373,543</u>
<u>24</u>	<u>190,600</u>	<u>225,859</u>	<u>255,879</u>	<u>283,079</u>	<u>329,319</u>	<u>375,659</u>
<u>25</u>	<u>192,211</u>	<u>227,269</u>	<u>257,088</u>	<u>284,892</u>	<u>331,031</u>	<u>377,069</u>
<u>26</u>	<u>193,521</u>	<u>228,679</u>	<u>258,297</u>	<u>286,605</u>	<u>332,945</u>	<u>378,883</u>
<u>27</u>	<u>195,032</u>	<u>229,989</u>	<u>259,707</u>	<u>288,418</u>	<u>334,960</u>	<u>380,696</u>
<u>28</u>	<u>196,443</u>	<u>231,299</u>	<u>261,218</u>	<u>290,030</u>	<u>336,975</u>	<u>382,409</u>
<u>29</u>	<u>197,954</u>	<u>232,608</u>	<u>262,629</u>	<u>291,743</u>	<u>338,284</u>	<u>384,222</u>

<u>30</u>	<u>197,534</u>	<u>232,369</u>	<u>263,076</u>	<u>293,381</u>	<u>339,895</u>	<u>385,503</u>
<u>31</u>	<u>198,843</u>	<u>233,879</u>	<u>264,788</u>	<u>295,193</u>	<u>341,607</u>	<u>387,114</u>
<u>32</u>	<u>200,151</u>	<u>235,289</u>	<u>266,399</u>	<u>297,106</u>	<u>343,419</u>	<u>388,826</u>
<u>33</u>	<u>201,561</u>	<u>236,396</u>	<u>267,808</u>	<u>298,818</u>	<u>345,131</u>	<u>390,135</u>
<u>34</u>	<u>202,970</u>	<u>237,705</u>	<u>269,621</u>	<u>300,529</u>	<u>346,943</u>	<u>391,443</u>
<u>35</u>	<u>204,279</u>	<u>238,712</u>	<u>271,332</u>	<u>302,342</u>	<u>348,856</u>	<u>392,752</u>
<u>36</u>	<u>205,689</u>	<u>240,021</u>	<u>273,044</u>	<u>304,154</u>	<u>350,668</u>	<u>393,960</u>
<u>37</u>	<u>206,796</u>	<u>241,430</u>	<u>274,554</u>	<u>305,463</u>	<u>352,480</u>	<u>395,068</u>
<u>38</u>	<u>208,105</u>	<u>242,739</u>	<u>276,265</u>	<u>307,174</u>	<u>354,192</u>	<u>396,276</u>
<u>39</u>	<u>209,414</u>	<u>243,846</u>	<u>277,977</u>	<u>308,684</u>	<u>355,803</u>	<u>397,383</u>
<u>40</u>	<u>210,723</u>	<u>245,155</u>	<u>279,588</u>	<u>310,295</u>	<u>357,514</u>	<u>398,491</u>
<u>41</u>	<u>211,830</u>	<u>246,464</u>	<u>281,098</u>	<u>312,007</u>	<u>358,722</u>	<u>399,296</u>
<u>42</u>	<u>213,038</u>	<u>247,572</u>	<u>282,709</u>	<u>313,718</u>	<u>359,830</u>	<u>400,102</u>
<u>43</u>	<u>214,247</u>	<u>248,780</u>	<u>284,421</u>	<u>315,329</u>	<u>361,038</u>	<u>400,907</u>
<u>44</u>	<u>215,455</u>	<u>249,887</u>	<u>286,132</u>	<u>317,041</u>	<u>362,246</u>	<u>401,713</u>
<u>45</u>	<u>216,663</u>	<u>250,995</u>	<u>287,642</u>	<u>317,947</u>	<u>363,454</u>	<u>402,115</u>
<u>46</u>	<u>217,770</u>	<u>252,404</u>	<u>289,354</u>	<u>319,356</u>	<u>364,260</u>	<u>402,720</u>
<u>47</u>	<u>218,777</u>	<u>253,914</u>	<u>291,065</u>	<u>320,867</u>	<u>365,468</u>	<u>403,223</u>

<u>30</u>	<u>199,162</u>	<u>234,019</u>	<u>264,241</u>	<u>293,556</u>	<u>340,098</u>	<u>385,733</u>
<u>31</u>	<u>200,472</u>	<u>235,530</u>	<u>265,852</u>	<u>295,369</u>	<u>341,810</u>	<u>387,345</u>
<u>32</u>	<u>201,782</u>	<u>236,940</u>	<u>267,363</u>	<u>297,283</u>	<u>343,624</u>	<u>389,057</u>
<u>33</u>	<u>203,192</u>	<u>237,947</u>	<u>268,774</u>	<u>298,996</u>	<u>345,336</u>	<u>390,367</u>
<u>34</u>	<u>204,602</u>	<u>239,257</u>	<u>270,486</u>	<u>300,708</u>	<u>347,150</u>	<u>391,677</u>
<u>35</u>	<u>205,912</u>	<u>240,264</u>	<u>272,098</u>	<u>302,522</u>	<u>349,064</u>	<u>392,986</u>
<u>36</u>	<u>207,322</u>	<u>241,473</u>	<u>273,710</u>	<u>304,335</u>	<u>350,877</u>	<u>394,195</u>
<u>37</u>	<u>208,431</u>	<u>242,783</u>	<u>275,221</u>	<u>305,645</u>	<u>352,690</u>	<u>395,303</u>
<u>38</u>	<u>209,740</u>	<u>244,093</u>	<u>276,732</u>	<u>307,357</u>	<u>354,403</u>	<u>396,512</u>
<u>39</u>	<u>211,050</u>	<u>245,201</u>	<u>278,344</u>	<u>308,868</u>	<u>356,015</u>	<u>397,620</u>
<u>40</u>	<u>212,359</u>	<u>246,510</u>	<u>279,754</u>	<u>310,480</u>	<u>357,727</u>	<u>398,728</u>
<u>41</u>	<u>213,468</u>	<u>247,820</u>	<u>281,266</u>	<u>312,193</u>	<u>358,936</u>	<u>399,534</u>
<u>42</u>	<u>214,676</u>	<u>248,827</u>	<u>282,877</u>	<u>313,905</u>	<u>360,044</u>	<u>400,340</u>
<u>43</u>	<u>215,885</u>	<u>250,036</u>	<u>284,590</u>	<u>315,517</u>	<u>361,253</u>	<u>401,146</u>
<u>44</u>	<u>217,094</u>	<u>251,144</u>	<u>286,303</u>	<u>317,230</u>	<u>362,462</u>	<u>401,952</u>
<u>45</u>	<u>218,303</u>	<u>252,252</u>	<u>287,814</u>	<u>318,136</u>	<u>363,671</u>	<u>402,355</u>
<u>46</u>	<u>219,411</u>	<u>253,562</u>	<u>289,526</u>	<u>319,547</u>	<u>364,477</u>	<u>402,960</u>
<u>47</u>	<u>220,419</u>	<u>254,872</u>	<u>291,239</u>	<u>321,058</u>	<u>365,686</u>	<u>403,463</u>

<u>48</u>	<u>219,885</u>	<u>255,223</u>	<u>292,676</u>	<u>322,478</u>	<u>366,575</u>	<u>403,626</u>
<u>49</u>	<u>220,891</u>	<u>256,834</u>	<u>293,884</u>	<u>323,887</u>	<u>367,582</u>	<u>404,028</u>
<u>50</u>	<u>221,898</u>	<u>258,244</u>	<u>295,495</u>	<u>325,196</u>	<u>368,589</u>	<u>404,330</u>
<u>51</u>	<u>222,804</u>	<u>259,653</u>	<u>296,804</u>	<u>326,404</u>	<u>369,596</u>	<u>404,632</u>
<u>52</u>	<u>223,811</u>	<u>260,962</u>	<u>298,415</u>	<u>327,713</u>	<u>370,603</u>	<u>404,934</u>
<u>53</u>	<u>224,214</u>	<u>262,070</u>	<u>299,724</u>	<u>328,820</u>	<u>371,408</u>	<u>405,237</u>
<u>54</u>	<u>225,120</u>	<u>263,479</u>	<u>301,234</u>	<u>329,827</u>	<u>372,213</u>	<u>405,539</u>
<u>55</u>	<u>225,825</u>	<u>264,889</u>	<u>302,644</u>	<u>330,935</u>	<u>373,120</u>	<u>405,841</u>
<u>56</u>	<u>226,731</u>	<u>266,197</u>	<u>304,154</u>	<u>331,941</u>	<u>374,026</u>	<u>406,143</u>
<u>57</u>	<u>227,436</u>	<u>267,003</u>	<u>305,161</u>	<u>332,445</u>	<u>374,529</u>	<u>406,445</u>
<u>58</u>	<u>228,342</u>	<u>268,312</u>	<u>306,369</u>	<u>333,351</u>	<u>375,335</u>	<u>406,747</u>
<u>59</u>	<u>229,047</u>	<u>269,621</u>	<u>307,577</u>	<u>334,156</u>	<u>376,140</u>	<u>407,049</u>
<u>60</u>	<u>229,852</u>	<u>270,929</u>	<u>308,986</u>	<u>335,063</u>	<u>376,945</u>	<u>407,451</u>
<u>61</u>	<u>230,758</u>	<u>271,836</u>	<u>310,295</u>	<u>335,868</u>	<u>377,348</u>	<u>407,653</u>
<u>62</u>	<u>231,564</u>	<u>273,044</u>	<u>311,503</u>	<u>336,170</u>	<u>378,053</u>	<u>407,955</u>
<u>63</u>	<u>232,470</u>	<u>274,353</u>	<u>312,812</u>	<u>336,774</u>	<u>378,758</u>	<u>408,257</u>
<u>64</u>	<u>233,476</u>	<u>275,661</u>	<u>314,020</u>	<u>337,479</u>	<u>379,462</u>	<u>408,559</u>
<u>65</u>	<u>234,081</u>	<u>276,467</u>	<u>315,430</u>	<u>338,083</u>	<u>379,865</u>	<u>408,760</u>

<u>48</u>	<u>221,527</u>	<u>256,081</u>	<u>292,851</u>	<u>322,670</u>	<u>366,794</u>	<u>403,866</u>
<u>49</u>	<u>222,534</u>	<u>257,692</u>	<u>294,060</u>	<u>324,080</u>	<u>367,801</u>	<u>404,269</u>
<u>50</u>	<u>223,542</u>	<u>259,103</u>	<u>295,671</u>	<u>325,390</u>	<u>368,809</u>	<u>404,571</u>
<u>51</u>	<u>224,448</u>	<u>260,312</u>	<u>296,981</u>	<u>326,599</u>	<u>369,816</u>	<u>404,874</u>
<u>52</u>	<u>225,456</u>	<u>261,521</u>	<u>298,593</u>	<u>327,908</u>	<u>370,823</u>	<u>405,176</u>
<u>53</u>	<u>225,758</u>	<u>262,629</u>	<u>299,902</u>	<u>329,016</u>	<u>371,629</u>	<u>405,478</u>
<u>54</u>	<u>226,564</u>	<u>263,938</u>	<u>301,414</u>	<u>330,024</u>	<u>372,435</u>	<u>405,780</u>
<u>55</u>	<u>227,269</u>	<u>265,248</u>	<u>302,824</u>	<u>331,132</u>	<u>373,342</u>	<u>406,082</u>
<u>56</u>	<u>228,075</u>	<u>266,356</u>	<u>304,335</u>	<u>332,139</u>	<u>374,249</u>	<u>406,385</u>
<u>57</u>	<u>228,780</u>	<u>267,162</u>	<u>305,342</u>	<u>332,643</u>	<u>374,752</u>	<u>406,687</u>
<u>58</u>	<u>229,687</u>	<u>268,472</u>	<u>306,551</u>	<u>333,550</u>	<u>375,558</u>	<u>406,989</u>
<u>59</u>	<u>230,392</u>	<u>269,781</u>	<u>307,760</u>	<u>334,356</u>	<u>376,364</u>	<u>407,291</u>
<u>60</u>	<u>231,097</u>	<u>271,091</u>	<u>309,171</u>	<u>335,262</u>	<u>377,170</u>	<u>407,694</u>
<u>61</u>	<u>232,004</u>	<u>271,998</u>	<u>310,480</u>	<u>336,068</u>	<u>377,573</u>	<u>407,896</u>
<u>62</u>	<u>232,709</u>	<u>273,206</u>	<u>311,689</u>	<u>336,370</u>	<u>378,278</u>	<u>408,198</u>
<u>63</u>	<u>233,616</u>	<u>274,516</u>	<u>312,999</u>	<u>336,975</u>	<u>378,983</u>	<u>408,500</u>
<u>64</u>	<u>234,623</u>	<u>275,826</u>	<u>314,208</u>	<u>337,680</u>	<u>379,689</u>	<u>408,802</u>
<u>65</u>	<u>235,227</u>	<u>276,632</u>	<u>315,618</u>	<u>338,284</u>	<u>380,092</u>	<u>409,004</u>

66	234,886	277,574	316,235	338,788	380,469
67	235,691	278,480	317,041	339,492	381,174
68	236,497	279,588	317,846	340,197	381,778
69	237,202	280,595	318,450	340,902	382,181
70	237,906	281,601	319,155	341,405	382,684
71	238,611	282,709	319,860	342,009	383,188
72	239,215	283,816	320,464	342,614	383,691
73	239,920	284,421	321,169	342,916	384,295
74	240,725	285,125	321,370	343,520	384,798
75	241,531	285,629	321,974	344,023	385,403
76	242,236	286,434	322,578	344,627	386,007
77	242,638	287,240	323,182	345,131	386,510
78	243,242	287,844	323,686	345,634	387,013
79	243,846	288,448	324,189	346,137	387,517
80	244,451	289,052	324,693	346,540	388,020
81	244,753	289,757	325,297	346,842	388,322
82	245,155	290,260	325,800	347,144	388,826
83	245,558	290,663	326,203	347,547	389,228

66	235,933	277,740	316,424	338,990	380,696
67	236,638	278,646	317,230	339,695	381,401
68	237,343	279,754	318,036	340,400	382,006
69	238,048	280,762	318,640	341,105	382,409
70	238,653	281,769	319,345	341,609	382,912
71	239,257	282,877	320,050	342,213	383,416
72	239,761	283,986	320,655	342,818	383,920
73	240,466	284,590	321,360	343,120	384,524
74	241,171	285,295	321,562	343,724	385,028
75	241,876	285,799	322,166	344,228	385,632
76	242,380	286,605	322,770	344,833	386,237
77	242,783	287,411	323,375	345,336	386,740
78	243,387	288,015	323,879	345,840	387,244
79	243,992	288,620	324,382	346,344	387,748
80	244,596	289,224	324,886	346,747	388,251
81	244,898	289,929	325,490	347,049	388,554
82	245,301	290,433	325,994	347,351	389,057
83	245,704	290,836	326,397	347,754	389,460

<u>84</u>	<u>245,860</u>	<u>291,065</u>	<u>326,706</u>	<u>347,849</u>	<u>389,631</u>
<u>85</u>	<u>246,162</u>	<u>291,267</u>	<u>327,210</u>	<u>348,352</u>	<u>390,034</u>
<u>86</u>		<u>291,468</u>	<u>327,612</u>	<u>348,654</u>	
<u>87</u>		<u>291,669</u>	<u>327,814</u>	<u>348,956</u>	
<u>88</u>		<u>291,871</u>	<u>328,216</u>	<u>349,258</u>	
<u>89</u>		<u>292,274</u>	<u>328,619</u>	<u>349,661</u>	
<u>90</u>		<u>292,475</u>	<u>329,022</u>	<u>349,963</u>	
<u>91</u>		<u>292,676</u>	<u>329,424</u>	<u>350,366</u>	
<u>92</u>		<u>292,878</u>	<u>329,827</u>	<u>350,668</u>	
<u>93</u>		<u>293,280</u>	<u>330,129</u>	<u>351,071</u>	
<u>94</u>		<u>293,482</u>	<u>330,331</u>	<u>351,373</u>	
<u>95</u>		<u>293,683</u>	<u>330,733</u>	<u>351,675</u>	
<u>96</u>		<u>293,985</u>	<u>331,035</u>	<u>351,977</u>	
<u>97</u>		<u>294,388</u>	<u>331,237</u>	<u>352,279</u>	
<u>98</u>		<u>294,690</u>	<u>331,539</u>	<u>352,682</u>	
<u>99</u>		<u>294,891</u>	<u>331,841</u>	<u>353,084</u>	
<u>100</u>		<u>295,193</u>	<u>332,143</u>	<u>353,487</u>	
<u>101</u>		<u>295,495</u>	<u>332,344</u>	<u>353,990</u>	

<u>84</u>	<u>246,007</u>	<u>291,239</u>	<u>326,901</u>	<u>348,056</u>	<u>389,863</u>
<u>85</u>	<u>246,309</u>	<u>291,440</u>	<u>327,405</u>	<u>348,560</u>	<u>390,266</u>
<u>86</u>		<u>291,642</u>	<u>327,807</u>	<u>348,862</u>	
<u>87</u>		<u>291,843</u>	<u>328,009</u>	<u>349,164</u>	
<u>88</u>		<u>292,045</u>	<u>328,412</u>	<u>349,467</u>	
<u>89</u>		<u>292,448</u>	<u>328,815</u>	<u>349,870</u>	
<u>90</u>		<u>292,649</u>	<u>329,218</u>	<u>350,172</u>	
<u>91</u>		<u>292,851</u>	<u>329,621</u>	<u>350,575</u>	
<u>92</u>		<u>293,052</u>	<u>330,024</u>	<u>350,877</u>	
<u>93</u>		<u>293,455</u>	<u>330,326</u>	<u>351,280</u>	
<u>94</u>		<u>293,657</u>	<u>330,527</u>	<u>351,582</u>	
<u>95</u>		<u>293,858</u>	<u>330,930</u>	<u>351,884</u>	
<u>96</u>		<u>294,160</u>	<u>331,233</u>	<u>352,187</u>	
<u>97</u>		<u>294,563</u>	<u>331,434</u>	<u>352,489</u>	
<u>98</u>		<u>294,865</u>	<u>331,736</u>	<u>352,892</u>	
<u>99</u>		<u>295,067</u>	<u>332,039</u>	<u>353,295</u>	
<u>100</u>		<u>295,369</u>	<u>332,341</u>	<u>353,698</u>	
<u>101</u>		<u>295,671</u>	<u>332,542</u>	<u>354,201</u>	

102		295,697	332,646	354,393			
103		295,898	333,049	354,796			
104		296,200	333,250	355,199			
105		296,502	333,452	355,702			
106			333,653				
107			334,056				
108			334,257				
109			334,458				
110			334,861				
111			335,264				
112			335,667				
113			335,868				
再任用 職員		189,983	216,764	245,155	258,646	284,018	324,995

備考 この表は、老人福祉施設等に勤務する栄養士、作業療法士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

イ 保健看護職給料表

職員の	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級
-----	-----	----	----	----	----	----	----

102		295,873	332,844	354,604			
103		296,074	333,247	355,007			
104		296,377	333,449	355,410			
105		296,679	333,650	355,914			
106			333,852				
107			334,255				
108			334,456				
109			334,658				
110			335,061				
111			335,464				
112			335,867				
113			336,068				
再任用 職員		190,096	216,893	245,301	258,801	284,187	325,188

備考 この表は、老人福祉施設等に勤務する栄養士、作業療法士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

イ 保健看護職給料表

職員の	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級
-----	-----	----	----	----	----	----	----

区分	級						
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円
職員以外	1	164,108	191,795	240,121	262,875	287,844	332,344
	2	165,517	193,909	241,934	263,882	289,656	334,458
	3	167,028	196,023	243,746	264,788	291,468	336,472
	4	168,437	198,037	245,558	265,895	293,381	338,687
	5	169,947	200,151	246,968	266,499	295,093	340,701
	6	171,458	202,467	248,276	267,506	296,905	342,815
	7	172,968	204,783	249,384	268,312	298,818	344,929
	8	174,478	207,098	250,693	269,319	300,630	347,043
	9	175,787	209,515	251,700	270,426	302,543	348,554
	10	177,498	210,924	252,807	271,231	304,456	350,567
	11	179,109	212,334	253,713	272,339	306,268	352,480
	12	180,619	213,542	254,619	273,547	308,181	354,494
	13	182,130	214,951	255,827	274,856	309,691	356,407
	14	184,143	216,361	256,935	276,064	311,302	358,521

区分	級						
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円
職員以外	1	166,523	193,823	241,977	264,643	289,224	332,542
	2	167,933	195,939	243,790	265,651	290,937	334,658
	3	169,444	198,054	245,604	266,558	292,548	336,673
	4	170,855	200,069	247,417	267,666	294,362	338,889
	5	172,265	202,185	248,827	268,169	296,074	340,904
	6	173,776	204,502	250,137	269,177	297,888	343,019
	7	175,287	206,819	251,245	269,983	299,600	345,135
	8	176,798	209,035	252,555	270,889	301,313	347,250
	9	178,007	211,352	253,562	271,998	303,227	348,761
	10	179,720	212,762	254,569	272,703	304,939	350,776
	11	181,332	214,173	255,476	273,811	306,652	352,690
	12	182,843	215,382	256,383	275,020	308,365	354,705
	13	184,253	216,792	257,592	276,329	309,876	356,619
	14	186,268	218,202	258,700	277,437	311,488	358,735

<u>15</u>	<u>186,157</u>	<u>217,871</u>	<u>257,740</u>	<u>277,272</u>	<u>313,114</u>	<u>360,635</u>
<u>16</u>	<u>188,170</u>	<u>219,079</u>	<u>258,747</u>	<u>278,682</u>	<u>314,927</u>	<u>362,649</u>
<u>17</u>	<u>190,385</u>	<u>220,489</u>	<u>259,351</u>	<u>279,991</u>	<u>316,638</u>	<u>364,662</u>
<u>18</u>	<u>192,500</u>	<u>221,999</u>	<u>260,257</u>	<u>281,400</u>	<u>318,249</u>	<u>366,676</u>
<u>19</u>	<u>194,614</u>	<u>223,509</u>	<u>261,264</u>	<u>282,608</u>	<u>319,961</u>	<u>368,790</u>
<u>20</u>	<u>196,728</u>	<u>225,019</u>	<u>262,170</u>	<u>283,917</u>	<u>321,672</u>	<u>370,905</u>
<u>21</u>	<u>198,843</u>	<u>226,227</u>	<u>263,076</u>	<u>285,528</u>	<u>323,082</u>	<u>372,616</u>
<u>22</u>	<u>201,057</u>	<u>227,939</u>	<u>264,083</u>	<u>287,139</u>	<u>324,592</u>	<u>374,730</u>
<u>23</u>	<u>203,272</u>	<u>229,651</u>	<u>264,989</u>	<u>288,649</u>	<u>326,102</u>	<u>376,845</u>
<u>24</u>	<u>205,487</u>	<u>231,362</u>	<u>265,996</u>	<u>290,059</u>	<u>327,612</u>	<u>378,858</u>
<u>25</u>	<u>207,501</u>	<u>232,671</u>	<u>267,204</u>	<u>291,367</u>	<u>329,022</u>	<u>380,872</u>
<u>26</u>	<u>208,810</u>	<u>234,383</u>	<u>268,312</u>	<u>293,180</u>	<u>330,431</u>	<u>382,483</u>
<u>27</u>	<u>210,018</u>	<u>236,094</u>	<u>269,520</u>	<u>294,992</u>	<u>331,941</u>	<u>384,396</u>
<u>28</u>	<u>211,327</u>	<u>237,806</u>	<u>270,728</u>	<u>296,703</u>	<u>333,552</u>	<u>386,309</u>
<u>29</u>	<u>212,535</u>	<u>239,417</u>	<u>271,936</u>	<u>298,012</u>	<u>334,660</u>	<u>388,121</u>
<u>30</u>	<u>213,642</u>	<u>240,826</u>	<u>273,446</u>	<u>299,623</u>	<u>336,170</u>	<u>389,832</u>
<u>31</u>	<u>214,951</u>	<u>242,135</u>	<u>275,057</u>	<u>301,234</u>	<u>337,580</u>	<u>391,745</u>
<u>32</u>	<u>216,159</u>	<u>243,242</u>	<u>276,467</u>	<u>302,946</u>	<u>339,090</u>	<u>393,558</u>

<u>15</u>	<u>188,283</u>	<u>219,713</u>	<u>259,506</u>	<u>278,646</u>	<u>313,301</u>	<u>360,850</u>
<u>16</u>	<u>190,297</u>	<u>220,922</u>	<u>260,513</u>	<u>280,057</u>	<u>315,114</u>	<u>362,865</u>
<u>17</u>	<u>192,413</u>	<u>222,333</u>	<u>261,017</u>	<u>281,366</u>	<u>316,827</u>	<u>364,880</u>
<u>18</u>	<u>194,528</u>	<u>223,844</u>	<u>261,924</u>	<u>282,676</u>	<u>318,439</u>	<u>366,895</u>
<u>19</u>	<u>196,644</u>	<u>225,355</u>	<u>262,931</u>	<u>283,683</u>	<u>320,151</u>	<u>369,010</u>
<u>20</u>	<u>198,760</u>	<u>226,866</u>	<u>263,737</u>	<u>284,892</u>	<u>321,864</u>	<u>371,126</u>
<u>21</u>	<u>200,774</u>	<u>227,974</u>	<u>264,643</u>	<u>286,504</u>	<u>323,274</u>	<u>372,838</u>
<u>22</u>	<u>202,991</u>	<u>229,687</u>	<u>265,550</u>	<u>288,116</u>	<u>324,785</u>	<u>374,954</u>
<u>23</u>	<u>205,207</u>	<u>231,399</u>	<u>266,457</u>	<u>289,426</u>	<u>326,296</u>	<u>377,069</u>
<u>24</u>	<u>207,423</u>	<u>233,112</u>	<u>267,464</u>	<u>290,735</u>	<u>327,807</u>	<u>379,084</u>
<u>25</u>	<u>209,337</u>	<u>234,421</u>	<u>268,673</u>	<u>292,045</u>	<u>329,218</u>	<u>381,099</u>
<u>26</u>	<u>210,647</u>	<u>236,134</u>	<u>269,580</u>	<u>293,657</u>	<u>330,628</u>	<u>382,711</u>
<u>27</u>	<u>211,856</u>	<u>237,847</u>	<u>270,789</u>	<u>295,369</u>	<u>332,139</u>	<u>384,625</u>
<u>28</u>	<u>213,165</u>	<u>239,559</u>	<u>271,998</u>	<u>296,880</u>	<u>333,751</u>	<u>386,539</u>
<u>29</u>	<u>214,374</u>	<u>241,171</u>	<u>273,206</u>	<u>298,190</u>	<u>334,859</u>	<u>388,352</u>
<u>30</u>	<u>215,482</u>	<u>242,581</u>	<u>274,617</u>	<u>299,802</u>	<u>336,370</u>	<u>390,065</u>
<u>31</u>	<u>216,792</u>	<u>243,891</u>	<u>276,128</u>	<u>301,414</u>	<u>337,781</u>	<u>391,979</u>
<u>32</u>	<u>218,001</u>	<u>244,999</u>	<u>277,437</u>	<u>303,126</u>	<u>339,292</u>	<u>393,792</u>

<u>33</u>	<u>217,468</u>	<u>244,451</u>	<u>278,078</u>	<u>304,355</u>	<u>340,701</u>	<u>395,269</u>
<u>34</u>	<u>218,777</u>	<u>245,558</u>	<u>279,588</u>	<u>305,865</u>	<u>342,211</u>	<u>396,981</u>
<u>35</u>	<u>220,086</u>	<u>246,464</u>	<u>280,897</u>	<u>307,476</u>	<u>343,822</u>	<u>398,793</u>
<u>36</u>	<u>221,395</u>	<u>247,572</u>	<u>282,206</u>	<u>309,087</u>	<u>345,332</u>	<u>400,505</u>
<u>37</u>	<u>222,603</u>	<u>248,478</u>	<u>283,816</u>	<u>310,396</u>	<u>347,043</u>	<u>402,115</u>
<u>38</u>	<u>224,013</u>	<u>249,585</u>	<u>285,226</u>	<u>311,805</u>	<u>348,654</u>	<u>403,827</u>
<u>39</u>	<u>225,321</u>	<u>250,491</u>	<u>286,736</u>	<u>313,215</u>	<u>350,165</u>	<u>405,639</u>
<u>40</u>	<u>226,731</u>	<u>251,599</u>	<u>288,146</u>	<u>314,826</u>	<u>351,775</u>	<u>407,451</u>
<u>41</u>	<u>227,637</u>	<u>252,102</u>	<u>289,455</u>	<u>316,336</u>	<u>352,984</u>	<u>408,962</u>
<u>42</u>	<u>229,047</u>	<u>253,008</u>	<u>290,965</u>	<u>317,746</u>	<u>354,494</u>	<u>410,472</u>
<u>43</u>	<u>230,456</u>	<u>253,914</u>	<u>292,475</u>	<u>319,155</u>	<u>356,004</u>	<u>411,982</u>
<u>44</u>	<u>231,866</u>	<u>254,821</u>	<u>294,086</u>	<u>320,665</u>	<u>357,414</u>	<u>413,291</u>
<u>45</u>	<u>233,074</u>	<u>255,626</u>	<u>295,395</u>	<u>321,471</u>	<u>359,024</u>	<u>414,398</u>
<u>46</u>	<u>234,483</u>	<u>256,633</u>	<u>296,804</u>	<u>322,880</u>	<u>360,031</u>	<u>415,506</u>
<u>47</u>	<u>235,792</u>	<u>257,539</u>	<u>298,314</u>	<u>324,290</u>	<u>361,541</u>	<u>416,613</u>
<u>48</u>	<u>237,101</u>	<u>258,546</u>	<u>299,825</u>	<u>325,800</u>	<u>362,850</u>	<u>417,822</u>
<u>49</u>	<u>238,108</u>	<u>259,553</u>	<u>300,932</u>	<u>326,907</u>	<u>364,260</u>	<u>419,130</u>
<u>50</u>	<u>239,215</u>	<u>260,660</u>	<u>302,241</u>	<u>328,317</u>	<u>365,669</u>	<u>420,238</u>

<u>33</u>	<u>219,310</u>	<u>246,208</u>	<u>279,049</u>	<u>304,537</u>	<u>340,904</u>	<u>395,505</u>
<u>34</u>	<u>220,620</u>	<u>247,316</u>	<u>280,460</u>	<u>306,048</u>	<u>342,415</u>	<u>397,217</u>
<u>35</u>	<u>221,930</u>	<u>248,223</u>	<u>281,669</u>	<u>307,659</u>	<u>344,027</u>	<u>399,031</u>
<u>36</u>	<u>223,239</u>	<u>249,331</u>	<u>282,877</u>	<u>309,271</u>	<u>345,538</u>	<u>400,743</u>
<u>37</u>	<u>224,347</u>	<u>250,238</u>	<u>284,489</u>	<u>310,581</u>	<u>347,250</u>	<u>402,355</u>
<u>38</u>	<u>225,758</u>	<u>251,346</u>	<u>285,698</u>	<u>311,991</u>	<u>348,862</u>	<u>404,068</u>
<u>39</u>	<u>227,067</u>	<u>252,252</u>	<u>287,109</u>	<u>313,402</u>	<u>350,373</u>	<u>405,881</u>
<u>40</u>	<u>228,478</u>	<u>253,361</u>	<u>288,317</u>	<u>315,013</u>	<u>351,985</u>	<u>407,694</u>
<u>41</u>	<u>229,384</u>	<u>253,764</u>	<u>289,627</u>	<u>316,525</u>	<u>353,194</u>	<u>409,205</u>
<u>42</u>	<u>230,795</u>	<u>254,670</u>	<u>291,138</u>	<u>317,935</u>	<u>354,705</u>	<u>410,716</u>
<u>43</u>	<u>232,205</u>	<u>255,577</u>	<u>292,649</u>	<u>319,345</u>	<u>356,216</u>	<u>412,228</u>
<u>44</u>	<u>233,616</u>	<u>256,282</u>	<u>294,261</u>	<u>320,856</u>	<u>357,627</u>	<u>413,537</u>
<u>45</u>	<u>234,824</u>	<u>257,088</u>	<u>295,571</u>	<u>321,662</u>	<u>359,238</u>	<u>414,645</u>
<u>46</u>	<u>236,235</u>	<u>257,995</u>	<u>296,981</u>	<u>323,073</u>	<u>360,246</u>	<u>415,753</u>
<u>47</u>	<u>237,544</u>	<u>258,901</u>	<u>298,492</u>	<u>324,483</u>	<u>361,757</u>	<u>416,862</u>
<u>48</u>	<u>238,854</u>	<u>259,909</u>	<u>300,003</u>	<u>325,994</u>	<u>363,066</u>	<u>418,071</u>
<u>49</u>	<u>239,861</u>	<u>260,916</u>	<u>301,111</u>	<u>327,102</u>	<u>364,477</u>	<u>419,380</u>
<u>50</u>	<u>240,970</u>	<u>261,924</u>	<u>302,421</u>	<u>328,513</u>	<u>365,887</u>	<u>420,488</u>

<u>51</u>	<u>240,222</u>	<u>261,868</u>	<u>303,449</u>	<u>329,626</u>	<u>366,978</u>	<u>421,446</u>
<u>52</u>	<u>241,329</u>	<u>263,076</u>	<u>304,859</u>	<u>330,935</u>	<u>368,388</u>	<u>422,553</u>
<u>53</u>	<u>242,236</u>	<u>264,184</u>	<u>306,268</u>	<u>332,344</u>	<u>369,898</u>	<u>423,762</u>
<u>54</u>	<u>243,343</u>	<u>265,694</u>	<u>307,577</u>	<u>333,754</u>	<u>371,106</u>	<u>424,768</u>
<u>55</u>	<u>244,350</u>	<u>267,104</u>	<u>308,986</u>	<u>335,163</u>	<u>372,213</u>	<u>425,876</u>
<u>56</u>	<u>245,357</u>	<u>268,513</u>	<u>310,396</u>	<u>336,472</u>	<u>373,422</u>	<u>426,983</u>
<u>57</u>	<u>246,061</u>	<u>270,023</u>	<u>311,201</u>	<u>337,378</u>	<u>374,529</u>	<u>428,091</u>
<u>58</u>	<u>247,068</u>	<u>271,634</u>	<u>312,410</u>	<u>338,687</u>	<u>375,435</u>	<u>428,594</u>
<u>59</u>	<u>247,773</u>	<u>273,144</u>	<u>313,618</u>	<u>339,895</u>	<u>376,442</u>	<u>429,198</u>
<u>60</u>	<u>248,780</u>	<u>274,655</u>	<u>315,027</u>	<u>341,204</u>	<u>377,449</u>	<u>429,601</u>
<u>61</u>	<u>249,686</u>	<u>276,064</u>	<u>316,135</u>	<u>342,312</u>	<u>378,053</u>	<u>430,205</u>
<u>62</u>	<u>250,693</u>	<u>277,574</u>	<u>317,444</u>	<u>343,218</u>	<u>378,858</u>	<u>430,709</u>
<u>63</u>	<u>251,498</u>	<u>279,084</u>	<u>318,752</u>	<u>344,426</u>	<u>379,664</u>	<u>431,111</u>
<u>64</u>	<u>252,505</u>	<u>280,393</u>	<u>319,961</u>	<u>345,735</u>	<u>380,469</u>	<u>431,615</u>
<u>65</u>	<u>253,411</u>	<u>281,803</u>	<u>321,269</u>	<u>346,842</u>	<u>381,174</u>	<u>432,219</u>
<u>66</u>	<u>254,317</u>	<u>283,313</u>	<u>322,578</u>	<u>348,050</u>	<u>381,879</u>	<u>432,621</u>
<u>67</u>	<u>255,425</u>	<u>284,823</u>	<u>323,887</u>	<u>349,258</u>	<u>382,684</u>	<u>432,924</u>
<u>68</u>	<u>256,331</u>	<u>286,333</u>	<u>325,196</u>	<u>350,366</u>	<u>383,389</u>	<u>433,226</u>

<u>51</u>	<u>241,977</u>	<u>263,132</u>	<u>303,630</u>	<u>329,822</u>	<u>367,197</u>	<u>421,697</u>
<u>52</u>	<u>243,085</u>	<u>264,341</u>	<u>305,040</u>	<u>331,132</u>	<u>368,607</u>	<u>422,805</u>
<u>53</u>	<u>243,992</u>	<u>265,449</u>	<u>306,451</u>	<u>332,542</u>	<u>370,118</u>	<u>424,014</u>
<u>54</u>	<u>245,100</u>	<u>266,860</u>	<u>307,760</u>	<u>333,953</u>	<u>371,327</u>	<u>425,022</u>
<u>55</u>	<u>246,007</u>	<u>268,169</u>	<u>309,171</u>	<u>335,363</u>	<u>372,435</u>	<u>426,130</u>
<u>56</u>	<u>247,014</u>	<u>269,479</u>	<u>310,581</u>	<u>336,673</u>	<u>373,644</u>	<u>427,238</u>
<u>57</u>	<u>247,719</u>	<u>270,990</u>	<u>311,387</u>	<u>337,579</u>	<u>374,752</u>	<u>428,346</u>
<u>58</u>	<u>248,727</u>	<u>272,501</u>	<u>312,596</u>	<u>338,889</u>	<u>375,659</u>	<u>428,850</u>
<u>59</u>	<u>249,432</u>	<u>273,912</u>	<u>313,805</u>	<u>340,098</u>	<u>376,666</u>	<u>429,454</u>
<u>60</u>	<u>250,238</u>	<u>275,322</u>	<u>315,215</u>	<u>341,407</u>	<u>377,674</u>	<u>429,857</u>
<u>61</u>	<u>251,044</u>	<u>276,732</u>	<u>316,323</u>	<u>342,516</u>	<u>378,278</u>	<u>430,462</u>
<u>62</u>	<u>252,051</u>	<u>278,042</u>	<u>317,633</u>	<u>343,422</u>	<u>379,084</u>	<u>430,965</u>
<u>63</u>	<u>252,857</u>	<u>279,452</u>	<u>318,942</u>	<u>344,631</u>	<u>379,890</u>	<u>431,368</u>
<u>64</u>	<u>253,864</u>	<u>280,560</u>	<u>320,151</u>	<u>345,941</u>	<u>380,696</u>	<u>431,872</u>
<u>65</u>	<u>254,771</u>	<u>281,971</u>	<u>321,461</u>	<u>347,049</u>	<u>381,401</u>	<u>432,476</u>
<u>66</u>	<u>255,577</u>	<u>283,482</u>	<u>322,770</u>	<u>348,258</u>	<u>382,106</u>	<u>432,879</u>
<u>67</u>	<u>256,685</u>	<u>284,993</u>	<u>324,080</u>	<u>349,467</u>	<u>382,912</u>	<u>433,182</u>
<u>68</u>	<u>257,592</u>	<u>286,504</u>	<u>325,390</u>	<u>350,575</u>	<u>383,617</u>	<u>433,484</u>

69	257,136	287,441	325,901	351,373	383,993	433,628
70	258,244	288,951	327,008	352,380	384,597	
71	259,351	290,461	328,116	353,487	385,302	
72	260,459	291,871	329,022	354,594	385,906	
73	261,868	292,878	330,331	355,400	386,611	
74	263,177	294,287	331,035	356,507	387,114	
75	264,486	295,495	332,143	357,615	387,718	
76	265,694	296,804	333,351	358,722	388,222	
77	266,701	298,214	334,458	359,427	388,624	
78	267,808	299,523	335,667	360,233	389,228	
79	269,117	300,731	336,774	361,038	389,732	
80	270,325	302,040	337,982	361,743	390,034	
81	271,231	302,543	339,090	362,347	390,336	
82	272,238	303,751	340,197	362,850	390,839	
83	273,346	304,859	341,204	363,454	391,242	
84	274,453	306,067	342,312	363,958	391,544	
85	275,259	307,174	343,218	364,562	391,846	
86	276,165	308,382	344,224	365,065	392,349	

69	258,398	287,612	326,095	351,582	384,222	433,887
70	259,405	289,123	327,203	352,590	384,826	
71	260,312	290,634	328,311	353,698	385,531	
72	261,319	292,045	329,218	354,806	386,136	
73	262,729	293,052	330,527	355,612	386,841	
74	264,039	294,463	331,233	356,720	387,345	
75	265,147	295,671	332,341	357,828	387,949	
76	266,255	296,981	333,550	358,936	388,453	
77	267,263	298,391	334,658	359,641	388,856	
78	268,270	299,701	335,867	360,447	389,460	
79	269,479	300,910	336,975	361,253	389,964	
80	270,486	302,220	338,184	361,958	390,266	
81	271,393	302,723	339,292	362,563	390,568	
82	272,400	303,932	340,400	363,066	391,072	
83	273,509	305,040	341,407	363,671	391,475	
84	274,617	306,249	342,516	364,175	391,777	
85	275,423	307,357	343,422	364,779	392,080	
86	276,329	308,566	344,430	365,283	392,583	

<u>87</u>	<u>277, 272</u>	<u>309, 591</u>	<u>345, 131</u>	<u>365, 669</u>	<u>392, 853</u>
<u>88</u>	<u>278, 380</u>	<u>310, 698</u>	<u>346, 137</u>	<u>366, 173</u>	<u>393, 256</u>
<u>89</u>	<u>279, 185</u>	<u>312, 007</u>	<u>347, 144</u>	<u>366, 575</u>	<u>393, 558</u>
<u>90</u>	<u>280, 091</u>	<u>313, 215</u>	<u>347, 950</u>	<u>366, 978</u>	<u>393, 960</u>
<u>91</u>	<u>280, 897</u>	<u>314, 423</u>	<u>348, 755</u>	<u>367, 582</u>	<u>394, 464</u>
<u>92</u>	<u>281, 904</u>	<u>315, 631</u>	<u>349, 560</u>	<u>368, 086</u>	<u>394, 866</u>
<u>93</u>	<u>282, 810</u>	<u>316, 437</u>	<u>350, 165</u>	<u>368, 388</u>	<u>395, 269</u>
<u>94</u>	<u>283, 816</u>	<u>317, 142</u>	<u>350, 769</u>	<u>368, 891</u>	
<u>95</u>	<u>284, 723</u>	<u>317, 846</u>	<u>351, 473</u>	<u>369, 294</u>	
<u>96</u>	<u>285, 729</u>	<u>318, 450</u>	<u>352, 077</u>	<u>369, 596</u>	
<u>97</u>	<u>286, 333</u>	<u>319, 155</u>	<u>352, 480</u>	<u>370, 200</u>	
<u>98</u>	<u>287, 139</u>	<u>319, 457</u>	<u>352, 883</u>	<u>370, 703</u>	
<u>99</u>	<u>287, 743</u>	<u>320, 061</u>	<u>353, 386</u>	<u>371, 207</u>	
<u>100</u>	<u>288, 649</u>	<u>320, 766</u>	<u>353, 789</u>	<u>371, 710</u>	
<u>101</u>	<u>289, 455</u>	<u>321, 169</u>	<u>354, 292</u>	<u>372, 314</u>	
<u>102</u>	<u>290, 260</u>	<u>321, 773</u>	<u>354, 695</u>	<u>372, 818</u>	
<u>103</u>	<u>291, 065</u>	<u>322, 377</u>	<u>355, 199</u>	<u>373, 321</u>	
<u>104</u>	<u>291, 871</u>	<u>322, 981</u>	<u>355, 601</u>	<u>373, 724</u>	

<u>87</u>	<u>277, 437</u>	<u>309, 775</u>	<u>345, 336</u>	<u>365, 887</u>	<u>393, 087</u>
<u>88</u>	<u>278, 546</u>	<u>310, 883</u>	<u>346, 344</u>	<u>366, 391</u>	<u>393, 490</u>
<u>89</u>	<u>279, 352</u>	<u>312, 193</u>	<u>347, 351</u>	<u>366, 794</u>	<u>393, 792</u>
<u>90</u>	<u>280, 258</u>	<u>313, 402</u>	<u>348, 157</u>	<u>367, 197</u>	<u>394, 195</u>
<u>91</u>	<u>281, 064</u>	<u>314, 611</u>	<u>348, 963</u>	<u>367, 801</u>	<u>394, 699</u>
<u>92</u>	<u>282, 072</u>	<u>315, 819</u>	<u>349, 769</u>	<u>368, 305</u>	<u>395, 102</u>
<u>93</u>	<u>282, 978</u>	<u>316, 625</u>	<u>350, 373</u>	<u>368, 607</u>	<u>395, 505</u>
<u>94</u>	<u>283, 986</u>	<u>317, 331</u>	<u>350, 978</u>	<u>369, 111</u>	
<u>95</u>	<u>284, 892</u>	<u>318, 036</u>	<u>351, 683</u>	<u>369, 514</u>	
<u>96</u>	<u>285, 900</u>	<u>318, 640</u>	<u>352, 287</u>	<u>369, 816</u>	
<u>97</u>	<u>286, 504</u>	<u>319, 345</u>	<u>352, 690</u>	<u>370, 420</u>	
<u>98</u>	<u>287, 310</u>	<u>319, 648</u>	<u>353, 093</u>	<u>370, 924</u>	
<u>99</u>	<u>287, 914</u>	<u>320, 252</u>	<u>353, 597</u>	<u>371, 428</u>	
<u>100</u>	<u>288, 821</u>	<u>320, 957</u>	<u>354, 000</u>	<u>371, 932</u>	
<u>101</u>	<u>289, 627</u>	<u>321, 360</u>	<u>354, 504</u>	<u>372, 536</u>	
<u>102</u>	<u>290, 433</u>	<u>321, 965</u>	<u>354, 907</u>	<u>373, 040</u>	
<u>103</u>	<u>291, 239</u>	<u>322, 569</u>	<u>355, 410</u>	<u>373, 543</u>	
<u>104</u>	<u>292, 045</u>	<u>323, 173</u>	<u>355, 813</u>	<u>373, 946</u>	

<u>105</u>	<u>292, 576</u>	<u>323, 384</u>	<u>355, 903</u>	<u>374, 328</u>
<u>106</u>	<u>293, 079</u>	<u>323, 887</u>	<u>356, 407</u>	<u>374, 831</u>
<u>107</u>	<u>293, 582</u>	<u>324, 390</u>	<u>356, 809</u>	<u>375, 335</u>
<u>108</u>	<u>294, 086</u>	<u>324, 894</u>	<u>357, 111</u>	<u>375, 838</u>
<u>109</u>	<u>294, 287</u>	<u>325, 297</u>	<u>357, 615</u>	<u>376, 442</u>
<u>110</u>	<u>294, 589</u>	<u>325, 699</u>	<u>358, 118</u>	<u>376, 845</u>
<u>111</u>	<u>294, 791</u>	<u>326, 001</u>	<u>358, 622</u>	<u>377, 348</u>
<u>112</u>	<u>295, 193</u>	<u>326, 303</u>	<u>359, 125</u>	<u>377, 852</u>
<u>113</u>	<u>295, 495</u>	<u>326, 706</u>	<u>359, 628</u>	<u>378, 456</u>
<u>114</u>	<u>295, 697</u>	<u>327, 109</u>	<u>360, 132</u>	
<u>115</u>	<u>296, 099</u>	<u>327, 512</u>	<u>360, 635</u>	
<u>116</u>	<u>296, 401</u>	<u>327, 814</u>	<u>361, 038</u>	
<u>117</u>	<u>296, 703</u>	<u>328, 015</u>	<u>361, 441</u>	
<u>118</u>	<u>297, 006</u>	<u>328, 317</u>	<u>361, 843</u>	
<u>119</u>	<u>297, 308</u>	<u>328, 720</u>	<u>362, 347</u>	
<u>120</u>	<u>297, 710</u>	<u>328, 921</u>	<u>362, 850</u>	
<u>121</u>	<u>298, 012</u>	<u>329, 122</u>	<u>363, 253</u>	
<u>122</u>	<u>298, 415</u>	<u>329, 424</u>	<u>363, 756</u>	

<u>105</u>	<u>292, 750</u>	<u>323, 576</u>	<u>356, 115</u>	<u>374, 551</u>
<u>106</u>	<u>293, 254</u>	<u>324, 080</u>	<u>356, 619</u>	<u>375, 055</u>
<u>107</u>	<u>293, 757</u>	<u>324, 584</u>	<u>357, 022</u>	<u>375, 558</u>
<u>108</u>	<u>294, 261</u>	<u>325, 087</u>	<u>357, 324</u>	<u>376, 062</u>
<u>109</u>	<u>294, 463</u>	<u>325, 490</u>	<u>357, 828</u>	<u>376, 666</u>
<u>110</u>	<u>294, 765</u>	<u>325, 893</u>	<u>358, 332</u>	<u>377, 069</u>
<u>111</u>	<u>294, 966</u>	<u>326, 196</u>	<u>358, 835</u>	<u>377, 573</u>
<u>112</u>	<u>295, 369</u>	<u>326, 498</u>	<u>359, 339</u>	<u>378, 077</u>
<u>113</u>	<u>295, 671</u>	<u>326, 901</u>	<u>359, 843</u>	<u>378, 681</u>
<u>114</u>	<u>295, 873</u>	<u>327, 304</u>	<u>360, 346</u>	
<u>115</u>	<u>296, 276</u>	<u>327, 707</u>	<u>360, 850</u>	
<u>116</u>	<u>296, 578</u>	<u>328, 009</u>	<u>361, 253</u>	
<u>117</u>	<u>296, 880</u>	<u>328, 210</u>	<u>361, 656</u>	
<u>118</u>	<u>297, 183</u>	<u>328, 513</u>	<u>362, 059</u>	
<u>119</u>	<u>297, 485</u>	<u>328, 916</u>	<u>362, 563</u>	
<u>120</u>	<u>297, 888</u>	<u>329, 117</u>	<u>363, 066</u>	
<u>121</u>	<u>298, 190</u>	<u>329, 319</u>	<u>363, 469</u>	
<u>122</u>	<u>298, 593</u>	<u>329, 621</u>	<u>363, 973</u>	

<u>123</u>	<u>298, 717</u>	<u>329, 727</u>	<u>364, 260</u>
<u>124</u>	<u>299, 120</u>	<u>330, 029</u>	<u>364, 763</u>
<u>125</u>	<u>299, 321</u>	<u>330, 230</u>	<u>365, 065</u>
<u>126</u>	<u>299, 523</u>	<u>330, 532</u>	
<u>127</u>	<u>299, 825</u>	<u>330, 935</u>	
<u>128</u>	<u>300, 227</u>	<u>331, 136</u>	
<u>129</u>	<u>300, 429</u>	<u>331, 337</u>	
<u>130</u>	<u>300, 731</u>	<u>331, 539</u>	
<u>131</u>	<u>301, 133</u>	<u>331, 941</u>	
<u>132</u>	<u>301, 536</u>	<u>332, 143</u>	
<u>133</u>	<u>301, 737</u>	<u>332, 445</u>	
<u>134</u>	<u>302, 040</u>	<u>332, 848</u>	
<u>135</u>	<u>302, 442</u>	<u>333, 250</u>	
<u>136</u>	<u>302, 744</u>	<u>333, 653</u>	
<u>137</u>	<u>302, 946</u>	<u>333, 955</u>	
<u>138</u>	<u>303, 248</u>	<u>334, 358</u>	
<u>139</u>	<u>303, 650</u>	<u>334, 761</u>	
<u>140</u>	<u>303, 952</u>	<u>335, 163</u>	

<u>123</u>	<u>298, 895</u>	<u>329, 923</u>	<u>364, 477</u>
<u>124</u>	<u>299, 298</u>	<u>330, 225</u>	<u>364, 981</u>
<u>125</u>	<u>299, 500</u>	<u>330, 427</u>	<u>365, 283</u>
<u>126</u>	<u>299, 701</u>	<u>330, 729</u>	
<u>127</u>	<u>300, 003</u>	<u>331, 132</u>	
<u>128</u>	<u>300, 406</u>	<u>331, 333</u>	
<u>129</u>	<u>300, 608</u>	<u>331, 535</u>	
<u>130</u>	<u>300, 910</u>	<u>331, 736</u>	
<u>131</u>	<u>301, 313</u>	<u>332, 139</u>	
<u>132</u>	<u>301, 716</u>	<u>332, 341</u>	
<u>133</u>	<u>301, 917</u>	<u>332, 643</u>	
<u>134</u>	<u>302, 220</u>	<u>333, 046</u>	
<u>135</u>	<u>302, 622</u>	<u>333, 449</u>	
<u>136</u>	<u>302, 925</u>	<u>333, 852</u>	
<u>137</u>	<u>303, 126</u>	<u>334, 154</u>	
<u>138</u>	<u>303, 428</u>	<u>334, 557</u>	
<u>139</u>	<u>303, 831</u>	<u>334, 960</u>	
<u>140</u>	<u>304, 134</u>	<u>335, 363</u>	

<u>141</u>	<u>304,154</u>	<u>335,465</u>
<u>142</u>	<u>304,557</u>	<u>335,868</u>
<u>143</u>	<u>304,768</u>	<u>336,001</u>
<u>144</u>	<u>305,071</u>	<u>336,404</u>
<u>145</u>	<u>305,171</u>	<u>336,706</u>
<u>146</u>	<u>305,474</u>	<u>337,109</u>
<u>147</u>	<u>305,776</u>	<u>337,512</u>
<u>148</u>	<u>306,179</u>	<u>337,915</u>
<u>149</u>	<u>306,380</u>	<u>338,217</u>
<u>150</u>	<u>306,582</u>	<u>338,620</u>
<u>151</u>	<u>306,884</u>	<u>339,023</u>
<u>152</u>	<u>307,186</u>	<u>339,426</u>
<u>153</u>	<u>307,589</u>	<u>339,729</u>
<u>154</u>	<u>307,791</u>	
<u>155</u>	<u>307,992</u>	
<u>156</u>	<u>308,295</u>	
<u>157</u>	<u>308,597</u>	
<u>158</u>	<u>308,899</u>	

<u>141</u>	<u>304,335</u>	<u>335,665</u>
<u>142</u>	<u>304,738</u>	<u>336,068</u>
<u>143</u>	<u>305,141</u>	<u>336,370</u>
<u>144</u>	<u>305,443</u>	<u>336,773</u>
<u>145</u>	<u>305,645</u>	<u>337,076</u>
<u>146</u>	<u>305,846</u>	<u>337,479</u>
<u>147</u>	<u>306,148</u>	<u>337,881</u>
<u>148</u>	<u>306,551</u>	<u>338,284</u>
<u>149</u>	<u>306,753</u>	<u>338,587</u>
<u>150</u>	<u>306,954</u>	<u>338,990</u>
<u>151</u>	<u>307,257</u>	<u>339,393</u>
<u>152</u>	<u>307,559</u>	<u>339,796</u>
<u>153</u>	<u>307,962</u>	<u>340,098</u>
<u>154</u>	<u>308,163</u>	
<u>155</u>	<u>308,365</u>	
<u>156</u>	<u>308,667</u>	
<u>157</u>	<u>308,969</u>	
<u>158</u>	<u>309,271</u>	

159	309,201						
160	309,504						
161	310,094						
162	310,396						
163	310,698						
164	311,000						
165	311,403						
166	311,705						
167	312,007						
168	312,309						
169	312,712						
再任用 職員	236,698	257,136	264,385	274,655	291,065	328,418	

備考 この表は、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

福祉職給料表

職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
------	------	----	----	----	----	----

159	309,574						
160	309,876						
161	310,279						
162	310,581						
163	310,883						
164	311,185						
165	311,588						
166	311,891						
167	312,193						
168	312,495						
169	312,898						
再任用 職員	236,839	257,289	264,543	274,818	291,239	328,613	

備考 この表は、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

福祉職給料表

職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
------	------	----	----	----	----	----

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職		円	円	円	円	円
員以外の	1	<u>158,772</u>	<u>209,414</u>	<u>255,123</u>	<u>276,366</u>	<u>321,370</u>
職員	2	<u>159,980</u>	<u>211,125</u>	<u>256,734</u>	<u>278,178</u>	<u>323,585</u>
	3	<u>161,188</u>	<u>212,938</u>	<u>258,143</u>	<u>279,789</u>	<u>325,901</u>
	4	<u>162,396</u>	<u>214,649</u>	<u>259,754</u>	<u>281,299</u>	<u>328,116</u>
	5	<u>163,403</u>	<u>216,361</u>	<u>260,761</u>	<u>283,112</u>	<u>330,331</u>
	6	<u>164,913</u>	<u>218,173</u>	<u>262,070</u>	<u>285,226</u>	<u>332,344</u>
	7	<u>166,323</u>	<u>219,985</u>	<u>263,479</u>	<u>287,340</u>	<u>334,559</u>
	8	<u>167,732</u>	<u>221,697</u>	<u>264,889</u>	<u>289,656</u>	<u>336,774</u>
	9	<u>169,041</u>	<u>223,408</u>	<u>266,097</u>	<u>291,569</u>	<u>338,687</u>
	10	<u>170,451</u>	<u>224,919</u>	<u>267,607</u>	<u>293,683</u>	<u>340,902</u>
	11	<u>171,860</u>	<u>226,328</u>	<u>268,916</u>	<u>295,898</u>	<u>342,916</u>
	12	<u>173,370</u>	<u>227,738</u>	<u>270,023</u>	<u>298,012</u>	<u>345,131</u>
	13	<u>174,881</u>	<u>229,147</u>	<u>271,332</u>	<u>299,724</u>	<u>346,943</u>
	14	<u>176,391</u>	<u>230,758</u>	<u>272,842</u>	<u>302,040</u>	<u>348,956</u>
	15	<u>177,901</u>	<u>232,369</u>	<u>274,554</u>	<u>304,254</u>	<u>350,970</u>
	16	<u>179,311</u>	<u>233,980</u>	<u>276,265</u>	<u>306,469</u>	<u>352,984</u>

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職		円	円	円	円	円
員以外の	1	<u>160,982</u>	<u>211,151</u>	<u>256,887</u>	<u>277,941</u>	<u>321,562</u>
職員	2	<u>162,191</u>	<u>212,863</u>	<u>258,498</u>	<u>279,654</u>	<u>323,778</u>
	3	<u>163,400</u>	<u>214,676</u>	<u>259,909</u>	<u>281,266</u>	<u>326,095</u>
	4	<u>164,609</u>	<u>216,389</u>	<u>261,521</u>	<u>282,777</u>	<u>328,311</u>
	5	<u>165,515</u>	<u>218,102</u>	<u>262,427</u>	<u>284,590</u>	<u>330,527</u>
	6	<u>167,026</u>	<u>219,915</u>	<u>263,737</u>	<u>286,605</u>	<u>332,542</u>
	7	<u>168,437</u>	<u>221,728</u>	<u>265,147</u>	<u>288,720</u>	<u>334,759</u>
	8	<u>169,847</u>	<u>223,441</u>	<u>266,457</u>	<u>291,037</u>	<u>336,975</u>
	9	<u>171,056</u>	<u>225,153</u>	<u>267,666</u>	<u>292,951</u>	<u>338,889</u>
	10	<u>172,466</u>	<u>226,665</u>	<u>269,076</u>	<u>294,966</u>	<u>341,105</u>
	11	<u>173,877</u>	<u>228,075</u>	<u>270,386</u>	<u>297,082</u>	<u>343,120</u>
	12	<u>175,388</u>	<u>229,485</u>	<u>271,494</u>	<u>299,097</u>	<u>345,336</u>
	13	<u>176,798</u>	<u>230,896</u>	<u>272,803</u>	<u>300,708</u>	<u>347,150</u>
	14	<u>178,309</u>	<u>232,507</u>	<u>274,214</u>	<u>303,025</u>	<u>349,164</u>
	15	<u>179,820</u>	<u>234,119</u>	<u>275,926</u>	<u>305,040</u>	<u>351,179</u>
	16	<u>181,231</u>	<u>235,731</u>	<u>277,639</u>	<u>307,156</u>	<u>353,194</u>

<u>17</u>	<u>180,921</u>	<u>235,389</u>	<u>277,876</u>	<u>308,483</u>	<u>354,695</u>
<u>18</u>	<u>182,734</u>	<u>237,000</u>	<u>279,789</u>	<u>310,799</u>	<u>356,709</u>
<u>19</u>	<u>184,445</u>	<u>238,510</u>	<u>281,601</u>	<u>313,014</u>	<u>358,521</u>
<u>20</u>	<u>186,157</u>	<u>240,021</u>	<u>283,212</u>	<u>315,329</u>	<u>360,434</u>
<u>21</u>	<u>187,667</u>	<u>241,027</u>	<u>284,823</u>	<u>317,242</u>	<u>362,347</u>
<u>22</u>	<u>189,278</u>	<u>242,538</u>	<u>286,635</u>	<u>319,356</u>	<u>364,260</u>
<u>23</u>	<u>190,989</u>	<u>243,846</u>	<u>288,246</u>	<u>321,571</u>	<u>366,273</u>
<u>24</u>	<u>192,600</u>	<u>245,256</u>	<u>289,958</u>	<u>323,686</u>	<u>368,186</u>
<u>25</u>	<u>194,211</u>	<u>246,666</u>	<u>291,871</u>	<u>325,699</u>	<u>370,200</u>
<u>26</u>	<u>195,923</u>	<u>248,377</u>	<u>293,582</u>	<u>327,713</u>	<u>372,113</u>
<u>27</u>	<u>197,735</u>	<u>249,887</u>	<u>295,395</u>	<u>329,827</u>	<u>374,126</u>
<u>28</u>	<u>199,447</u>	<u>251,599</u>	<u>297,207</u>	<u>331,841</u>	<u>376,140</u>
<u>29</u>	<u>201,259</u>	<u>253,008</u>	<u>298,415</u>	<u>333,653</u>	<u>377,650</u>
<u>30</u>	<u>202,769</u>	<u>254,317</u>	<u>300,127</u>	<u>335,767</u>	<u>379,462</u>
<u>31</u>	<u>204,279</u>	<u>255,626</u>	<u>301,838</u>	<u>337,680</u>	<u>381,275</u>
<u>32</u>	<u>205,689</u>	<u>257,036</u>	<u>303,449</u>	<u>339,795</u>	<u>382,886</u>
<u>33</u>	<u>206,998</u>	<u>258,344</u>	<u>304,959</u>	<u>341,405</u>	<u>384,698</u>
<u>34</u>	<u>208,306</u>	<u>259,653</u>	<u>306,570</u>	<u>343,318</u>	<u>386,107</u>

<u>17</u>	<u>182,742</u>	<u>237,141</u>	<u>279,251</u>	<u>309,171</u>	<u>354,907</u>
<u>18</u>	<u>184,555</u>	<u>238,753</u>	<u>281,064</u>	<u>311,286</u>	<u>356,921</u>
<u>19</u>	<u>186,268</u>	<u>240,264</u>	<u>282,676</u>	<u>313,402</u>	<u>358,735</u>
<u>20</u>	<u>187,980</u>	<u>241,776</u>	<u>284,187</u>	<u>315,517</u>	<u>360,649</u>
<u>21</u>	<u>189,391</u>	<u>242,783</u>	<u>285,799</u>	<u>317,431</u>	<u>362,563</u>
<u>22</u>	<u>191,003</u>	<u>244,193</u>	<u>287,612</u>	<u>319,547</u>	<u>364,477</u>
<u>23</u>	<u>192,715</u>	<u>245,503</u>	<u>289,023</u>	<u>321,763</u>	<u>366,492</u>
<u>24</u>	<u>194,327</u>	<u>246,913</u>	<u>290,634</u>	<u>323,879</u>	<u>368,406</u>
<u>25</u>	<u>195,939</u>	<u>248,324</u>	<u>292,548</u>	<u>325,893</u>	<u>370,420</u>
<u>26</u>	<u>197,651</u>	<u>250,036</u>	<u>294,060</u>	<u>327,908</u>	<u>372,335</u>
<u>27</u>	<u>199,465</u>	<u>251,547</u>	<u>295,772</u>	<u>330,024</u>	<u>374,349</u>
<u>28</u>	<u>201,177</u>	<u>253,260</u>	<u>297,384</u>	<u>332,039</u>	<u>376,364</u>
<u>29</u>	<u>202,991</u>	<u>254,670</u>	<u>298,593</u>	<u>333,852</u>	<u>377,875</u>
<u>30</u>	<u>204,502</u>	<u>255,980</u>	<u>300,305</u>	<u>335,967</u>	<u>379,689</u>
<u>31</u>	<u>206,013</u>	<u>257,189</u>	<u>302,018</u>	<u>337,881</u>	<u>381,502</u>
<u>32</u>	<u>207,423</u>	<u>258,498</u>	<u>303,630</u>	<u>339,997</u>	<u>383,114</u>
<u>33</u>	<u>208,632</u>	<u>259,808</u>	<u>305,141</u>	<u>341,609</u>	<u>384,927</u>
<u>34</u>	<u>209,942</u>	<u>261,017</u>	<u>306,753</u>	<u>343,523</u>	<u>386,337</u>

<u>35</u>	<u>209,615</u>	<u>260,962</u>	<u>308,080</u>	<u>345,131</u>	<u>387,618</u>
<u>36</u>	<u>210,823</u>	<u>262,170</u>	<u>309,691</u>	<u>347,043</u>	<u>389,228</u>
<u>37</u>	<u>212,032</u>	<u>263,580</u>	<u>311,201</u>	<u>348,252</u>	<u>390,638</u>
<u>38</u>	<u>213,441</u>	<u>264,989</u>	<u>312,712</u>	<u>350,165</u>	<u>391,846</u>
<u>39</u>	<u>214,851</u>	<u>266,600</u>	<u>314,121</u>	<u>352,077</u>	<u>393,054</u>
<u>40</u>	<u>216,260</u>	<u>268,110</u>	<u>315,732</u>	<u>353,890</u>	<u>394,162</u>
<u>41</u>	<u>217,267</u>	<u>269,520</u>	<u>317,041</u>	<u>355,803</u>	<u>395,269</u>
<u>42</u>	<u>218,475</u>	<u>271,131</u>	<u>318,652</u>	<u>357,615</u>	<u>396,477</u>
<u>43</u>	<u>219,583</u>	<u>272,742</u>	<u>320,162</u>	<u>359,427</u>	<u>397,686</u>
<u>44</u>	<u>220,791</u>	<u>274,252</u>	<u>321,672</u>	<u>361,139</u>	<u>398,793</u>
<u>45</u>	<u>221,697</u>	<u>275,963</u>	<u>322,679</u>	<u>362,951</u>	<u>399,498</u>
<u>46</u>	<u>222,804</u>	<u>277,574</u>	<u>323,887</u>	<u>364,360</u>	<u>400,203</u>
<u>47</u>	<u>223,710</u>	<u>279,185</u>	<u>325,095</u>	<u>365,871</u>	<u>400,907</u>
<u>48</u>	<u>224,717</u>	<u>280,796</u>	<u>326,303</u>	<u>367,280</u>	<u>401,612</u>
<u>49</u>	<u>225,523</u>	<u>282,306</u>	<u>327,310</u>	<u>368,287</u>	<u>402,216</u>
<u>50</u>	<u>226,630</u>	<u>283,917</u>	<u>328,317</u>	<u>369,394</u>	<u>402,820</u>
<u>51</u>	<u>227,738</u>	<u>285,528</u>	<u>329,223</u>	<u>370,502</u>	<u>403,324</u>
<u>52</u>	<u>228,543</u>	<u>287,038</u>	<u>330,230</u>	<u>371,609</u>	<u>403,726</u>

<u>35</u>	<u>211,251</u>	<u>262,326</u>	<u>308,264</u>	<u>345,336</u>	<u>387,849</u>
<u>36</u>	<u>212,460</u>	<u>263,535</u>	<u>309,876</u>	<u>347,250</u>	<u>389,460</u>
<u>37</u>	<u>213,669</u>	<u>264,946</u>	<u>311,387</u>	<u>348,459</u>	<u>390,871</u>
<u>38</u>	<u>215,079</u>	<u>266,255</u>	<u>312,898</u>	<u>350,373</u>	<u>392,080</u>
<u>39</u>	<u>216,490</u>	<u>267,867</u>	<u>314,308</u>	<u>352,287</u>	<u>393,288</u>
<u>40</u>	<u>217,900</u>	<u>269,378</u>	<u>315,920</u>	<u>354,101</u>	<u>394,397</u>
<u>41</u>	<u>218,908</u>	<u>270,789</u>	<u>317,230</u>	<u>356,015</u>	<u>395,505</u>
<u>42</u>	<u>220,116</u>	<u>272,300</u>	<u>318,842</u>	<u>357,828</u>	<u>396,714</u>
<u>43</u>	<u>221,225</u>	<u>273,811</u>	<u>320,353</u>	<u>359,641</u>	<u>397,923</u>
<u>44</u>	<u>222,433</u>	<u>275,221</u>	<u>321,864</u>	<u>361,354</u>	<u>399,031</u>
<u>45</u>	<u>223,340</u>	<u>276,934</u>	<u>322,871</u>	<u>363,167</u>	<u>399,736</u>
<u>46</u>	<u>224,448</u>	<u>278,445</u>	<u>324,080</u>	<u>364,578</u>	<u>400,441</u>
<u>47</u>	<u>225,355</u>	<u>279,956</u>	<u>325,289</u>	<u>366,089</u>	<u>401,146</u>
<u>48</u>	<u>226,362</u>	<u>281,467</u>	<u>326,498</u>	<u>367,499</u>	<u>401,851</u>
<u>49</u>	<u>227,168</u>	<u>282,978</u>	<u>327,505</u>	<u>368,506</u>	<u>402,456</u>
<u>50</u>	<u>228,276</u>	<u>284,389</u>	<u>328,513</u>	<u>369,615</u>	<u>403,060</u>
<u>51</u>	<u>229,384</u>	<u>285,900</u>	<u>329,419</u>	<u>370,723</u>	<u>403,564</u>
<u>52</u>	<u>230,190</u>	<u>287,209</u>	<u>330,427</u>	<u>371,831</u>	<u>403,967</u>

<u>53</u>	<u>229,047</u>	<u>288,347</u>	<u>331,136</u>	<u>372,516</u>	<u>404,129</u>
<u>54</u>	<u>230,154</u>	<u>289,857</u>	<u>331,841</u>	<u>373,120</u>	<u>404,431</u>
<u>55</u>	<u>230,859</u>	<u>291,267</u>	<u>332,646</u>	<u>373,925</u>	<u>404,733</u>
<u>56</u>	<u>231,765</u>	<u>292,777</u>	<u>333,452</u>	<u>374,730</u>	<u>405,035</u>
<u>57</u>	<u>232,570</u>	<u>294,186</u>	<u>334,056</u>	<u>375,536</u>	<u>405,337</u>
<u>58</u>	<u>233,476</u>	<u>295,596</u>	<u>334,559</u>	<u>376,341</u>	<u>405,639</u>
<u>59</u>	<u>234,282</u>	<u>297,106</u>	<u>335,163</u>	<u>377,147</u>	<u>405,941</u>
<u>60</u>	<u>235,188</u>	<u>298,616</u>	<u>335,667</u>	<u>377,952</u>	<u>406,243</u>
<u>61</u>	<u>236,195</u>	<u>299,724</u>	<u>336,170</u>	<u>378,858</u>	<u>406,545</u>
<u>62</u>	<u>237,000</u>	<u>301,234</u>	<u>336,371</u>	<u>379,563</u>	<u>406,847</u>
<u>63</u>	<u>237,906</u>	<u>302,442</u>	<u>336,975</u>	<u>380,268</u>	<u>407,149</u>
<u>64</u>	<u>238,712</u>	<u>303,952</u>	<u>337,580</u>	<u>380,973</u>	<u>407,451</u>
<u>65</u>	<u>239,618</u>	<u>305,060</u>	<u>337,882</u>	<u>381,275</u>	<u>407,754</u>
<u>66</u>	<u>240,625</u>	<u>306,369</u>	<u>338,385</u>	<u>381,879</u>	<u>408,056</u>
<u>67</u>	<u>241,833</u>	<u>307,476</u>	<u>338,888</u>	<u>382,483</u>	<u>408,358</u>
<u>68</u>	<u>242,840</u>	<u>308,785</u>	<u>339,392</u>	<u>383,188</u>	<u>408,660</u>
<u>69</u>	<u>243,846</u>	<u>309,490</u>	<u>339,895</u>	<u>383,590</u>	<u>408,861</u>
<u>70</u>	<u>244,954</u>	<u>310,597</u>	<u>340,399</u>	<u>384,295</u>	<u>409,163</u>

<u>53</u>	<u>230,593</u>	<u>288,519</u>	<u>331,333</u>	<u>372,738</u>	<u>404,370</u>
<u>54</u>	<u>231,702</u>	<u>290,030</u>	<u>332,039</u>	<u>373,342</u>	<u>404,672</u>
<u>55</u>	<u>232,407</u>	<u>291,440</u>	<u>332,844</u>	<u>374,148</u>	<u>404,974</u>
<u>56</u>	<u>233,112</u>	<u>292,951</u>	<u>333,650</u>	<u>374,954</u>	<u>405,277</u>
<u>57</u>	<u>233,918</u>	<u>294,362</u>	<u>334,255</u>	<u>375,760</u>	<u>405,579</u>
<u>58</u>	<u>234,824</u>	<u>295,772</u>	<u>334,759</u>	<u>376,566</u>	<u>405,881</u>
<u>59</u>	<u>235,630</u>	<u>297,283</u>	<u>335,363</u>	<u>377,372</u>	<u>406,183</u>
<u>60</u>	<u>236,537</u>	<u>298,794</u>	<u>335,867</u>	<u>378,177</u>	<u>406,485</u>
<u>61</u>	<u>237,544</u>	<u>299,902</u>	<u>336,370</u>	<u>379,084</u>	<u>406,788</u>
<u>62</u>	<u>238,149</u>	<u>301,414</u>	<u>336,572</u>	<u>379,789</u>	<u>407,090</u>
<u>63</u>	<u>239,056</u>	<u>302,622</u>	<u>337,176</u>	<u>380,494</u>	<u>407,392</u>
<u>64</u>	<u>239,861</u>	<u>304,134</u>	<u>337,781</u>	<u>381,200</u>	<u>407,694</u>
<u>65</u>	<u>240,768</u>	<u>305,242</u>	<u>338,083</u>	<u>381,502</u>	<u>407,997</u>
<u>66</u>	<u>241,776</u>	<u>306,551</u>	<u>338,587</u>	<u>382,106</u>	<u>408,299</u>
<u>67</u>	<u>242,783</u>	<u>307,659</u>	<u>339,090</u>	<u>382,711</u>	<u>408,601</u>
<u>68</u>	<u>243,690</u>	<u>308,969</u>	<u>339,594</u>	<u>383,416</u>	<u>408,903</u>
<u>69</u>	<u>244,697</u>	<u>309,674</u>	<u>340,098</u>	<u>383,819</u>	<u>409,105</u>
<u>70</u>	<u>245,805</u>	<u>310,782</u>	<u>340,601</u>	<u>384,524</u>	<u>409,407</u>

<u>71</u>	<u>246,061</u>	<u>311,805</u>	<u>340,801</u>	<u>384,899</u>	<u>409,465</u>
<u>72</u>	<u>246,968</u>	<u>313,014</u>	<u>341,305</u>	<u>385,503</u>	<u>409,767</u>
<u>73</u>	<u>247,672</u>	<u>314,322</u>	<u>341,506</u>	<u>385,906</u>	<u>409,968</u>
<u>74</u>	<u>248,780</u>	<u>315,027</u>	<u>342,009</u>	<u>386,510</u>	<u>410,271</u>
<u>75</u>	<u>249,887</u>	<u>315,732</u>	<u>342,513</u>	<u>387,114</u>	<u>410,573</u>
<u>76</u>	<u>250,894</u>	<u>316,336</u>	<u>343,016</u>	<u>387,718</u>	<u>410,774</u>
<u>77</u>	<u>251,700</u>	<u>317,142</u>	<u>343,318</u>	<u>388,121</u>	<u>410,975</u>
<u>78</u>	<u>252,706</u>	<u>317,846</u>	<u>343,721</u>	<u>388,624</u>	
<u>79</u>	<u>253,713</u>	<u>318,551</u>	<u>344,224</u>	<u>389,128</u>	
<u>80</u>	<u>254,720</u>	<u>319,256</u>	<u>344,627</u>	<u>389,732</u>	
<u>81</u>	<u>255,626</u>	<u>319,558</u>	<u>344,829</u>	<u>390,235</u>	
<u>82</u>	<u>256,331</u>	<u>319,860</u>	<u>345,131</u>	<u>390,638</u>	
<u>83</u>	<u>257,338</u>	<u>320,464</u>	<u>345,634</u>	<u>391,041</u>	
<u>84</u>	<u>258,344</u>	<u>320,766</u>	<u>346,037</u>	<u>391,443</u>	
<u>85</u>	<u>258,948</u>	<u>321,169</u>	<u>346,339</u>	<u>391,645</u>	
<u>86</u>	<u>259,754</u>	<u>321,471</u>	<u>346,641</u>	<u>391,846</u>	
<u>87</u>	<u>260,459</u>	<u>321,873</u>	<u>347,144</u>	<u>392,148</u>	
<u>88</u>	<u>261,365</u>	<u>322,176</u>	<u>347,547</u>	<u>392,450</u>	

<u>71</u>	<u>246,712</u>	<u>311,991</u>	<u>341,004</u>	<u>385,129</u>	<u>409,709</u>
<u>72</u>	<u>247,518</u>	<u>313,200</u>	<u>341,508</u>	<u>385,733</u>	<u>410,011</u>
<u>73</u>	<u>248,223</u>	<u>314,510</u>	<u>341,710</u>	<u>386,136</u>	<u>410,213</u>
<u>74</u>	<u>249,230</u>	<u>315,215</u>	<u>342,213</u>	<u>386,740</u>	<u>410,515</u>
<u>75</u>	<u>250,238</u>	<u>315,920</u>	<u>342,717</u>	<u>387,345</u>	<u>410,817</u>
<u>76</u>	<u>251,044</u>	<u>316,525</u>	<u>343,221</u>	<u>387,949</u>	<u>411,019</u>
<u>77</u>	<u>251,850</u>	<u>317,331</u>	<u>343,523</u>	<u>388,352</u>	<u>411,220</u>
<u>78</u>	<u>252,857</u>	<u>318,036</u>	<u>343,926</u>	<u>388,856</u>	
<u>79</u>	<u>253,864</u>	<u>318,741</u>	<u>344,430</u>	<u>389,360</u>	
<u>80</u>	<u>254,872</u>	<u>319,446</u>	<u>344,833</u>	<u>389,964</u>	
<u>81</u>	<u>255,778</u>	<u>319,748</u>	<u>345,034</u>	<u>390,468</u>	
<u>82</u>	<u>256,484</u>	<u>320,050</u>	<u>345,336</u>	<u>390,871</u>	
<u>83</u>	<u>257,491</u>	<u>320,655</u>	<u>345,840</u>	<u>391,274</u>	
<u>84</u>	<u>258,498</u>	<u>320,957</u>	<u>346,243</u>	<u>391,677</u>	
<u>85</u>	<u>259,103</u>	<u>321,360</u>	<u>346,545</u>	<u>391,878</u>	
<u>86</u>	<u>259,909</u>	<u>321,662</u>	<u>346,847</u>	<u>392,080</u>	
<u>87</u>	<u>260,614</u>	<u>322,065</u>	<u>347,351</u>	<u>392,382</u>	
<u>88</u>	<u>261,521</u>	<u>322,368</u>	<u>347,754</u>	<u>392,684</u>	

<u>89</u>	<u>261,969</u>	<u>322,679</u>	<u>347,849</u>	<u>392,652</u>
<u>90</u>	<u>262,774</u>	<u>323,082</u>	<u>348,252</u>	<u>392,954</u>
<u>91</u>	<u>263,580</u>	<u>323,384</u>	<u>348,654</u>	<u>393,256</u>
<u>92</u>	<u>264,385</u>	<u>323,686</u>	<u>348,856</u>	<u>393,457</u>
<u>93</u>	<u>264,788</u>	<u>324,189</u>	<u>349,158</u>	<u>393,658</u>
<u>94</u>	<u>265,493</u>	<u>324,592</u>		
<u>95</u>	<u>265,996</u>	<u>324,793</u>		
<u>96</u>	<u>266,701</u>	<u>325,196</u>		
<u>97</u>	<u>267,406</u>	<u>325,599</u>		
<u>98</u>	<u>268,110</u>	<u>326,001</u>		
<u>99</u>	<u>268,815</u>	<u>326,404</u>		
<u>100</u>	<u>269,520</u>	<u>326,807</u>		
<u>101</u>	<u>270,023</u>	<u>327,008</u>		
<u>102</u>	<u>270,527</u>	<u>327,310</u>		
<u>103</u>	<u>270,929</u>	<u>327,612</u>		
<u>104</u>	<u>271,433</u>	<u>327,914</u>		
<u>105</u>	<u>271,634</u>	<u>328,317</u>		
<u>106</u>	<u>271,836</u>	<u>328,518</u>		

<u>89</u>	<u>262,125</u>	<u>322,871</u>	<u>348,056</u>	<u>392,886</u>
<u>90</u>	<u>262,931</u>	<u>323,274</u>	<u>348,459</u>	<u>393,188</u>
<u>91</u>	<u>263,737</u>	<u>323,576</u>	<u>348,862</u>	<u>393,490</u>
<u>92</u>	<u>264,543</u>	<u>323,879</u>	<u>349,064</u>	<u>393,691</u>
<u>93</u>	<u>264,946</u>	<u>324,382</u>	<u>349,366</u>	<u>393,893</u>
<u>94</u>	<u>265,651</u>	<u>324,785</u>		
<u>95</u>	<u>266,155</u>	<u>324,987</u>		
<u>96</u>	<u>266,860</u>	<u>325,390</u>		
<u>97</u>	<u>267,565</u>	<u>325,793</u>		
<u>98</u>	<u>268,270</u>	<u>326,196</u>		
<u>99</u>	<u>268,975</u>	<u>326,599</u>		
<u>100</u>	<u>269,680</u>	<u>327,002</u>		
<u>101</u>	<u>270,184</u>	<u>327,203</u>		
<u>102</u>	<u>270,688</u>	<u>327,505</u>		
<u>103</u>	<u>271,091</u>	<u>327,807</u>		
<u>104</u>	<u>271,595</u>	<u>328,110</u>		
<u>105</u>	<u>271,796</u>	<u>328,513</u>		
<u>106</u>	<u>271,998</u>	<u>328,714</u>		

<u>107</u>	<u>272,138</u>	<u>328,820</u>
<u>108</u>	<u>272,440</u>	<u>329,223</u>
<u>109</u>	<u>272,842</u>	<u>329,626</u>
<u>110</u>	<u>273,144</u>	<u>329,928</u>
<u>111</u>	<u>273,547</u>	<u>330,331</u>
<u>112</u>	<u>273,849</u>	<u>330,633</u>
<u>113</u>	<u>274,151</u>	<u>330,935</u>
<u>114</u>	<u>274,453</u>	<u>331,337</u>
<u>115</u>	<u>274,755</u>	<u>331,639</u>
<u>116</u>	<u>275,158</u>	<u>331,841</u>
<u>117</u>	<u>275,460</u>	<u>332,042</u>
<u>118</u>	<u>275,762</u>	<u>332,344</u>
<u>119</u>	<u>276,165</u>	<u>332,747</u>
<u>120</u>	<u>276,567</u>	<u>333,150</u>
<u>121</u>	<u>276,769</u>	<u>333,351</u>
<u>122</u>	<u>276,970</u>	
<u>123</u>	<u>277,373</u>	
<u>124</u>	<u>277,675</u>	

<u>107</u>	<u>272,300</u>	<u>329,016</u>
<u>108</u>	<u>272,602</u>	<u>329,419</u>
<u>109</u>	<u>273,005</u>	<u>329,822</u>
<u>110</u>	<u>273,307</u>	<u>330,124</u>
<u>111</u>	<u>273,710</u>	<u>330,527</u>
<u>112</u>	<u>274,012</u>	<u>330,830</u>
<u>113</u>	<u>274,315</u>	<u>331,132</u>
<u>114</u>	<u>274,617</u>	<u>331,535</u>
<u>115</u>	<u>274,919</u>	<u>331,837</u>
<u>116</u>	<u>275,322</u>	<u>332,039</u>
<u>117</u>	<u>275,624</u>	<u>332,240</u>
<u>118</u>	<u>275,926</u>	<u>332,542</u>
<u>119</u>	<u>276,329</u>	<u>332,945</u>
<u>120</u>	<u>276,732</u>	<u>333,348</u>
<u>121</u>	<u>276,934</u>	<u>333,550</u>
<u>122</u>	<u>277,135</u>	
<u>123</u>	<u>277,538</u>	
<u>124</u>	<u>277,840</u>	

<u>125</u>	<u>277, 876</u>
<u>126</u>	<u>278, 178</u>
<u>127</u>	<u>278, 581</u>
<u>128</u>	<u>278, 984</u>
<u>129</u>	<u>279, 185</u>
<u>130</u>	<u>279, 588</u>
<u>131</u>	<u>279, 991</u>
<u>132</u>	<u>280, 293</u>
<u>133</u>	<u>280, 494</u>
<u>134</u>	<u>280, 796</u>
<u>135</u>	<u>281, 199</u>
<u>136</u>	<u>281, 501</u>
<u>137</u>	<u>281, 702</u>
<u>138</u>	<u>282, 004</u>
<u>139</u>	<u>282, 306</u>
<u>140</u>	<u>282, 608</u>
<u>141</u>	<u>282, 810</u>
<u>142</u>	<u>283, 011</u>

<u>125</u>	<u>278, 042</u>
<u>126</u>	<u>278, 344</u>
<u>127</u>	<u>278, 747</u>
<u>128</u>	<u>279, 150</u>
<u>129</u>	<u>279, 352</u>
<u>130</u>	<u>279, 754</u>
<u>131</u>	<u>280, 157</u>
<u>132</u>	<u>280, 460</u>
<u>133</u>	<u>280, 661</u>
<u>134</u>	<u>280, 963</u>
<u>135</u>	<u>281, 366</u>
<u>136</u>	<u>281, 669</u>
<u>137</u>	<u>281, 870</u>
<u>138</u>	<u>282, 172</u>
<u>139</u>	<u>282, 474</u>
<u>140</u>	<u>282, 777</u>
<u>141</u>	<u>282, 978</u>
<u>142</u>	<u>283, 180</u>

<u>143</u>	<u>283,212</u>					
<u>144</u>	<u>283,514</u>					
<u>145</u>	<u>283,917</u>					
<u>146</u>	<u>284,118</u>					
<u>147</u>	<u>284,421</u>					
<u>148</u>	<u>284,723</u>					
<u>149</u>	<u>285,025</u>					
<u>150</u>	<u>285,226</u>					
<u>151</u>	<u>285,528</u>					
<u>152</u>	<u>285,729</u>					
<u>153</u>	<u>286,031</u>					
再任用職員	<u>202,870</u>	<u>242,638</u>	<u>257,036</u>	<u>290,361</u>	<u>317,242</u>	

備考 この表は、保育士、介護士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

<u>143</u>	<u>283,381</u>					
<u>144</u>	<u>283,683</u>					
<u>145</u>	<u>284,086</u>					
<u>146</u>	<u>284,288</u>					
<u>147</u>	<u>284,590</u>					
<u>148</u>	<u>284,892</u>					
<u>149</u>	<u>285,194</u>					
<u>150</u>	<u>285,396</u>					
<u>151</u>	<u>285,698</u>					
<u>152</u>	<u>285,900</u>					
<u>153</u>	<u>286,202</u>					
再任用職員	<u>202,991</u>	<u>242,783</u>	<u>257,189</u>	<u>290,534</u>	<u>317,431</u>	

備考 この表は、保育士、介護士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>

第3条 横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p>

(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当
基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当
基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例中第1条の規定による改正後の横手市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定による改正後の給与条例の規定は令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条又は第2条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第94号

横手市特別会計条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

土地区画整理事業が終了したため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特別会計条例の一部を改正する条例

横手市特別会計条例（平成17年横手市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(31)まで 削除</p> <p>(32) [略]</p> <p><u>(33) 土地区画整理事業特別会計</u></p> <p><u>(34)～(36)まで 削除</u></p> <p>(37)～(41) [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(31)まで 削除</p> <p>(32) [略]</p> <p><u>(33)～(36)まで 削除</u></p> <p>(37)～(41) [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の規定による改正前の横手市特別会計条例（以下「旧条例」という。）第1条の規定に基づく土地区画整理事業特別会計の令和4年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。
- 3 旧条例の規定による土地区画整理事業特別会計に属する資産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金については、一般会計が引き継ぐものとする。

議案第 95 号

横手市特別会計条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

浄化槽市町村整備推進事業に地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部を適用するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特別会計条例等の一部を改正する条例

(横手市特別会計条例の一部改正)

第1条 横手市特別会計条例（平成17年横手市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p><u>(1) から (31) まで 削除</u></p> <p><u>(32) 浄化槽市町村整備推進事業特別会計</u></p> <p>(33) [略]</p> <p>(34) ～ (36) まで 削除</p> <p>(37) ～ (41) [略]</p> <p>(弾力条項の適用)</p> <p>第2条 前条第32号及び第37号に掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により、弾力条</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p><u>(1) から (32) まで 削除</u></p> <p>(33) [略]</p> <p>(34) ～ (36) まで 削除</p> <p>(37) ～ (41) [略]</p> <p>(弾力条項の適用)</p> <p>第2条 前条第37号に掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用する</p>

項を適用することができる。

ことができる。

(横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部改正)

第2条 横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例（平成17年横手市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(処理区域)</p> <p>第3条 浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域（以下「処理区域」という。）は、浄化槽による汚水処理が経済的かつ効率的である区域で、次の各号に定める区域を除く区域とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が指定する区域</p> <p>(工事計画の作成等)</p> <p>第4条 処理区域内の住宅等所有者は、<u>市長</u>に対し、浄化槽</p>	<p>(処理区域)</p> <p>第3条 浄化槽により汚水の処理を行おうとする区域（以下「処理区域」という。）は、浄化槽による汚水処理が経済的かつ効率的である区域で、次の各号に定める区域を除く区域とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>が指定する区域</p> <p>(工事計画の作成等)</p> <p>第4条 処理区域内の住宅等所有者は、<u>管理者</u>に対し、浄化</p>

の設置（既存単独処理浄化槽から浄化槽とすることを含む。以下同じ。）を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を作成し、当該申請を行った住宅等使用者（以下「申請者」という。）の承認を求めるものとする。

（1）～（3）

3 申請者は、工事計画に異議があるときは、市長に対し、変更を求めることができる。

4・5 [略]

（排水設備の工事の施工）

第5条 排水設備の新設等の工事は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長の指定を受けた排水設備指定工事店でなければ行ってはならない。

（設置完了の通知）

第6条 市長は、浄化槽の設置を完了したときは、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

（分担金の賦課及び徴収）

槽の設置（既存単独処理浄化槽から浄化槽とすることを含む。以下同じ。）を申請することができる。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を作成し、当該申請を行った住宅等使用者（以下「申請者」という。）の承認を求めるものとする。

（1）～（3）

3 申請者は、工事計画に異議があるときは、管理者に対し、変更を求めることができる。

4・5 [略]

（排水設備の工事の施工）

第5条 排水設備の新設等の工事は、管理者の指定を受けた排水設備指定工事店でなければ行ってはならない。

（設置完了の通知）

第6条 管理者は、浄化槽の設置を完了したときは、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

（分担金の賦課及び徴収）

第7条 市長は、浄化槽の設置申請者ごとに別表第1に定める分担金の額を賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日その他分担金の納付に必要な事項を申請者に通知しなければならない。

3 市長は、分担金を5年に分割して徴収することができる。

(増嵩経費の賦課)

第8条 市長は、浄化槽を設置した場合、事業費が標準事業費を超える増嵩経費（申請者の都合により、補強工事等の標準事業以外の工事が生じたときにおける経費を含む。）が生じたときは、申請者に対し、増嵩経費を賦課することができる。

2 [略]

(使用開始等の届出)

第9条 使用者は、浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければな

第7条 管理者は、浄化槽の設置申請者ごとに別表第1に定める分担金の額を賦課するものとする。

2 管理者は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日その他分担金の納付に必要な事項を申請者に通知しなければならない。

3 管理者は、分担金を5年に分割して徴収することができる。

(増嵩経費の賦課)

第8条 管理者は、浄化槽を設置した場合、事業費が標準事業費を超える増嵩経費（申請者の都合により、補強工事等の標準事業以外の工事が生じたときにおける経費を含む。）が生じたときは、申請者に対し、増嵩経費を賦課することができる。

2 [略]

(使用開始等の届出)

第9条 使用者は、浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出なければ

らない。

(使用料)

第10条 市長は、使用者から別表第2に定める使用料を徴収する。

2 [略]

(督促等)

第11条 市長は、分担金、増嵩経費及び使用料を納付期日までに納付しない者があるときは、納付期限後20日以内に、督促状を発行して督促するものとする。

2 [略]

(徴収の猶予及び減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、分担金、増嵩経費及び使用料の徴収を猶予し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(1) ・ (2)

(資料の提出)

第14条 市長は、使用者及び住宅等所有者に、浄化槽の設

ならない。

(使用料)

第10条 管理者は、使用者から別表第2に定める使用料を徴収する。

2 [略]

(督促等)

第11条 管理者は、分担金、増嵩経費及び使用料を納付期日までに納付しない者があるときは、納付期限後20日以内に、督促状を発行して督促するものとする。

2 [略]

(徴収の猶予及び減免)

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、分担金、増嵩経費及び使用料の徴収を猶予し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(1) ・ (2)

(資料の提出)

第14条 管理者は、使用者及び住宅等所有者に、浄化槽の

置、維持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(修繕費用等の負担)

第16条 使用者及び住宅等所有者の責めに帰すべき事由により、浄化槽に修繕の必要が生じたときは、使用者及び住宅等所有者は、市長の指示に従い、修繕し、その費用を全額負担しなければならない。

2 住宅等所有者の責めに帰すべき事由により、浄化槽の移設又は撤去の必要が生じたときは、住宅等所有者は、市長の指示に従い、移設又は撤去し、その費用を全額負担しなければならない。

(住宅等所有者の地位の承継)

第17条 [略]

2 前項の規定により、第7条第2項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた者の地位を承継した者は、市長に届け出なければならない。

(委任)

設置、維持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(修繕費用等の負担)

第16条 使用者及び住宅等所有者の責めに帰すべき事由により、浄化槽に修繕の必要が生じたときは、使用者及び住宅等所有者は、管理者の指示に従い、修繕し、その費用を全額負担しなければならない。

2 住宅等所有者の責めに帰すべき事由により、浄化槽の移設又は撤去の必要が生じたときは、住宅等所有者は、管理者の指示に従い、移設又は撤去し、その費用を全額負担しなければならない。

(住宅等所有者の地位の承継)

第17条 [略]

2 前項の規定により、第7条第2項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた者の地位を承継した者は、管理者に届け出なければならない。

(委任)

第18条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第2（第10条関係）

（消費税を含む。）

人槽区分	単位	使用料
[略]		
<u>11人槽以上</u>	<u>1月</u>	<u>その都度協議の上定める。</u>

第18条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

別表第2（第10条関係）

（消費税を含む。）

人槽区分	単位	使用料
[略]		
<u>14人槽</u>	<u>1月</u>	<u>9,900円</u>
<u>20人槽</u>	<u>1月</u>	<u>17,600円</u>
<u>25人槽</u>	<u>1月</u>	<u>19,030円</u>
<u>30人槽</u>	<u>1月</u>	<u>20,790円</u>
<u>50人槽</u>	<u>1月</u>	<u>33,000円</u>

（横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年横手市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(水道事業及び下水道事業の設置)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 下水を排除し、処理することにより、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業及び集落排水事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 下水道事業の計画処理区域面積、計画処理人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(水道事業及び下水道事業の設置)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 下水を排除し、処理することにより、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業、<u>集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業</u>（以下「下水道事業」という。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 下水道事業の計画処理区域面積、計画処理人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 浄化槽市町村整備推進事業</u></p> <p>ア <u>計画処理区域面積 13,058ヘクタール</u></p> <p>イ <u>計画処理人口 10,921人</u></p> <p>ウ <u>1日最大処理能力 2,783立方メートル</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(横手市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正前の横手市特別会計条例第1条の規定による浄化槽市町村整備推進事業特別会計に属する資産及び債権債務については、この条例の規定による改正後の横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に基づく横手市下水道事業会計が引き継ぐものとする。
(横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行前に、第2条の規定による改正前の横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の相当規定により水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長が行ったものとみなす。

議案第 96 号

横手市農村公園等設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

樽見内地区農村総合運動公園を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市農村公園等設置条例の一部を改正する条例

横手市農村公園等設置条例（平成17年横手市条例第214号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
下高口農村公園	[略]	下高口農村公園	[略]
<u>樽見内地区農村総合運動公園</u>	横手市平鹿町樽見内字扇田173番地2		
[略]		[略]	

附 則

この条例は、令和5年2月1日から施行する。

議案第97号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市松原団地集会所
- 2 指定する団体の名称
松原団地集落会
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和12年3月31日まで

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第98号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市山内三又コミュニティセンター
- 2 指定する団体の名称
三又部落
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和12年3月31日まで

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第99号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
観音寺児童館
- 2 指定する団体の名称
観音寺児童館管理会
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第100号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市大森町八日町老人憩の家
- 2 指定する団体の名称
八日町町内会
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第101号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称	2 指定する団体の名称	3 指定の期間
横手市二井山地区農村集落多目的共同利用施設	横手市二井山地区農村集落多目的共同利用施設運営委員会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市上西野交流センター	横手市上西野交流センター運営委員会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市下村多目的集落集会所	下村集落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市中ノ又多目的集落集会所	中ノ又集落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市中村多目的集落集会所	中村・水上集落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市平野多目的集落集会所	平野集落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで

横手市葛ヶ沢・坂ノ下多目的集落集会所	葛ヶ沢・坂ノ下集落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市大町多目的集落集会所	大町町内会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市武道多目的集落集会所	武道集落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市十日町多目的集落集会所	十日町集落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市横沢多目的集落集会所	横沢集落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市境田多目的集落集会所	境田集落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市下田多目的集落集会所	下田集落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市百目木集落センター	百目木集落センター管理運営委員会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市八柏会館	八柏部落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで

横手市板井田多目的集落集会所	板井田集落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市大塚多目的集落集会所	横手市大塚交流館運営委員会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
横手市下開多目的集落集会所	横手市下開交流館運営委員会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第102号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
天下森ふれあい農園
- 2 指定する団体の名称
株式会社 天下森振興公社
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第103号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称	2 指定する団体の名称	3 指定の期間
舟沢農村集落生活館	舟沢集落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで
十二ノ木農村集落生活館	十二ノ木集落会	令和5年4月1日から令和12年3月31日まで

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第104号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
地域ふれあい施設たかね
- 2 指定する団体の名称
株式会社 天下森振興公社
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第105号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市横手防災センター
- 2 指定する団体の名称
横手防災センター管理運営委員会
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和12年3月31日まで

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第106号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称	2 指定する団体の名称	3 指定の期間
寿町コミュニティ消防センター	寿町コミュニティ消防センター 管理運営委員会	令和5年4月1日から令和12 年3月31日まで
平城コミュニティ消防センター	平城コミュニティ消防センター 管理運営委員会	令和5年4月1日から令和12 年3月31日まで

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第107号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市天下森スキー場
- 2 指定する団体の名称
株式会社 天下森振興公社
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第108号

連携協約の締結に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結することについて、次のとおり秋田県と協議する。

1 連携協約の名称

秋田県及び横手市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約

2 連携協約の内容

秋田県及び横手市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約案（別紙）

令和4年11月28日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

秋田県及び横手市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約案

秋田県（以下「甲」という。）及び横手市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定に基づき、以下のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第一条 この連携協約は、人口減少社会においても、快適で安心できる暮らしと衛生的な水環境を将来にわたって維持するため、甲及び乙の協働により、連携して生活排水処理事業に関する事務を処理することを目的とする。

（連携する事務の範囲）

第二条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事務について相互に連携する。

- 一 経営戦略やストックマネジメント計画等の策定に関する事務
- 二 設計積算、工事監督等に関する事務
- 三 技術研鑽のための研修等に関する事務
- 四 前三号に掲げるもののほか、甲及び乙の連携が必要となる事務

（基本方針）

第三条 甲及び乙は、前条に定める事務について連携を図るため、広域的に自治体の事務を補完する官民出資会社（以下「広域補完組織」という。）を設立し、生活排水処理事業の持続的な事業運営に向けた取組を推進する。

（役割分担）

第四条 広域補完組織の設立・運営に係る事務の内容並びに甲及び乙の連携に関する役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費の負担）

第五条 連携して甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度、その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定める。

（協議）

第六条 甲及び乙は、連携する事務についての調整や、広域補完組織の運営に係る情報を共有するため、定期的に協議を行う。

(連携協約の変更及び廃止)

第七条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙が協議して行うものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第二百五十二条の二第四項の規定により、その例によるとされる同条第三項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(疑義の決定等)

第八条 この連携協約に関し疑義のあるとき、又はこの連携協約に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この連携協約は、締結の日から効力を生じるものとする。

令和 年 月 日

(甲) 秋田県

代表者 秋田県知事 佐竹 敬久

(乙) 横手市

代表者 横手市長 高橋 大

別表（第四条関係）

取組分野	内容	役割分担	
		甲	乙
連携に関する事務を執行する広域補完組織の設立及び運営による事業運営の効率化	広域補完組織の設立について	<p>一 乙と連携し、広域補完組織の設立に関する事項を取りまとめるとともに、広域補完組織に出資して協働で事業を実施する民間事業者（以下「パートナー事業者」という。）の公募及び選定に関する事務を総括する。</p> <p>二 乙と共に、広域補完組織を設立するための資本金を拠出する。</p>	<p>一 広域補完組織の設立や、パートナー事業者の公募に関する事項について、甲と協力して検討を行う。</p> <p>二 甲と共に、広域補完組織を設立するための資本金を拠出する。</p>
	広域補完組織の運営について	<p>一 広域補完組織の役員及び社員の派遣について、乙と調整を図る。乙との協議に基づき、必要に応じて広域補完組織に職員を派遣する。</p> <p>二 乙との協議により、乙が必要とする支援や経費を取りまとめ、甲が管理する施設に関する業務と合わせて、広域補完組織に一括して発注する。</p>	<p>一 広域補完組織の役員及び社員の派遣について、甲と調整を図る。甲との協議に基づき、必要に応じて広域補完組織に職員を派遣する。</p> <p>二 広域補完組織に依頼する業務について、甲と協議を行う。</p>
	広域補完組織の評価について	<p>一 乙と連携し、広域補完組織の経営状況等を評価する。</p>	<p>一 甲と連携し、広域補完組織の経営状況等を評価する。</p>

議案第109号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

廃止路線

路線 番号	路線 名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
100218	横手停車場線	横手市駅前町 8 9 6	99.81	12.50
		横手市駅前町 8 9 6		~47.90

議案第 1 1 0 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第111号

令和4年度横手市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度横手市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,614,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更・廃止は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		9,332,702	8,522	9,341,224
	2 国庫補助金	4,433,751	8,522	4,442,273
16 県支出金		4,537,336	△1,744	4,535,592
	2 県補助金	2,246,136	△1,744	2,244,392
18 寄附金		520,002	500	520,502
	1 寄附金	520,002	500	520,502
19 繰入金		3,456,454	466,477	3,922,931
	1 特別会計繰入金	90,717	2	90,719
	2 基金繰入金	3,365,737	466,475	3,832,212
21 諸収入		2,447,098	4,045	2,451,143
	5 雑入	637,362	4,045	641,407
22 市債		4,583,556	△151,000	4,432,556
	1 市債	4,583,556	△151,000	4,432,556
歳入	合計	58,287,900	326,800	58,614,700

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		307,754	577	308,331
	1 議会費	307,754	577	308,331
2 総務費		6,524,818	34,889	6,559,707
	1 総務管理費	5,653,771	25,479	5,679,250
	2 徴税費	449,513	2,202	451,715
	3 戸籍住民基本台帳費	277,820	6,787	284,607
	4 選挙費	89,550	125	89,675
	6 監査委員費	50,126	296	50,422
3 民生費		16,343,474	189,449	16,532,923
	1 社会福祉費	8,950,458	33,681	8,984,139
	2 児童福祉費	6,286,242	67,589	6,353,831
	3 生活保護費	1,101,483	88,179	1,189,662
4 衛生費		6,200,818	△124,983	6,075,835
	1 保健衛生費	3,887,326	△143,926	3,743,400
	2 清掃費	1,275,748	18,943	1,294,691
6 農林水産業費		3,691,702	11,371	3,703,073
	1 農業費	3,341,456	11,190	3,352,646
	2 林業費	350,246	181	350,427
7 商工費		2,633,890	104,888	2,738,778
	1 商工費	2,633,890	104,888	2,738,778

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		7,611,214	24,894	7,636,108
	1 土木管理費	89,433	468	89,901
	2 道路橋りょう費	3,483,524	22,139	3,505,663
	4 都市計画費	3,607,789	1,686	3,609,475
	5 住宅費	353,726	601	354,327
9 消防費		1,785,827	27,272	1,813,099
	1 消防費	1,785,827	27,272	1,813,099
10 教育費		4,287,691	57,843	4,345,534
	1 教育総務費	868,702	1,723	870,425
	2 小学校費	978,465	15,611	994,076
	3 中学校費	241,592	26,744	268,336
	4 社会教育費	867,592	3,902	871,494
	5 保健体育費	1,331,340	9,863	1,341,203
11 災害復旧費		248,401	600	249,001
	1 農林水産業施設災害復旧費	241,400	600	242,000
歳 出	合 計	58,287,900	326,800	58,614,700

第2表 継続費補正

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	1 保健衛生費	西部斎場整備事業	609,914	令和4年度	234,290	657,625	令和4年度	83,250
				令和5年度	375,624		令和5年度	574,375

廃止

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	62,293	令和4年度	37,376	-	令和4年度	-
				令和5年度	24,917		令和5年度	-

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 1	災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費 林業施設災害復旧事業（令和3年発生林業施設災害復旧事業）	70,000

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和4年度わかりやすい予算書印刷製本業務	令和5年度	令和5年度	2,759
令和4年度山内三又コミュニティセンター指定管理業務	令和5年度	令和11年度	1,344
令和4年度秋田県議会議員一般選挙ポスター掲示場作成・設置・撤去及び管理業務	令和5年度	令和5年度	7,846
令和4年度見守り電球設置業務	令和5年度	令和5年度	7,762
令和4年度天下森ふれあい農園指定管理業務	令和5年度	令和7年度	7,389
令和4年度地域ふれあい施設たかね指定管理業務	令和5年度	令和7年度	5,346
令和4年度「よこてfun通信」情報紙作成業務	令和5年度	令和5年度	4,840
令和4年度三枚橋地区土地区画整理事業交付清算金	令和5年度	令和5年度	59,080
令和4年度横手市天下森スキー場指定管理業務	令和5年度	令和7年度	37,620

第5表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
西部斎場整備事業	234,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。	83,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選 択した地方債に ついては、見直 し後の利率が当 初定めていた利 率を上回る場合 は、当該見直し を行った利率で 借入することが できる。	政府資金の場 合は、借入先の 融資条件によ る。銀行その他 の場合には、そ の債権者と協定 するところによ る。ただし、財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。
計	4,583,556				4,432,556			

一般会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	9,332,702	8,522	9,341,224
16 県支出金	4,537,336	△1,744	4,535,592
18 寄附金	520,002	500	520,502
19 繰入金	3,456,454	466,477	3,922,931
21 諸収入	2,447,098	4,045	2,451,143
22 市債	4,583,556	△151,000	4,432,556
計	58,287,900	326,800	58,614,700

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	307,754	577	308,331					577
2 総務費	6,524,818	34,889	6,559,707				3,033	31,856
3 民生費	16,343,474	189,449	16,532,923	8,522	△3,500		500	183,927
4 衛生費	6,200,818	△124,983	6,075,835			△151,000		26,017
6 農林水産業費	3,691,702	11,371	3,703,073		1,282		1,012	9,077
7 商工費	2,633,890	104,888	2,738,778					104,888
8 土木費	7,611,214	24,894	7,636,108					24,894
9 消防費	1,785,827	27,272	1,813,099					27,272
10 教育費	4,287,691	57,843	4,345,534					57,843
11 災害復旧費	248,401	600	249,001		474			126
計	58,287,900	326,800	58,614,700	8,522	△1,744	△151,000	4,545	466,477

2. 歳入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	1,348,936	8,522	1,357,458	2 高齢者福祉費補助金	1,405	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 1,405
				4 児童福祉費補助金	6,881	保育対策総合支援事業費補助金 6,881
				6 社会福祉総務費補助金	236	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 236
計	4,433,751	8,522	4,442,273			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費補助金	609,135	△3,500	605,635	4 高齢者福祉費補助金	△3,500	地域密着型サービス施設等整備事業費補助金 △3,500
4 農林水産業費補助金	1,149,458	1,282	1,150,740	1 農業費補助金	1,282	園芸肥料低減技術導入支援事業補助金 1,282
8 災害復旧費補助金	153,400	474	153,874	1 農林水産業施設災害復旧費補助金	474	農地・農業用施設災害復旧事業補助金 474
計	2,246,136	△1,744	2,244,392			

18 款 寄附金

1 項 寄附金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 民生費寄附金	0	500	500	1 民生費寄附金	500	民生費寄附金 500
計	520,002	500	520,502			

19 款 繰入金

1 項 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	2	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	後期高齢者医療特別会計繰入金 1
3 介護保険特別会計繰入金	1	1	2	1 介護保険特別会計繰入金	1	介護保険特別会計繰入金 1
計	90,717	2	90,719			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,359,577	466,475	2,826,052	1 財政調整基金繰入金	466,475	財政調整基金繰入金 466,475
計	3,365,737	466,475	3,832,212			

21 款 諸収入

5 項 雑入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	311,353	4,045	315,398	1 雑入	4,045	光熱水費等利用収入 3,033 過年度歳出返納金 1,012
計	637,362	4,045	641,407			

22 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生債	379,600	△151,000	228,600	1 保健衛生事業債	△151,000	過疎対策事業債 △151,000
計	4,583,556	△151,000	4,432,556			

3. 歳出

1 款 議会費

1 項 議会費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	307,754	577	308,331				577	2 給料	34	人件費	577
								3 職員手当等	446		
								4 共済費	97		
計	307,754	577	308,331				577				

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	2,200,993	11,156	2,212,149				11,156	2 給料	1,203	人件費	11,156
								3 職員手当等	7,741		
								4 共済費	2,212		
6 財産管理費	865,119	7,816	872,935			3,033	4,783	10 需用費	7,816	庁舎管理費 (本庁舎)	7,400
										庁舎管理費 (山内庁舎)	416
10 電算情報管理費	587,012	6,507	593,519				6,507	11 役務費	6,507	地域情報通信網管理運営費	6,507
計	5,653,771	25,479	5,679,250			3,033	22,446				

2 款 総務費

2 項 徴税费

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 税務総務費	306,628	2,202	308,830				2,202	2 給料	305	人件費	2,202
								3 職員手当等	1,546		
								4 共済費	351		
計	449,513	2,202	451,715				2,202				

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	277,820	6,787	284,607				6,787	2 給料	146	人件費	6,787
								3 職員手当等	6,400		
								4 共済費	241		
計	277,820	6,787	284,607				6,787				

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 選挙管理委員会費	21,966	125	22,091				125	2 給料	6	人件費	125
								3 職員手当等	92		
								4 共済費	27		
計	89,550	125	89,675				125				

2 款 総務費

6 項 監査委員費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 監査委員費	50,126	296	50,422				296	2 給料	14	人件費	296
								3 職員手当等	218		
								4 共済費	64		
計	50,126	296	50,422				296				

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉総務費	1,702,578	5,770	1,708,348				5,770	2 給料	590	人件費	5,770
								3 職員手当等	4,127		
								4 共済費	1,053		
2 障がい者自立支援給付費	2,408,315	21,791	2,430,106				21,791	22 償還金、利子及び割引料	21,791	障がい者自立支援給付総務費	21,791
4 高齢者福祉費	639,656	△2,095	637,561	△2,095				18 負担金補助及び交付金	△2,095	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	△2,095
5 高齢者福祉施設費	473,158	867	474,025				867	2 給料	40	人件費	867
								3 職員手当等	708		
								4 共済費	119		
7 国民健康保険費	817,727	1,702	819,429				1,702	27 繰出金	1,702	国民健康保険特別会計繰出金	1,702

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
8 介護保険対策費	1,982,059	5,646	1,987,705				5,646	27 繰出金	5,646	介護保険特別会計繰出金 5,646
計	8,950,458	33,681	8,984,139	△2,095			35,776			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	1,610,396	65,403	1,675,799	6,547		500	58,356	18 負担金補助及び交付金	12,570	児童福祉総務費 52,833 保育対策総合支援事業 12,570
								19 扶助費	500	
								22 償還金、利子及び割引料	52,333	
7 公立保育所費	355,377	2,186	357,563	334			1,852	2 給料	82	人件費 1,048 保育所費 1,138
								3 職員手当等	759	
								4 共済費	207	
								10 需用費	1,138	
計	6,286,242	67,589	6,353,831	6,881		500	60,208			

3 款 民生費

3 項 生活保護費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1生活保護総務費	41,381	88,179	129,560	236			87,943	17備品購入費 22償還金、利子及び割引料	237 87,942	生活保護総務費	88,179
計	1,101,483	88,179	1,189,662	236			87,943				

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1保健衛生総務費	443,946	3,063	447,009				3,063	2給料 3職員手当等 4共済費	453 2,113 497	人件費	3,063
5後期高齢者医療制度費	1,449,391	461	1,449,852				461	27繰出金	461	後期高齢者医療制度費	461
8公害対策費	19,658	790	20,448				790	10需用費	790	休廃止鉱山坑廃水処理事業	790
11斎場施設費	298,448	△148,240	150,208		△151,000		2,760	10需用費 12委託料 14工事請負費	2,800 △4,865 △146,175	斎場施設費 斎場施設整備事業	2,800 △151,040
計	3,887,326	△143,926	3,743,400		△151,000		7,074				

4 款 衛生費

2 項 清掃費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 清掃総務費	137,574	2,317	139,891				2,317	2 給料	123	人件費	2,317
								3 職員手当等	1,997		
								4 共済費	197		
2 塵芥処理費	923,208	3,704	926,912				3,704	10 需用費	2,056	ごみ収集費	1,648
								12 委託料	1,648	最終処分場管理運営費	2,056
3 し尿処理費	214,966	12,922	227,888				12,922	10 需用費	12,922	衛生センター費	12,922
計	1,275,748	18,943	1,294,691				18,943				

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 農業委員会費	81,910	903	82,813				903	2 給料	28	人件費	903
								3 職員手当等	803		
								4 共済費	72		
2 農業総務費	451,281	7,993	459,274				7,993	2 給料	426	人件費	7,993
								3 職員手当等	6,964		
								4 共済費	603		
3 農業振興費	1,622,120	2,294	1,624,414	1,282		1,012		18 負担金補助及び交付金	1,282	農業経営支援事業	1,012
								22 償還金、利子及び割引料	1,012	作物振興事業	1,282

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	3,341,456	11,190	3,352,646	1,282		1,012	8,896			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 林業総務費	49,495	181	49,676				181	2 給料	10	人件費 181
								3 職員手当等	135	
								4 共済費	36	
計	350,246	181	350,427				181			

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 商工総務費	304,261	2,438	306,699				2,438	2 給料	231	人件費 2,438
								3 職員手当等	1,795	
								4 共済費	412	
2 商工業振興費	1,783,076	100,000	1,883,076				100,000	18 負担金補助及び交付金	100,000	成長産業支援事業 100,000
4 商工観光施設費	149,818	2,450	152,268				2,450	10 需用費	2,450	横手駅東西交流施設費 2,200

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									増田のまちなみ観光施設費 102 コミュニティーラウンジ管理運営 事業 148	
計	2,633,890	104,888	2,738,778				104,888			

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 土木総務費	89,433	468	89,901				468	2 給料	22	人件費 468
								3 職員手当等	343	
								4 共済費	103	
計	89,433	468	89,901				468			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 道路橋りょう総務費	286,108	1,783	287,891				1,783	2 給料	95	人件費 1,783
								3 職員手当等	1,388	
								4 共済費	300	

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 道路維持費	343,039	17,638	360,677				17,638	10 需用費	17,638	街路灯・防犯灯管理費	17,638
3 道路新設改良費	903,006	2,718	905,724				2,718	2 給料	89	人件費	2,718
								3 職員手当等	2,534		
								4 共済費	95		
計	3,483,524	22,139	3,505,663				22,139				

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 都市計画総務費	116,792	1,686	118,478				1,686	2 給料	46	人件費	1,686
								3 職員手当等	1,517		
								4 共済費	123		
計	3,607,789	1,686	3,609,475				1,686				

8 款 土木費

5 項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 建築住宅総務費	112,723	601	113,324				601	2 給料	101	人件費	601
								3 職員手当等	389		
								4 共済費	111		

8 款 土木費

5 項 住宅費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	353,726	601	354,327				601			

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 常備消防費	1,472,756	27,272	1,500,028				27,272	2 給料	1,870	人件費 27,272
								3 職員手当等	23,768	
								4 共済費	1,634	
計	1,785,827	27,272	1,813,099				27,272			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	751,292	1,723	753,015				1,723	2 給料	123	人件費 1,723
								3 職員手当等	1,235	
								4 共済費	365	
計	868,702	1,723	870,425				1,723			

10 款 教育費

2 項 小学校費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	931,072	15,611	946,683				15,611	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費	△4,959 27 478 111 △289 20,243	人件費 小学校管理費	616 14,995
計	978,465	15,611	994,076				15,611				

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	192,953	26,744	219,697				26,744	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費	4,959 14 219 62 289 21,201	人件費 中学校管理費	295 26,449
計	241,592	26,744	268,336				26,744				

10 款 教育費

4 項 社会教育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会教育総務費	275,586	1,817	277,403				1,817	2 給料	202	人件費	1,817
								3 職員手当等	1,271		
								4 共済費	344		
2 生涯学習費	154,089	1,000	155,089				1,000	10 需用費	1,000	生涯学習施設費	1,000
4 芸術文化振興費	209,457	1,085	210,542				1,085	10 需用費	1,085	芸術文化推進事業費	294
										芸術文化施設費	791
計	867,592	3,902	871,494				3,902				

10 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 スポーツ振興費	493,791	2,334	496,125				2,334	2 給料	48	人件費	2,334
								3 職員手当等	2,222		
								4 共済費	64		
2 学校給食費	837,549	7,529	845,078				7,529	2 給料	35	人件費	935
								3 職員手当等	749	学校給食事業	6,594
								4 共済費	151		
								10 需用費	6,594		
計	1,331,340	9,863	1,341,203				9,863				

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産業施設災害復旧費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業施設災害復旧費	2,000	600	2,600	474			126	18 負担金補助及び交付金	600	農地農業用施設災害復旧事業 600
計	241,400	600	242,000	474			126			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1,228) 901	1,610,114	3,576,514	2,974,679	8,161,307	1,471,758	9,633,065	
補 正 前	(1,228) 901	1,610,114	3,570,151	2,902,722	8,082,987	1,462,107	9,545,094	
比 較	()		6,363	71,957	78,320	9,651	87,971	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当	住 居 当	通 勤 当	特 殊 勤 手	時 間 外 勤 手	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 当	夜 勤 間 務 当	休 日 日 務 当	管 理 職 手	期 末 当	勤 勉 当	寒 冷 地 手	児 童 当	単 身 赴 手	地 域 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	125,372	40,773	58,043	29,563	522,597	4,900	3,448	13,600	56,160	42,736	1,016,285	620,036	62,087	62,290	552	1,905	314,332	2,974,679
補 正 前	124,852	39,583	57,371	20,963	496,355	4,900	3,388	13,600	56,160	42,736	1,015,048	587,647	62,087	61,450	414	1,892	314,276	2,902,722
比 較	520	1,190	672	8,600	26,242		60				1,237	32,389		840	138	13	56	71,957

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(45) 901		3,576,514	2,729,569	6,306,083	1,228,501	7,534,584	
補 正 前	(45) 901		3,570,151	2,657,612	6,227,763	1,218,850	7,446,613	
比 較	()		6,363	71,957	78,320	9,651	87,971	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当	地域手当	退職手当金	合計
補正後	125,372	40,773	58,043	29,563	522,597	4,900	3,448	13,600	56,160	42,736	771,175	620,036	62,087	62,290	552	1,905	314,332	2,729,569
補正前	124,852	39,583	57,371	20,963	496,355	4,900	3,388	13,600	56,160	42,736	769,938	587,647	62,087	61,450	414	1,892	314,276	2,657,612
比較	520	1,190	672	8,600	26,242		60				1,237	32,389		840	138	13	56	71,957

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	6,363	給与改定に伴う増減分	6,363	給与改定
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当	71,957	制度改正に伴う増減分	33,777	給与改定
		その他の増減分	38,180	特殊勤務手当、時間外勤務手当 他

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福祉職
補正後	平均給料月額 (円)	320,783	314,242	279,964	362,583	339,083
	平均給与月額 (円)	402,616	376,736	331,393	422,250	407,306
	平均年齢 (歳)	41.7	51.5	37.4	51.0	50.0
補正前	平均給料月額 (円)	320,170	314,055	279,143	362,375	338,844
	平均給与月額 (円)	399,005	376,456	330,524	422,083	406,076
	平均年齢 (歳)	41.7	51.5	37.4	51.0	50.0

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.100)	(1.150)	(2.25)	有	
	2.100	2.200	4.30		
補 正 前	(1.100)	(1.100)	(2.20)	有	
	2.100	2.100	4.20		
国 の 制 度	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.150	2.250	4.40		

※ () 内は、再任用職員(外書き)

ウ 特殊勤務手当

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
給料総額に対する比率 (%)	0.9	0.8	0.3		2.2	2.6
支給対象職員の比率 (%) (令和4年4月1日現在)	29.3	28.5	11.5		100.0	95.8
代表的な特殊勤務手当の名称	夜間特殊勤務手当、清掃作業手当、緊急救命処置業務手当、用地交渉手当					

継続費についての当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画						当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総額に対 する進捗率	
			年 度	年割額	左 の 財 源 内 訳								一 般 財 源
					特 定 財 源			国 庫 支 出 金					
					地 方 債	そ の 他	一 般 財 源						
4 衛生費	1 保健衛生費	西部斎場整備事業	令和	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
			4年度	83,250		83,200		50	83,250	83,250		12.7	
			5年度	574,375		574,300		75			574,375	87.3	
			計	657,625		657,500		125	83,250	83,250	574,375	100.0	

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	4,189,300	△ 151,000	4,038,300	4,480,787		4,480,787	47,062,881	△ 151,000	46,911,881
(3)衛生	379,600	△ 151,000	228,600	580,528		580,528	6,886,661	△ 151,000	6,735,661
合 計	4,583,556	△ 151,000	4,432,556	6,497,464		6,497,464	65,196,121	△ 151,000	65,045,121

議案第112号

令和4年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度横手市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,702千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,751,702千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		817,267	1,702	818,969
	1 他会計繰入金	817,266	1,702	818,968
歳入	合計	9,750,000	1,702	9,751,702

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		172,080	1,702	173,782
	1 総務管理費	149,150	1,702	150,852
歳出	合計	9,750,000	1,702	9,751,702

国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	817,267	1,702	818,969
計	9,750,000	1,702	9,751,702

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	172,080	1,702	173,782					1,702
計	9,750,000	1,702	9,751,702					1,702

2. 歳入

6 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	817,266	1,702	818,968	4 事務費繰入金	1,702	事務費繰入金 1,702
計	817,266	1,702	818,968			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	149,150	1,702	150,852				1,702	2 給料	114	人件費	1,702
								3 職員手当等	1,463		
								4 共済費	125		
計	149,150	1,702	150,852				1,702				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(7) 12	11,783	46,856	31,422	90,061	16,155	106,216	
補 正 前	(7) 12	11,783	46,742	29,959	88,484	16,030	104,514	
比 較	()		114	1,463	1,577	125	1,702	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	1,038		744		4,000				40	392	12,367	8,213	679	660			3,289	31,422
補 正 前	1,038		744		3,000				40	392	12,344	7,800	679	660			3,262	29,959
比 較					1,000						23	413					27	1,463

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	() 12		46,856	29,189	76,045	14,090	90,135	
補 正 前	() 12		46,742	27,726	74,468	13,965	88,433	
比 較	()		114	1,463	1,577	125	1,702	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 当 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補正後	1,038		744		4,000				40	392	10,134	8,213	679	660			3,289	29,189
補正前	1,038		744		3,000				40	392	10,111	7,800	679	660			3,262	27,726
比 較					1,000						23	413					27	1,463

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考	
給 料	114	給与改定に伴う増減分	114	給与改定	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	1,463	制度改正に伴う増減分	436	給与改定	
		その他の増減分	1,027	時間外勤務手当、退職手当負担金	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	医 療 技 術 職	保 健 ・ 看 護 職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	325,389				
	平均給与月額 (円)	368,542				
	平均年齢 (歳)	42.3				
補 正 前	平均給料月額 (円)	324,597				
	平均給与月額 (円)	360,806				
	平均年齢 (歳)	42.3				

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.100) 2.100	(1.150) 2.200	(2.25) 4.30	有	
補 正 前	(1.100) 2.100	(1.100) 2.100	(2.20) 4.20	有	
国 の 制 度	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.30) 4.40	有	

※ () 内は、再任用職員(外書き)

議案第113号

令和4年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度横手市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,250千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,205,650千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		826,456	△10,000	816,456
	1 後期高齢者医療保険料	826,456	△10,000	816,456
3 繰入金		386,180	461	386,641
	1 一般会計繰入金	386,180	461	386,641
4 繰越金		1	1,289	1,290
	1 繰越金	1	1,289	1,290
歳入	合計	1,213,900	△8,250	1,205,650

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		19,989	461	20,450
	1 総務管理費	13,053	461	13,514
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,192,806	△8,712	1,184,094
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,192,806	△8,712	1,184,094
3 諸支出金		1,104	1	1,105
	2 繰出金	1	1	2
歳出	合計	1,213,900	△8,250	1,205,650

後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	826,456	△10,000	816,456
3 繰入金	386,180	461	386,641
4 繰越金	1	1,289	1,290
計	1,213,900	△8,250	1,205,650

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	19,989	461	20,450					461
2 後期高齢者医療広域 連合納付金	1,192,806	△8,712	1,184,094					△8,712
3 諸支出金	1,104	1	1,105					1
計	1,213,900	△8,250	1,205,650					△8,250

2. 歳入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別徴収保険料	618,421	△20,000	598,421	1 現年度分徴収 保険料	△20,000	現年度分徴収保険料 △20,000
2 普通徴収保険料	208,035	10,000	218,035	1 現年度分徴収 保険料	10,000	現年度分徴収保険料 10,000
計	826,456	△10,000	816,456			

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事務費繰入金	19,873	461	20,334	1 事務費繰入金	461	事務費繰入金 461
計	386,180	461	386,641			

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	1,289	1,290	1 繰越金	1,289	繰越金 1,289
計	1	1,289	1,290			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	13,053	461	13,514				461	11 役務費	461	一般管理費	461
計	13,053	461	13,514				461				

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,192,806	△8,712	1,184,094				△8,712	18 負担金補助 及び交付金	△8,712	後期高齢者医療広域連合納付金 △8,712	
計	1,192,806	△8,712	1,184,094				△8,712				

3 款 諸支出金

2 項 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般会計繰 出金	1	1	2				1	27 繰出金	1	一般会計繰出金	1
計	1	1	2				1				

議案第114号

令和4年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度横手市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,192,748千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		3,439,109	7,000	3,446,109
	2 国庫補助金	1,198,189	7,000	1,205,189
4 支払基金交付金		3,406,885	7,560	3,414,445
	1 支払基金交付金	3,406,885	7,560	3,414,445
5 県支出金		1,801,093	3,500	1,804,593
	2 県補助金	72,056	3,500	75,556
8 繰入金		1,981,260	22,350	2,003,610
	1 一般会計繰入金	1,981,259	5,646	1,986,905
	2 基金繰入金	1	16,704	16,705
歳入	合計	13,152,338	40,410	13,192,748

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		221,585	627	222,212
	1 総務管理費	122,550	627	123,177
4 地域支援事業費		529,210	29,519	558,729
	1 介護予防・生活支援サービス事業	354,027	28,000	382,027
	2 一般介護予防事業費	61,042	833	61,875
	3 包括的支援事業・任意事業費	112,741	686	113,427
6 諸支出金		150,310	10,264	160,574
	1 償還金及び還付加算金	150,309	10,262	160,571
	2 繰出金	1	2	3
歳出	合計	13,152,338	40,410	13,192,748

介護保険特別会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	3,439,109	7,000	3,446,109
4 支払基金交付金	3,406,885	7,560	3,414,445
5 県支出金	1,801,093	3,500	1,804,593
8 繰入金	1,981,260	22,350	2,003,610
計	13,152,338	40,410	13,192,748

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	221,585	627	222,212					627
4 地域支援事業費	529,210	29,519	558,729	7,000	3,500		11,060	7,959
6 諸支出金	150,310	10,264	160,574					10,264
計	13,152,338	40,410	13,192,748	7,000	3,500		11,060	18,850

2. 歳入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業費交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	80,568	5,600	86,168	1 現年度分	5,600	現年度分 5,600
4 総合事業調整交付金	20,142	1,400	21,542	1 現年度分	1,400	現年度分総合事業調整交付金 1,400
計	1,198,189	7,000	1,205,189			

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業費交付金	108,766	7,560	116,326	1 現年度分	7,560	現年度分 7,560
計	3,406,885	7,560	3,414,445			

5 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業費交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	50,355	3,500	53,855	1 現年度分	3,500	現年度分 3,500
計	72,056	3,500	75,556			

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業費繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	50,355	3,500	53,855	1 現年度分	3,500	現年度分 3,500
4 その他一般会計繰入金	231,644	2,146	233,790	1 その他一般会計繰入金	2,146	その他一般会計繰入金 2,146
計	1,981,259	5,646	1,986,905			

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	1	16,704	16,705	1 介護給付費準備基金繰入金	16,704	介護給付費準備基金繰入金 16,704
計	1	16,704	16,705			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	119,819	627	120,446				627	2 給料	56	人件費	627
								3 職員手当等	444		
								4 共済費	127		
計	122,550	627	123,177				627				

4 款 地域支援事業費

1 項 介護予防・生活支援サービス事業

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 サービス事業費	299,038	28,000	327,038	10,500		11,060	6,440	18 負担金補助及び交付金	28,000	訪問型サービス	3,000
										通所型サービス	25,000
計	354,027	28,000	382,027	10,500		11,060	6,440				

4 款 地域支援事業費

2 項 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般介護予防事業費	61,042	833	61,875				833	2 給料	154	人件費	833
								3 職員手当等	579		
								4 共済費	100		
計	61,042	833	61,875				833				

4 款 地域支援事業費

3 項 包括的支援事業・任意事業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 包括的支援事業費	74,924	686	75,610				686	2 給料	21	人件費	686
								3 職員手当等	582		
								4 共済費	83		
計	112,741	686	113,427				686				

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
3 償還金	148,764	10,262	159,026				10,262	22 償還金、利子及び割引料	10,262	償還金	10,262
計	150,309	10,262	160,571				10,262				

6 款 諸支出金

2 項 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般会計繰出金	1	2	3				2	27 繰出金	2	一般会計繰出金	2
計	1	2	3				2				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(32) 22	54,998	96,740	72,985	224,723	39,431	264,154	
補 正 前	(32) 22	54,998	96,509	71,380	222,887	39,121	262,008	
比 較	()		231	1,605	1,836	310	2,146	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 手 当	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 手 当	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	2,772	588	2,025		10,676				240	392	30,705	16,662	1,456	900			6,569	72,985
補 正 前	2,772	588	2,025		10,136				240	392	30,694	15,750	1,456	900			6,427	71,380
比 較					540						11	912					142	1,605

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(2) 22		96,740	62,884	159,624	29,600	189,224	
補 正 前	(2) 22		96,509	61,279	157,788	29,290	187,078	
比 較	()		231	1,605	1,836	310	2,146	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 当 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補正後	2,772	588	2,025		10,676				240	392	20,604	16,662	1,456	900			6,569	62,884
補正前	2,772	588	2,025		10,136				240	392	20,593	15,750	1,456	900			6,427	61,279
比 較					540						11	912					142	1,605

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	231	給与改定に伴う増減分	231	給与改定
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当	1,605	制度改正に伴う増減分	923	給与改定
		その他の増減分	682	時間外勤務手当、退職手当負担金

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	医 療 技 術 職	保 健 ・ 看 護 職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	350,531				338,028
	平均給与月額 (円)	415,281				389,528
	平均年齢 (歳)	47.8				51.0
補 正 前	平均給料月額 (円)	350,167				337,806
	平均給与月額 (円)	413,070				386,000
	平均年齢 (歳)	47.8				51.0

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.100) 2.100	(1.150) 2.200	(2.25) 4.30	有	
補 正 前	(1.100) 2.100	(1.100) 2.100	(2.20) 4.20	有	
国 の 制 度	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.30) 4.40	有	

※ () 内は、再任用職員(外書き)

議案第115号

令和4年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度横手市の市営介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,824千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,316,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		21,804	5,824	27,628
	1 繰越金	21,804	5,824	27,628
歳入	合計	1,310,900	5,824	1,316,724

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		279,961	1,342	281,303
	1 施設管理費	279,961	1,342	281,303
2 サービス事業費		946,781	4,482	951,263
	2 居宅介護サービス事業費	122,320	342	122,662
	3 施設介護サービス事業費	796,171	4,140	800,311
歳 出	合 計	1,310,900	5,824	1,316,724

市営介護サービス事業特別会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰越金	21,804	5,824	27,628
計	1,310,900	5,824	1,316,724

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	279,961	1,342	281,303					1,342
2 サービス事業費	946,781	4,482	951,263					4,482
計	1,310,900	5,824	1,316,724					5,824

2. 歳入

5 款 繰越金

1 項 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	21,804	5,824	27,628	1 繰越金	5,824	繰越金 (地域包括支援センター) 5,421 繰越金 (指定通所介護事業所森の家) 403
計	21,804	5,824	27,628			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	279,961	1,342	281,303				1,342	2給料	25	人件費	1,342
								3職員手当等	1,223		
								4共済費	94		
計	279,961	1,342	281,303				1,342				

2 款 サービス事業費

2 項 居宅介護サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1短期入所生活介護事業費	51,878	196	52,074				196	2給料	12	人件費	196
								3職員手当等	132		
								4共済費	52		
2通所リハビリテーション事業費	25,527	146	25,673				146	2給料	6	人件費	146
								3職員手当等	115		
								4共済費	25		
計	122,320	342	122,662				342				

2 款 サービス事業費

3 項 施設介護サービス事業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 施設介護サービス事業費	796,171	4,140	800,311				4,140	2 給料	344	人件費	4,140
								3 職員手当等	3,264		
								4 共済費	532		
計	796,171	4,140	800,311				4,140				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(105) 65	228,656	282,087	212,470	723,213	123,070	846,283	
補 正 前	(105) 65	228,656	281,700	207,736	718,092	122,367	840,459	
比 較	()		387	4,734	5,121	703	5,824	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	単 身 赴 手 当	地 域 手 当	退 職 手 当 負 担 金	合 計
補 正 後	7,896	1,261	6,423	6,336	9,385			6,700	60	881	100,161	47,647	4,140	2,940			18,640	212,470
補 正 前	7,818	1,001	6,121	5,536	9,100			6,700	60	881	99,766	45,033	4,140	2,940			18,640	207,736
比 較	78	260	302	800	285						395	2,614						4,734

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(7) 65		282,087	171,677	453,764	85,464	539,228	
補 正 前	(7) 65		281,700	166,943	448,643	84,761	533,404	
比 較	()		387	4,734	5,121	703	5,824	

※ () 内は、再任用職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区 分	扶 養 当 手	住 居 当 手	通 勤 当 手	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 当 手	宿 日 直 当 手	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	夜 間 勤 務 当 手	休 日 勤 務 当 手	管 理 職 当 手	期 末 当 手	勤 勉 当 手	寒 冷 地 当 手	児 童 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 当 手	退 職 手 当 金 負 担	合 計
補正後	7,896	1,261	6,423	6,336	9,385			6,700	60	881	59,368	47,647	4,140	2,940			18,640	171,677
補正前	7,818	1,001	6,121	5,536	9,100			6,700	60	881	58,973	45,033	4,140	2,940			18,640	166,943
比 較	78	260	302	800	285						395	2,614						4,734

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考	
給 料	387	給与改定に伴う増減分	387	給与改定	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	4,734	制度改正に伴う増減分	3,009	給与改定	
		その他の増減分	1,725	特殊勤務手当、時間外勤務手当 他	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	394,583	306,250	303,417	310,053	319,223
	平均給与月額 (円)	443,083	327,250	324,944	348,455	371,421
	平均年齢 (歳)	56.8	54.0	41.0	51.7	46.9
補 正 前	平均給料月額 (円)	394,333	306,000	302,819	309,583	318,731
	平均給与月額 (円)	445,450	329,000	324,347	347,985	368,250
	平均年齢 (歳)	56.8	54.0	41.0	51.7	46.9

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.100) 2.100	(1.150) 2.200	(2.25) 4.30	有	
補 正 前	(1.100) 2.100	(1.100) 2.100	(2.20) 4.20	有	
国 の 制 度	(1.125) 2.150	(1.175) 2.250	(2.30) 4.40	有	

※ () 内は、再任用職員(外書き)

ウ 特殊勤務手当

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職	医療技術職	保健・看護職	福 祉 職
給料総額に対する比率 (%)	2.6	0.4	2.6		3.6	2.6
支給対象職員の比率 (%) (令和4年4月1日現在)	81.4	20.0	100.0		100.0	83.7
代表的な特殊勤務手当の名称	夜間看護業務手当、介護等業務手当					

議案第116号

令和4年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）

令和4年度横手市の市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ378,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		157,095	30,575	187,670
	1 営業収入	157,095	30,575	187,670
歳入	合計	347,700	30,575	378,275

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 施設経営費		343,700	30,575	374,275
	1 施設経営費	343,700	30,575	374,275
歳出	合計	347,700	30,575	378,275

市営温泉施設特別会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 事業収入	157,095	30,575	187,670
計	347,700	30,575	378,275

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 施設経営費	343,700	30,575	374,275					30,575
計	347,700	30,575	378,275					30,575

2. 歳入

1 款 事業収入

1 項 営業収入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 営業収入	157,095	30,575	187,670	1 現年度分	30,575	さくら荘 30,575
計	157,095	30,575	187,670			

3. 歳出

1 款 施設経営費

1 項 施設経営費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 さくら荘経営費	122,472	30,575	153,047				30,575	10 需用費	29,127	施設経営費	30,575
								13 使用料及び 賃借料	1,448		
計	343,700	30,575	374,275				30,575				

議案第117号

令和4年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度横手市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度横手市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 市立横手病院事業収益	5,652,140 千円	85,900 千円	5,738,040 千円
第1項 医業収益	5,315,324 千円	△ 131,300 千円	5,184,024 千円
第2項 医業外収益	336,815 千円	217,200 千円	554,015 千円
第2款 市立大森病院事業収益	2,735,900 千円	44,000 千円	2,779,900 千円
第1項 医業収益	2,498,840 千円	7,200 千円	2,506,040 千円
第2項 医業外収益	237,060 千円	36,800 千円	273,860 千円
合 計	8,388,040 千円	129,900 千円	8,517,940 千円

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 市立横手病院事業費用	5,652,140 千円	85,900 千円	5,738,040 千円
第1項 医業費用	5,617,846 千円	85,900 千円	5,703,746 千円
第2款 市立大森病院事業費用	2,735,900 千円	44,000 千円	2,779,900 千円
第1項 医業費用	2,704,921 千円	43,780 千円	2,748,701 千円
第2項 医業外費用	27,979 千円	220 千円	28,199 千円
合 計	8,388,040 千円	129,900 千円	8,517,940 千円

病院事業会計

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額346,761千円は過年度分損益勘定留保資金346,761千円で補てんするものとする。）。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 市立横手病院資本的収入	311,647千円	12,100千円	323,747千円
第4項 国県補助金	46,337千円	12,100千円	58,437千円
第2款 市立大森病院資本的収入	319,662千円	2,000千円	321,662千円
第4項 国県補助金	5,170千円	2,000千円	7,170千円
合 計	631,309千円	14,100千円	645,409千円
	支	出	
第1款 市立横手病院資本的支出	513,336千円	12,100千円	525,436千円
第1項 建設改良費	181,787千円	12,100千円	193,887千円
第2款 市立大森病院資本的支出	462,234千円	4,500千円	466,734千円
第1項 建設改良費	124,274千円	4,500千円	128,774千円
合 計	975,570千円	16,600千円	992,170千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条で定めた議会の議決を経なければ流用する事のできない経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
市立横手病院		3,304,801千円	16,900千円	3,321,701千円
市立大森病院		1,673,586千円	23,780千円	1,697,366千円

(たな卸資産購入限度額)

第5条 予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額は、1,497,580千円(うち市立横手病院は1,103,380千円、市立大森病院は394,200千円)を1,513,580千円(うち市立横手病院は、1,109,380千円、市立大森病院は404,200千円)に改める。

令和4年11月28日提出
横手市長 高橋 大

病院事業会計補正予算（第2号）に関する説明書

令和4年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院事業収益			5,652,140	85,900	5,738,040
	1. 医業収益		5,315,324	△ 131,300	5,184,024
		1. 入院収益	3,493,050	△ 131,300	3,361,750
	2. 医業外収益		336,815	217,200	554,015
		2. 国県補助金	8,600	217,200	225,800
2. 市立大森病院事業収益			2,735,900	44,000	2,779,900
	1. 医業収益		2,498,840	7,200	2,506,040
		1. 入院収益	1,758,935	7,200	1,766,135
	2. 医業外収益		237,060	36,800	273,860
		2. 国県補助金	6,400	36,800	43,200
合 計			8,388,040	129,900	8,517,940

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院事業費用			5,652,140	85,900	5,738,040
	1. 医業費用		5,617,846	85,900	5,703,746
		1. 給 与 費	3,304,801	16,900	3,321,701
		2. 材 料 費	1,077,880	40,000	1,117,880
		3. 経 費	772,092	29,000	801,092
2. 市立大森病院事業費用			2,735,900	44,000	2,779,900
	1. 医業費用		2,704,921	43,780	2,748,701
		1. 給 与 費	1,673,586	23,780	1,697,366
		3. 経 費	477,900	20,000	497,900
	2. 医業外費用		27,979	220	28,199
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	26,979	220	27,199
合 計			8,388,040	129,900	8,517,940

資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院資本の収入			311,647	12,100	323,747
	4. 国県補助金		46,337	12,100	58,437
		1. 国県補助金	46,337	12,100	58,437
2. 市立大森病院資本の収入			319,662	2,000	321,662
	4. 国県補助金		5,170	2,000	7,170
		1. 国県補助金	5,170	2,000	7,170
合 計			631,309	14,100	645,409

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院資本の支出			513,336	12,100	525,436
	1. 建設改良費		181,787	12,100	193,887
		1. 建設改良費	181,787	12,100	193,887
2. 市立大森病院資本の支出			462,234	4,500	466,734
	1. 建設改良費		124,274	4,500	128,774
		1. 建設改良費	124,274	4,500	128,774
合 計			975,570	16,600	992,170

令和4年度 横手市病院事業 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">当年度純損失</td><td style="text-align: right;">△ 20,100</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">624,049</td></tr> <tr><td>固定資産除却費</td><td style="text-align: right;">7,174</td></tr> <tr><td>引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">△ 5,849</td></tr> <tr><td>長期前受金戻入額</td><td style="text-align: right;">△ 26,980</td></tr> <tr><td>受取利息及び配当金</td><td style="text-align: right;">△ 298</td></tr> <tr><td>支払利息</td><td style="text-align: right;">54,353</td></tr> <tr><td>未収金の増減額</td><td style="text-align: right;">△ 14,072</td></tr> <tr><td>未払金の増減額</td><td style="text-align: right;">△ 10,638</td></tr> <tr><td>その他流動負債の増減額</td><td style="text-align: right;">18,711</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right;">626,350</td></tr> <tr><td>利息及び配当金の受取額</td><td style="text-align: right;">299</td></tr> <tr><td>利息の支払額</td><td style="text-align: right;">△ 54,353</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>業務活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right;">572,296</td></tr> </table>	当年度純損失	△ 20,100	減価償却費	624,049	固定資産除却費	7,174	引当金の増減額	△ 5,849	長期前受金戻入額	△ 26,980	受取利息及び配当金	△ 298	支払利息	54,353	未収金の増減額	△ 14,072	未払金の増減額	△ 10,638	その他流動負債の増減額	18,711	<hr/>		小計	626,350	利息及び配当金の受取額	299	利息の支払額	△ 54,353	<hr/>		業務活動によるキャッシュ・フロー	572,296	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">有形固定資産の取得による支出</td><td style="text-align: right;">△ 313,661</td></tr> <tr><td>国県補助金による収入</td><td style="text-align: right;">65,607</td></tr> <tr><td>看護師等奨学金貸付による支出</td><td style="text-align: right;">△ 4,200</td></tr> <tr><td>看護師等奨学金返還による収入</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>看護師等奨学金返還免除</td><td style="text-align: right;">800</td></tr> <tr><td>有価証券の売却による収入</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>投資活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right;">△ 251,452</td></tr> </table> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入</td><td style="text-align: right;">234,500</td></tr> <tr><td>建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出</td><td style="text-align: right;">△ 665,309</td></tr> <tr><td>他会計からの出資による収入</td><td style="text-align: right;">345,300</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>財務活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right;">△ 85,509</td></tr> </table> <p>4 資金増減額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="text-align: right;">235,335</td></tr> </table> <p>5 資金期首残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="text-align: right;">4,009,373</td></tr> </table> <hr/> <p>6 資金期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;"></td><td style="text-align: right;">4,244,708</td></tr> </table>	有形固定資産の取得による支出	△ 313,661	国県補助金による収入	65,607	看護師等奨学金貸付による支出	△ 4,200	看護師等奨学金返還による収入	2	看護師等奨学金返還免除	800	有価証券の売却による収入	0	<hr/>		投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 251,452	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	234,500	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 665,309	他会計からの出資による収入	345,300	<hr/>		財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 85,509		235,335		4,009,373		4,244,708
当年度純損失	△ 20,100																																																																
減価償却費	624,049																																																																
固定資産除却費	7,174																																																																
引当金の増減額	△ 5,849																																																																
長期前受金戻入額	△ 26,980																																																																
受取利息及び配当金	△ 298																																																																
支払利息	54,353																																																																
未収金の増減額	△ 14,072																																																																
未払金の増減額	△ 10,638																																																																
その他流動負債の増減額	18,711																																																																
<hr/>																																																																	
小計	626,350																																																																
利息及び配当金の受取額	299																																																																
利息の支払額	△ 54,353																																																																
<hr/>																																																																	
業務活動によるキャッシュ・フロー	572,296																																																																
有形固定資産の取得による支出	△ 313,661																																																																
国県補助金による収入	65,607																																																																
看護師等奨学金貸付による支出	△ 4,200																																																																
看護師等奨学金返還による収入	2																																																																
看護師等奨学金返還免除	800																																																																
有価証券の売却による収入	0																																																																
<hr/>																																																																	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 251,452																																																																
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	234,500																																																																
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 665,309																																																																
他会計からの出資による収入	345,300																																																																
<hr/>																																																																	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 85,509																																																																
	235,335																																																																
	4,009,373																																																																
	4,244,708																																																																

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)		給 与 費				法 福 利 費	退 職 手 当 組 合 金 納 付	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計			
補正後	1	(13) 685		2,177,385	1,705,733	3,883,118	694,267	132,804	4,710,189
補正前	1	(13) 684		2,177,385	1,668,833	3,846,218	690,487	132,804	4,669,509
比 較		() 1			36,900	36,900	3,780		40,680

※ () 内は、再任用短時間勤務職員 (外書き)

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
手 当	36,900	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分		36,900	診療報酬改定に伴い処遇改善手当を新設及び特殊勤務手当の増

令和4年度横手市病院事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有形固定資産				
	イ. 土地		722,473		
	ロ. 建物	11,798,524			
	減価償却累計額	<u>△ 7,527,032</u>	4,271,492		
	ハ. 構築物	361,783			
	減価償却累計額	<u>△ 251,601</u>	110,182		
	ニ. 器械及び備品	6,276,974			
	減価償却累計額	<u>△ 4,766,211</u>	1,510,763		
	ホ. 車両	39,851			
	減価償却累計額	<u>△ 33,130</u>	6,721		
	ヘ. 建設仮勘定	<u>1,232</u>	<u>1,232</u>		
	有形固定資産 合 計			6,622,863	
(2)	無形固定資産				
	イ. 電話加入権		<u>0</u>		
	無形固定資産 合 計			0	
(3)	投資その他の資産				
	イ. 長期貸付金		13,199		
	ロ. 貸倒引当金		<u>△ 2,400</u>		
	投資その他の資産 合 計			<u>10,799</u>	
	固 定 資 産 合 計				6,633,662
2.	流 動 資 産				
(1)	現金預金			4,244,708	
(2)	未収金			1,062,270	
(3)	有価証券			0	
(4)	貯蔵品			79,987	
(5)	短期貸付金			400	
	流 動 資 産 合 計				<u>5,387,365</u>
	資 産 合 計				<u><u>12,021,027</u></u>

		負 債 の 部			
		千円	千円	千円	千円
3.	固 定 負 債				
	(1) 企業債				
	イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>3,778,254</u>		
	企 業 債 合 計			3,778,254	
	(2) 引当金				
	イ. 退職給付引当金		<u>997,305</u>		
	引 当 金 合 計			<u>997,305</u>	
	固 定 負 債 合 計				4,775,559
4.	流 動 負 債				
	(1) 一時借入金			0	
	(2) 企業債				
	イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>650,083</u>		
	企 業 債 合 計			650,083	
	(3) 未払金			364,147	
	(4) 預り金			44,387	
	(5) 引当金				
	イ. 賞与引当金		208,811		
	ロ. 法定福利費引当金		<u>41,583</u>		
	引 当 金 合 計			<u>250,394</u>	
	流 動 負 債 合 計				1,309,011
5.	繰 延 収 益				
	長期前受金			922,556	
	長期前受金収益化累計額			<u>△ 718,844</u>	
	繰 延 収 益 合 計				<u>203,712</u>
	負 債 合 計				<u><u>6,288,282</u></u>

	資 本 の 部		
6. 資 本 金			6,146,602
7. 剰 余 金			
(1) 利益剰余金			
イ. 減債積立金		<u>22,938</u>	
(2) 欠損金			
イ. 当年度未処理欠損金		<u>436,795</u>	
欠 損 金 合 計			<u>436,795</u>
欠 損 金 合 計			<u>413,857</u>
資 本 合 計			<u>5,732,745</u>
負 債 資 本 合 計			<u>12,021,027</u>

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院事業収益	5,652,140	85,900	5,738,040	
1 項 医業収益	5,315,324	△ 131,300	5,184,024	
1 目 入院収益	3,493,050	△ 131,300	3,361,750	
入院収益	3,493,050	△ 131,300	3,361,750	
2 項 医業外収益	336,815	217,200	554,015	
2 目 国県補助金	8,600	217,200	225,800	
国県補助金	8,600	217,200	225,800	
2 款 市立大森病院事業収益	2,735,900	44,000	2,779,900	
1 項 医業収益	2,498,840	7,200	2,506,040	
1 目 入院収益	1,758,935	7,200	1,766,135	
入院収益	1,758,935	7,200	1,766,135	
2 項 医業外収益	237,060	36,800	273,860	
2 目 国県補助金	6,400	36,800	43,200	
国県補助金	6,400	36,800	43,200	
合 計	8,388,040	129,900	8,517,940	

支 出

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院事業費用	5,652,140	85,900	5,738,040	
1 項 医業費用	5,617,846	85,900	5,703,746	
1 目 給 与 費	3,304,801	16,900	3,321,701	
手 当	980,137	14,400	994,537	
法定福利費	430,977	2,500	433,477	
2 目 材 料 費	1,077,880	40,000	1,117,880	
薬 品 費	624,000	40,000	664,000	
3 目 経 費	772,092	29,000	801,092	
光熱水費	90,000	22,000	112,000	
燃 料 費	27,360	7,000	34,360	
2 款 市立大森病院事業費用	2,735,900	44,000	2,779,900	
1 項 医業費用	2,704,921	43,780	2,748,701	
1 目 給 与 費	1,673,586	23,780	1,697,366	
手 当	475,091	22,500	497,591	
法定福利費	218,000	1,280	219,280	
3 目 経 費	477,900	20,000	497,900	
光熱水費	52,500	10,000	62,500	
燃 料 費	29,000	10,000	39,000	
2 項 医業外費用	27,979	220	28,199	
1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	26,979	220	27,199	
企業債利息	26,978	220	27,198	
合 計	8,388,040	129,900	8,517,940	

資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院資本の収入	311,647	12,100	323,747	
4 項 国県補助金	46,337	12,100	58,437	
1 目 国県補助金	46,337	12,100	58,437	
国県補助金	46,337	12,100	58,437	
2 款 市立大森病院資本の収入	319,662	2,000	321,662	
4 項 国県補助金	5,170	2,000	7,170	
1 目 国県補助金	5,170	2,000	7,170	
国県補助金	5,170	2,000	7,170	
合 計	631,309	14,100	645,409	

支 出

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院資本の支出	513,336	12,100	525,436	
1 項 建設改良費	181,787	12,100	193,887	
1 目 建設改良費	181,787	12,100	193,887	
建設改良費	181,787	12,100	193,887	
2 款 市立大森病院資本の支出	462,234	4,500	466,734	
1 項 建設改良費	124,274	4,500	128,774	
1 目 建設改良費	124,274	4,500	128,774	
建設改良費	124,274	4,500	128,774	
合 計	975,570	16,600	992,170	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

- ・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数	市立横手病院	市立大森病院
建物	3年～39年	6年～39年
構築物	6年～30年	10年～20年
機械及び備品	3年～20年	3年～15年
車両	4年～6年	4年～6年

3 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は2,375,433千円（うち市立横手病院は1,283,235千円、うち市立大森病院は1,092,198千円）である。

III. その他の注記

1 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として625,609千円（うち市立横手病院は406,207千円、うち市立大森病院は219,402千円）を支給するため、賞与引当金214,419千円（うち市立横手病院は141,220千円、うち市立大森病院は73,199千円）を使用する。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、法定福利費として694,581千円（うち市立横手病院は461,042千円、うち市立大森病院は233,539千円）を支払いするため、法定福利費引当金41,824千円（うち市立横手病院は27,565千円、うち市立大森病院は14,259千円）を使用する。

IV. 開示すべきセグメント情報

- 1 セグメントの区分については、横手市病院事業会計規程に基づき、病院単位に区分している。

(単位：千円)

区 分	市立横手病院	市立大森病院	計
医 業 収 益	5,184,024	2,506,040	7,690,064
医 業 費 用	5,703,746	2,748,701	8,452,447
医 業 損 益	△ 519,722	△ 242,661	△ 762,383
医 業 外 収 益	554,015	273,860	827,875
医 業 外 費 用	33,294	30,199	63,493
医 業 外 損 益	520,721	243,661	764,382
特 別 損 益	△ 999	△ 1,000	△ 1,999
純 利 益	0	0	0
資 産	7,912,616	4,108,411	12,021,027
負 債	4,000,760	2,287,522	6,288,282
資 本	3,911,856	1,820,889	5,732,745

令和4年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度横手市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和4年度横手市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条で定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 水道事業費用	1,960,900千円	45,300千円	2,006,200千円
第1項 営業費用	1,743,620千円	45,300千円	1,788,920千円

第 3 条 予算第 10 条を第 11 条とし、予算第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和 4 年度広報誌印刷製本業務	令和 5 年度から 令和 5 年度まで	3 9 0 千円
令和 4 年度量水器購入 (単価契約)	令和 5 年度から 令和 5 年度まで	1 6 , 6 7 5 千円
令和 4 年度水道用薬品購入 (単価契約)	令和 5 年度から 令和 5 年度まで	4 0 , 3 4 9 千円

令和 4 年 1 1 月 2 8 日提出

横手市長 高 橋 大

水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書

令和4年度 横手市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,960,900	45,300	2,006,200
		1. 原水及び浄水費	1,743,620	45,300	1,788,920
		2. 配水及び給水費	306,521	43,500	350,021
		4. 総係費	229,353	1,300	230,653
			243,902	500	244,402

令和4年度 横手市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>当年度純損失 △ 84,156</p> <p>減価償却費 927,877</p> <p>固定資産除却費 15,000</p> <p>引当金の増減額 42</p> <p>長期前受金戻入額 △ 192,122</p> <p>受取利息及び配当金 △ 170</p> <p>支払利息 156,062</p> <p>未収金の増減額 △ 11,733</p> <p>未払金の増減額 △ 27,222</p> <p>たな卸資産の増減額 △ 3,551</p> <hr/> <p>小計 780,027</p> <p>利息及び配当金の受取額 170</p> <p>利息の支払額 △ 156,062</p> <p>未払（未収）消費税の増減額 △ 27,648</p> <hr/> <p>業務活動によるキャッシュ・フロー 596,487</p>	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>有形固定資産の取得による支出 △ 1,185,655</p> <p>無形固定資産の取得による支出 △ 12,135</p> <p>国庫補助金等による収入 333,121</p> <hr/> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー △ 864,669</p> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入 748,500</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 △ 946,490</p> <p>他会計からの出資による収入 187,357</p> <hr/> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー △ 10,633</p> <p>資金増減額 △ 278,815</p> <p>資金期首残高 1,546,436</p> <hr/> <p>資金期末残高 1,267,621</p>
---	--

令和4年度 横手市水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
	(1) 有形固定資産				
	イ 土 地		860,557		
	ロ 立 木		412		
	ハ 建 物	3,334,189			
	減価償却累計額	<u>△ 1,184,074</u>	2,150,115		
	ニ 構 築 物	28,233,569			
	減価償却累計額	<u>△ 11,985,790</u>	16,247,779		
	ホ 機械及び装置	6,179,284			
	減価償却累計額	<u>△ 4,382,236</u>	1,797,048		
	ヘ 車 両 運 搬 具	45,031			
	減価償却累計額	<u>△ 15,933</u>	29,098		
	ト 工具、器具及び備品	415,980			
	減価償却累計額	<u>△ 347,469</u>	68,511		
	チ 建 設 仮 勘 定		725,579		
	有形固定資産合計			21,879,099	
	(2) 無形固定資産				
	イ ダム使用権		1,169,530		
	ロ 電話加入権		360		
	ハ 水利権		3,233		
	ニ 施設利用権		486		
	ホ ソフトウェア		<u>6,571</u>		
	無形固定資産合計			<u>1,180,180</u>	
	固 定 資 産 合 計				23,059,279
2	流 動 資 産				
	(1) 現金預金			1,267,621	
	(2) 未 収 金		166,349		
	貸倒引当金		<u>△ 436</u>	165,913	
	(3) 貯 蔵 品			<u>20,390</u>	
	流動資産合計				<u>1,453,924</u>
	資 産 合 計				<u>24,513,203</u>

		負債の部		
		千円	千円	千円
3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	9,691,666		
	企業債合計		9,691,666	
	固定負債合計			9,691,666
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	858,702		
	企業債合計		858,702	
	(2) 未払金		58,831	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	11,211		
	ロ 法定福利費引当金	2,190		
	引当金合計		13,401	
	(4) その他流動負債		109,172	
	流動負債合計			1,040,106
5	繰延収益			
	長期前受金		9,366,666	
	長期前受金収益化累計額		△ 4,607,070	
	繰延収益合計			4,759,596
	負債合計			<u>15,491,368</u>
		資本の部		
6	資本金			8,737,302
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	50,473		
	ロ 国庫補助金	41,302		
	ハ 寄附金	25,856		
	ニ 工事負担金	51,439		
	ホ 保険差益	408		
	ヘ その他資本剰余金	31,200		
	資本剰余金合計		200,678	
	(2) 利益剰余金			
	イ 利益積立金	123,395		
	ロ 建設改良積立金	44,616		
	ハ 当年度未処理欠損金	84,156		
	利益剰余金合計		83,855	
	剰余金合計			284,533
	資本合計			<u>9,021,835</u>
	負債資本合計			<u>24,513,203</u>

令和4年度 横手市水道事業会計補正予算（第2号）説明資料

収益の支出

支 出

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明
1. 水道事業費用			1,960,900	45,300	2,006,200	
1. 営業費用			1,743,620	45,300	1,788,920	
	1. 原水及び浄水費		306,521	43,500	350,021	
		動力費	113,612	43,500	157,112	
	2. 配水及び給水費		229,353	1,300	230,653	
		光熱水費	2,222	600	2,822	
		動力費	14,572	700	15,272	
	4. 総係費		243,902	500	244,402	
		光熱水費	2,275	500	2,775	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・減価償却の方法 定額法（ただし、量水器については取替法）による。
 - ・主な耐用年数

建物	10年～65年
構築物	10年～60年
機械及び装置	8年～40年
車両運搬具	4年～5年
工具、器具及び備品	3年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・減価償却の方法 定額法
 - ・主な耐用年数

ダム使用権	55年
水利権	20年
施設利用権	20年
- 3 引当金の計上方法
 - (1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支払見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 退職給付引当金
職員の退職手当は、「退職手当負担に関する確認書」に基づき、水道事業が毎年度支出する普通負担金を除き一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

・企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還する予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1,718,180千円である。

III. リース契約により使用する固定資産に関する注記

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,188	千円
1年超	2,376	千円
計	3,564	千円

IV. その他の注記

1 賞与引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として39,080千円を支給するため、賞与引当金11,209千円を使用する。

2 法定福利費引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、法定福利費として36,614千円を支払いするため、法定福利費引当金2,187千円を使用する。

3 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金412千円を使用する。

4 特定収入割合が5%超であった場合の固定資産の会計処理について

特定収入に対応する課税仕入れが固定資産の取得である場合の特定収入の仕入控除税額の調整に係る会計処理は、当該調整額を特定収入である長期前受金と相殺(圧縮記帳)する方法(取得した固定資産を消費税及び地方消費税抜額で計上)によっている。

令和4年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度横手市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和4年度横手市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条で定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	下水道事業費用	2,024,700千円	9,400千円	2,034,100千円
	第1項 営業費用	1,829,247千円	9,400千円	1,838,647千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条で定めた債務負担行為に、次の事項を追加する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度量水器購入（単価契約）	令和5年度から 令和5年度まで	4,740千円

令和4年11月28日提出

横手市長 高 橋 大

下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書

令和4年度 横手市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 下水道事業費用			2,024,700	9,400	2,034,100
	1. 営業費用		1,829,247	9,400	1,838,647
		1. 管渠費	94,583	1,600	96,183
		2. 処理場費	127,107	7,800	134,907

令和4年度 横手市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>当年度純利益 50,840</p> <p>減価償却費 1,033,942</p> <p>固定資産除却費 4,548</p> <p>引当金の増減額 △ 204</p> <p>長期前受金戻入額 △ 397,714</p> <p>受取利息及び配当金 △ 2</p> <p>支払利息 183,489</p> <p>未収金の増減額 5,473</p> <p>未払金の増減額 3,237</p> <p>たな卸資産の増減額 19</p> <hr/> <p>小計 883,628</p> <p>利息及び配当金の受取額 2</p> <p>利息の支払額 △ 183,489</p> <p>未払(未収)消費税の増減額 △ 52,134</p> <hr/> <p>業務活動によるキャッシュ・フロー 648,007</p>	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>有形固定資産の取得による支出 △ 1,554,575</p> <p>無形固定資産の取得による支出 △ 70,477</p> <p>国庫補助金等による収入 708,273</p> <hr/> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー △ 916,779</p> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入 1,382,800</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 △ 1,553,021</p> <p>他会計からの出資による収入 384,518</p> <hr/> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー 214,297</p> <p>資金増減額 △ 54,475</p> <p>資金期首残高 1,206,748</p> <hr/> <p>資金期末残高 1,152,273</p>
---	---

令和4年度 横手市下水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

1 固定資産	資産の部		千円	千円
	千円	千円		
(1) 有形固定資産				
イ 土地		77,201		
ロ 建物	1,895,642			
減価償却累計額	<u>△ 277,899</u>	1,617,743		
ハ 構築物	37,950,687			
減価償却累計額	<u>△ 10,561,282</u>	27,389,405		
ニ 機械及び装置	1,701,009			
減価償却累計額	<u>△ 1,003,784</u>	697,225		
ホ 車両運搬具	3,865			
減価償却累計額	<u>△ 3,672</u>	193		
ヘ 工具、器具及び備品	137,754			
減価償却累計額	<u>△ 113,079</u>	24,675		
ト 建設仮勘定		824,465		
有形固定資産合計			30,630,907	
(2) 無形固定資産				
イ 流域下水道施設利用権		2,976,842		
ロ 電話加入権		5,040		
ハ ソフトウェア		710		
無形固定資産合計			2,982,592	
(3) 投資その他の資産				
イ 投資有価証券		3,000		
投資その他の資産合計			3,000	
固定資産合計				33,616,499
2 流動資産				
(1) 現金預金			1,152,273	
(2) 未収金		241,984		
貸倒引当金		<u>△ 406</u>	241,578	
(3) 貯蔵品			271	
流動資産合計				1,394,122
資産合計				<u>35,010,621</u>

		負債の部		
		千円	千円	千円
3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	13,337,869		
	企業債合計		13,337,869	
	固定負債合計			13,337,869
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,525,253		
	企業債合計		1,525,253	
	(2) 未払金		45,231	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	8,069		
	ロ 法定福利費引当金	1,629		
	引当金合計		9,698	
	(4) その他流動負債		429	
	流動負債合計			1,580,611
5	繰延収益			
	長期前受金		18,660,710	
	長期前受金収益化累計額		△ 6,448,058	
	繰延収益合計			12,212,652
	負債合計			<u>27,131,132</u>
		資本の部		
		千円	千円	千円
6	資本金			7,631,052
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 国庫補助金等	2,923		
	ロ 受益者負担金等	51,303		
	資本剰余金合計		54,226	
	(2) 利益剰余金			
	イ 利益積立金	143,371		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	50,840		
	利益剰余金合計		194,211	
	剰余金合計			<u>248,437</u>
	資本合計			<u>7,879,489</u>
	負債資本合計			<u>35,010,621</u>

令和4年度 横手市下水道事業会計補正予算（第2号）説明資料

収益の支出

支 出

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1. 下水道事業費用			2,024,700	9,400	2,034,100	
1. 営業費用			1,829,247	9,400	1,838,647	
	1. 管渠費		94,583	1,600	96,183	
		光熱水費	975	100	1,075	
		動力費	15,780	1,500	17,280	
	2. 処理場費		127,107	7,800	134,907	
		動力費	27,523	7,800	35,323	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 其他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 貯 蔵 品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・ 減価償却の方法 定額法（ただし、量水器については取替法）による。
 - ・ 主な耐用年数

建物	10年～50年
構築物	10年～50年
機械及び装置	8年～20年
車両運搬具	4年～5年
工具、器具及び備品	5年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・ 減価償却の方法 定額法
 - ・ 主な耐用年数

流域下水道施設利用権	50年
ソフトウェア	5年
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 退職給付引当金
職員の退職手当は、「退職手当負担に関する確認書」に基づき、下水道事業が毎年度支出する普通負担金を除き一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

5 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

- ・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

- ・企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還する予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は9,423,008千円である。

III. セグメント情報に関する注記

1 報告セグメントの概要

横手市下水道事業会計は、公共下水道事業及び集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針を決定していることから、公共下水道事業及び集落排水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントごとの営業収益等は以下のとおりである。

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：千円）

区 分	公共下水道事業	集落排水事業	計
営業収益	644,314	80,563	724,877
営業費用	1,430,882	346,905	1,777,787
営業損益	△ 786,568	△ 266,342	△ 1,052,910
経常損益	28,875	22,623	51,498
セグメント資産	28,163,893	6,846,728	35,010,621
セグメント負債	20,959,014	6,172,118	27,131,132
その他の項目			
一般会計繰入金	1,019,206	267,832	1,287,038
減価償却費	836,471	197,471	1,033,942
特別利益	1	1	2
特別損失	564	96	660
固定資産の増加額	319,083	602,413	921,496

IV. リース契約により使用する固定資産に関する注記

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	856	千円
1年超	3,420	千円
計	4,276	千円

V. その他の注記

1 賞与引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として24,507千円を支給するため、賞与引当金8,065千円を使用する。

2 法定福利費引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、法定福利費として21,124千円を支払いするため、法定福利費引当金1,628千円を使用する。

3 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金615千円を使用する。

4 特定収入割合が5%超であった場合の固定資産の会計処理について

特定収入に対応する課税仕入れが固定資産の取得である場合の特定収入の仕入控除税額の調整に係る会計処理は、当該調整額を特定収入である長期前受金と相殺(圧縮記帳)する方法(取得した固定資産を消費税及び地方消費税抜額で計上)によっている。